

農作物共済損害評価要綱

制定：平成30年 5 月 8 日付け30経営第380号農林水産省経営局長通知

改正：平成31年 1 月17日付け30経営第2285号農林水産省経営局長通知

改正：令和元年 5 月24日付け元経営第194号農林水産省経営局長通知

改正：令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第3122号農林水産省経営局長通知

改正：令和 2 年12月25日付け 2 経営第2427号農林水産省経営局長通知

改正：令和 3 年 3 月29日付け 2 経営第3390号農林水産省経営局長通知

改正：令和 4 年 6 月24日付け 4 経営第951号農林水産省経営局長通知

改正：令和 6 年 5 月29日付け 6 経営第570号農林水産省経営局長通知

改正：令和 6 年 8 月14日付け 6 経営第1152号農林水産省経営局長通知

改正：令和 7 年 5 月 9 日付け 7 経営第395号農林水産省経営局長通知

【 略語とその定義一覧 】

略語	定義
法	農業保険法（昭和22年法律第185号）
施行令	農業保険法施行令（平成29年政令第263号）
規則	農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）
損害認定準則	農作物共済損害認定準則（平成30年 3 月28日農林水産省告示第639号）
引受要綱	農作物共済引受要綱（平成30年 5 月 8 日付け30経営第380号農林水産省経営局長通知）
連合会実測要領	昭和47年 3 月23日付け47農経B第467号農林省農林経済局長通知）
組合等実測要領	昭和53年 8 月 7 日付け53農経B第2342号農林水産省経済局長通知）
事業規程等	事業規程又は共済事業の実施に関する条例
類区分	法第136条第1項の規定により特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定める区分
全相殺方式	基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量にキログラム当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金額とする共済関係であって、組合員等ごとに、基準収穫量からその年産における収穫量を差し引いて減収量を算定するもの
半相殺方式	基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量にキログラム当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金額とする共済関係であって、耕地ごとに、その年産における当該耕地の収穫量が耕地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して減収量を算定するもの

特例半相殺方式	規則附則第9条第1項の規定に基づき支払開始減収量を引き下げて共済金を支払う半相殺方式
地域インデックス方式	基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量にキログラム当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金額とする共済関係であって、統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準単収を下回る場合におけるその差に相当する10アール当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて減収量を算定するもの
品質方式	水稻について、基準生産金額に補償限度割合を乗じて得た金額（共済限度額）の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、組合員等ごとに、共済事故によりその年産における品質の程度により調整を加えた収穫量が基準収穫量を下回る場合に、共済限度額からその年産における生産金額を差し引いて生産金額の減少額を算定するもの
災害収入共済方式	麦について、基準生産金額に補償限度割合を乗じて得た金額（共済限度額）の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、組合員等ごとに、共済事故によりその年産における品質の程度により調整を加えた収穫量が基準収穫量を下回る場合に、共済限度額からその年産における生産金額を差し引いて生産金額の減少額を算定するもの
支払開始損害割合	全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式において、共済金の支払が開始することになる損害割合
共済限度額割合	品質方式及び災害収入共済方式における共済限度額を算出するために基準生産金額に乗ずる割合として申込者が選択する割合
一筆半損特約	一筆半損特例を適用する旨の特約
一筆全損特例	全損耕地につき、耕地別基準収穫量に相当する数量を減収量とみなして共済金を支払う特例
一筆半損特例	収穫量が耕地別基準収穫量の2分の1に相当する数量以下と認められる耕地につき、当該耕地別基準収穫量の2分の1に相当する数量を減収量とみなして共済金を支払う特例
収穫皆無耕地	収穫皆無となった耕地
移植不能耕地	移植不能又は発芽不能となった耕地

全損耕地	収穫皆無耕地（第1章第9節の分割評価を行った耕地を除く。）及び移植不能耕地
半損耕地	被害を受けた耕地に係る収穫量が、当該耕地の耕地別基準収穫量の2分の1以下となった耕地（全損耕地を除く。）
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は共済事業を行う全国連合会
特定組合	法第73条第4項に規定する特定組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
組合員等	農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
地方農政局統計部等	地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部
農作物連合会保険区分	組合等と都道府県連合会との保険関係の区分であって、共済目的の種類、引受方式の別及び支払開始損害割合の別又は共済限度額割合の別の区分から成るもの
農作物政府保険区分	特定組合等と政府との保険関係の区分であって、品質方式及び災害収入共済方式並びに共済目的の種類ごとのこれら以外の引受方式の区分
農作物再保険区分	都道府県連合会と政府との再保険関係の区分をいい、品質方式、災害収入共済方式及びその他の引受方式の区分
連合会認定区分	農作物連合会保険区分を共済金の支払時期により細分して組合等が定める区分
政府保険認定区分	農作物政府保険区分を共済金の支払時期により細分して特定組合等が定める区分
政府再保険認定区分	農作物再保険区分を共済金の支払時期により細分して都道府県連合会が定める区分
1回作	一期作の水稲又は二期作の水稲のうち1回目の耕作に係るもの
2回作	二期作の水稲のうち2回目の耕作に係るもの
青色申告書等	規則第87条第3項第2号に規定する青色申告書及び受払帳簿その他の収穫量を明らかにするために組合等が提出を求めた関係書類

確定申告関係書類	規則第87条第3項第3号に規定する書類及び同号に規定する帳簿その他の収穫量を明らかにするために組合等が提出を求めた関係書類
統計単収	作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）第4条第3項の収穫量調査に基づく10アール当たりの作物の種類別収穫量
基準単収	10アール当たり基準収穫量
全筆調査単収	全筆調査に基づく10アール当たり収量
農家申告抜取調査単収	農家申告抜取調査に基づく10アール当たり収量（当該筆の修正申告収穫量／当該筆の引受面積）
損害評価地区等ごと	損害評価地区ごと、類区分ごと及び引受方式ごと
地域等階層	地域又は熟期による階層
面積払	経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の（2）の①の面積払
面積払交付農業者	面積払の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者
面積払交付単価	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の③のエの交付単価
免税交付農業者	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の①に規定する麦について、同要綱Ⅳの第1の1の（2）の畑作物の直接支払交付金の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。以下「数量払交付農業者」という。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除されるものに対する数量払単価が適用されるもの
課税交付農業者	数量払交付農業者のうち、免税交付農業者以外のもの

目 次

第1章 通則

第1節	目的	1
第2節	共済事故	1
第3節	共済責任期間	2
第4節	損害	2
第5節	事故発生通知及び損害通知	8
第6節	登熟不良等被害の把握	11
第7節	損害防止	12
第8節	立入調査	13
第9節	分割評価	13
第10節	損害評価会の委員及び損害評価員	13
第11節	地方農政局統計部等に対する連絡等	14
第12節	損害評価野帳等の取扱い	15
第13節	共済減収量及び減収量の端数の取扱い	16
第14節	支払責任のない損害	16
第15節	第三者に対する権利の取得	17
第16節	共済金支払等の免責	17

第2章 損害評価

第1節	損害評価の時期	19
第2節	損害評価の準備	19
第3節	現地評価	23
第4節	損害評価高の取りまとめ	42
第5節	損害評価高の決定	59
第6節	特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会における共済金及び保険金の 仮渡し	60
第7節	特定組合等が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価	64
第8節	損害評価の特例	66

第3章 請求の手続

第1節	特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会による保険金又は再保険金の 請求手続	66
第2節	特定組合等における保険金の請求手続	67
第3節	保険金及び共済金の支払	68

第4節	特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会の保険金の仮渡し及び再保険 金の概算払の請求を行う場合の手続	68
第5節	特定組合等による共済金の仮渡し及び保険金の概算払の請求を行う場合の 手続	69
第6節	共済金の支払に関する留意事項	70
(別紙)	面積払交付農業者が耕作する麦の収穫量及び生産金額等の扱い	72
	書類様式	77

第1章 通則

第1節 目的

この要綱は、法、施行令、規則、損害認定準則及び農作物共済基準収穫量等設定準則（平成30年3月28日農林水産省告示第640号）に準拠して定めたものであり、農作物共済の損害評価の業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2節 共済事故

農作物共済のうち全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式の共済事故は、次に掲げる災害による農作物の減収とし、品質方式及び災害収入共済方式の共済事故は、次に掲げる災害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少である。

- 1 風水害 暴風、強風、潮風等による風害、冠水、浸水、流失、埋没、浸潮等による水害（豪雨、長雨等によって鉱山の有毒物が河川に流入したことによる鉱毒の害を含む。）及び風害と水害が同時又は相前後して発生した場合の災害
- 2 干害 干ばつ等による災害（干ばつによる塩害、河川水の流量減少のため生じた海水の逆流による塩害及び干ばつに伴う用水の統制等による用水不足によって一部に発生した干害現象を含む。）
- 3 ひょう害 降ひょうによる災害
- 4 冷害 低温及びこれに付随する異常気象（例えば、日照不足）のため生じた災害
- 5 凍霜害 気温の急激な低下による災害（麦の幼穂形成期以後に発生する寒冷の害等がこれに該当する。）
- 6 暖冬害 不時出穂又は分けつ不足を生じせしめる暖冬による災害（暖冬により穂の生育が促進されていたため、平常の年ならば災害とならないような時期において低温により発育中の穂が枯死し又は不稔となったものを含む。）
- 7 寒害 冬期間の寒冷による災害（茎葉の枯死、根の浮上、分けつ不足等が生じた場合である。）
- 8 雪害 積雪による災害（長期の根雪による麦の栄養失調症を含む。）
- 9 雨害湿潤害 長雨その他雨そのものによる災害及び濃霧その他大気の湿潤による災害（穂発芽、腐敗等がこれに該当する。）
- 10 冷湿害 低温と大気及び土壌の湿潤が重複して起こる災害
- 11 土壌湿潤害 土壌の湿潤による災害（根部の機能障害等がこれに該当する。）
- 12 地震害 地震による災害（地震による津波、水害及び干害等を含む。）
- 13 雷害 落雷による災害
- 14 噴火の害 火山の噴火による溶岩の流出及び降灰等による災害

- 15 地すべりの害
- 16 その他の気象上の原因による災害
- 17 火 災
- 18 病 害
- 19 虫 害
- 20 鳥 害
- 21 獣 害

第3節 共済責任期間

1 共済責任期間

共済責任期間とは、その期間中に共済事故が発生し、それにより第4節の1に規定する損害が生じた場合において組合等が組合員等に対し共済金の支払責任の生ずることとなる期間である。

2 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、水稻については本田移植期（直播をする場合にあっては、発芽期）、陸稻及び麦については発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）である。この場合の移植期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得る移植期間をいい、発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る播種期間において播種されたものが通常発芽する時期をいう。

3 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、水稻、陸稻又は麦の収穫をする時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り、ほ場より搬出することである。ただし、ほ場乾燥中の共済目的については、通常の乾燥期間に限り、共済責任期間内にあるものとする。

第4節 損害

1 損害認定の対象となる損害

- (1) 全相殺方式の損害認定の対象となる損害は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式を満たす場合の損害（以下「全相殺方式超過被害」という。）とする。

$\text{共済責任期間中に共済事故が発生したことによる減収量} > \text{基準収穫量} \times \text{支払開始損害割合}$

- (2) 半相殺方式の損害認定の対象となる損害は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式を満たす場合の損害（以下「半相殺方式超過被害」という。）とする。

共済責任期間中に共済事故が発生したことによる耕地ごとの減収量の合計＞基準
収穫量×支払開始損害割合

ただし、特例半相殺方式による場合の損害認定の対象となる損害は、類区分ごと
及び組合員等ごとに、次式を満たす場合の損害（以下「特例半相殺方式超過被害」
という。）とする。

共済責任期間中に共済事故が発生したことによる耕地ごとの減収量の合計＞基準
収穫量×支払開始割合

支払開始割合＝次の表の左欄に掲げる支払開始損害割合に応じ同表の右欄に掲げ
る割合

支払開始損害割合	支払開始割合
20%	15%
30%	25%
40%	35%

- (3) 地域インデックス方式の損害認定の対象となる損害は、類区分ごと、組合員等ご
と及び統計単位地域（水稻及び麦については市町村の区域、陸稻については都道府
県の区域をいう。以下同じ。）ごとに、共済責任期間中に共済事故による損害が発
生した場合であって、次式を満たすときの損害（以下「地域インデックス方式超過
被害」という。）とする。

$(\text{基準単収} - \text{当該年産の統計単収}) \times \Sigma (\text{引受面積}) > \text{基準単収} \times \Sigma (\text{引受面
積}) \times \text{支払開始損害割合}$

- (4) 品質方式及び災害収入共済方式の損害認定の対象となる損害は、類区分ごと及び
組合員等ごとに、共済責任期間中に共済事故による損害が発生したことにより、そ
の年における当該組合員等の当該類区分に係る農作物の収穫量が減少した場合であ
って次式を満たすときの損害（水稻にあつては「品質方式超過被害」、麦にあつて
は「災害収入共済方式超過被害」という。以下同じ。）とする。

- ・ 当年産の収穫量×品質指数＜基準収穫量
- ・ 当年産の生産金額＜基準生産金額×共済限度額割合

- (5) 特例として次の損害があつたときに、損害認定の対象とする。

① 一筆全損被害

共済責任期間中に共済事故が発生しこれにより全損耕地となつたものに係る損
害。

- ② 一筆半損被害（一筆半損特約を付した組合員等に限る。以下同じ。）

共済責任期間中に共済事故が発生しこれにより半損耕地となったものに係る損害。

2 移植不能及び発芽不能

移植不能及び発芽不能とは、本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかった又は発芽しなかった場合をいうが、移植できなかった又は発芽しなかった場合には、移植期において本田の移植準備中に共済事故により苗代が被害を受けて苗が不足したため移植できなかった場合及び次のように客観的に見て移植が不可能と認められ、又は発芽しないと認められた場合を含むものとする。

なお、耕地ごとに共済事故により移植できなかったか又は発芽しなかった部分の面積が、その耕地の全面積の100分の70以上である場合、又は発芽しなかった程度がこれと同等と認められる場合には、当該耕地は、移植不能耕地として取り扱うものとする。

- (1) 移植期の干ばつによる用水不足のため生育が明らかに不可能と認められる状態であるにもかかわらず移植した場合
- (2) 津波又は高潮等により海水が浸入し、塩分濃度が高いため活着の見込みがないのに移植した場合
- (3) 適期に播種したものが共済事故によって通常の発芽期に発芽しない場合

3 共済金の支払額

- (1) 全相殺方式の共済金の支払額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。

共済金＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝基準収穫量－当年産の収穫量

支払開始減収量＝基準収穫量×支払開始損害割合

- (2) 半相殺方式の共済金の支払額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。

共済金＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝耕地ごとの減収量の合計

耕地ごとの減収量＝耕地別基準収穫量－耕地の収穫量

支払開始減収量＝基準収穫量×支払開始損害割合

- (3) 特例半相殺方式の共済金の支払額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。

共済金＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝特例減収量－支払開始減収量

特例減収量＝基準収穫量×減収量算定割合

減収量算定割合＝表 1 の左欄に掲げる支払開始損害割合に応じ、同表の右欄に定める割合

支払開始減収量＝組合員等の基準収穫量×支払開始割合

支払開始割合＝表 2 の左欄に掲げる支払開始損害割合に応じ同表の右欄に掲げる割合

(表 1)

支払開始損害割合	減収量算定割合
20%	減収量／基準収穫量×16／17＋3／340
30%	減収量／基準収穫量×14／15＋1／60
40%	減収量／基準収穫量×12／13＋7／260

※ 減収量は、(2) の半相殺方式の減収量とする。

(表 2)

支払開始損害割合	支払開始割合
20%	15%
30%	25%
40%	35%

- (4) 地域インデックス方式の共済金の支払額は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次のとおり算出する。

共済金＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝(基準単収－当年産の統計単収)×Σ(引受面積)

支払開始減収量＝基準単収×Σ(引受面積)×支払開始損害割合

- (5) 品質方式及び災害収入共済方式の共済金の支払額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。

共済金＝(共済限度額－当年産の生産金額)×共済金額／共済限度額

当年産の生産金額＝ Σ （組合員等の品種別及び出荷規格別の収穫量×品種別及び出荷規格別のキログラム当たり単価）

共済限度額＝基準生産金額×共済限度額割合

（６）一筆全損被害及び一筆半損被害における共済金は、次のとおりとする。

ア 全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式及び地域インデックス方式

全相殺方式、半相殺方式及び特例半相殺方式については類区分ごと及び組合員等ごとに、地域インデックス方式については類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、一筆全損被害又は一筆半損被害がある場合は、次の（ア）及び（イ）（一筆半損特約を付していない組合員等にあつては、（ア））により算出される金額と（１）から（４）までの規定に基づき算出した金額のいずれか大きい額を共済金の支払額とする。

（ア）一筆全損被害の共済金

共済金＝全損耕地の共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝全損耕地減収量の合計－支払開始減収量

全損耕地減収量＝全損耕地の耕地別基準収穫量を基礎とし、移植不能耕地にあつては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量

支払開始減収量＝全損耕地の耕地別基準収穫量の合計×全損耕地支払開始割合

全損耕地支払開始割合＝次の表の左欄に掲げる引受方式及び同表の中欄に掲げる支払開始損害割合に応じ同表の右欄に掲げる割合

引受方式	支払開始損害割合	全損耕地支払開始割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	10%	30/100
半相殺方式及び特例半相殺方式	20%	
全相殺方式及び地域インデックス方式	20%	40/100
半相殺方式及び特例半相殺方式	30%	
全相殺方式及び地域インデックス方式	30%	50/100
半相殺方式及び特例半相殺方式	40%	

（イ）一筆半損被害の共済金

共済金＝半損耕地の共済減収量×単位当たり共済金額

半損耕地の共済減収量＝半損耕地減収量の合計－支払開始減収量

半損耕地減収量＝半損耕地の耕地別基準収穫量の２分の１に相当する数量を基礎として、農林水産大臣が定めるところにより算定される数量

支払開始減収量＝半損耕地の耕地別基準収穫量の合計×半損耕地支払開始割合

半損耕地支払開始割合＝次の表の左欄に掲げる引受方式及び同表の中欄に掲げる支払開始損害割合に応じ同表の右欄に掲げる割合

引受方式	支払開始損害割合	半損耕地支払開始割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	10%	30/100
半相殺方式及び特例半相殺方式	20%	
全相殺方式及び地域インデックス方式	20%	$50/100 - 20/100 \times 6/7$
半相殺方式及び特例半相殺方式	30%	
全相殺方式及び地域インデックス方式	30%	$50/100 - 20/100 \times 5/7$
半相殺方式及び特例半相殺方式	40%	

イ 品質方式及び災害収入共済方式

品質方式及び災害収入共済方式については類区分ごと及び組合員等ごとに、一筆全損被害又は一筆半損被害がある場合であって、次の（ア）及び（イ）（一筆半損特約を付していない組合員等にあつては、（ア））により算出される一筆全損被害及び一筆半損被害に係る生産金額が、（５）の規定に基づき算出した生産金額より小さいときは、一筆全損被害又は一筆半損被害に係る生産金額を用いて（５）の規定に基づき、共済金の支払額を算出する。

（ア）一筆全損被害の生産金額

生産金額＝共済限度額－一筆全損被害の生産金額の減少額

一筆全損被害の生産金額の減少額＝ Σ （全損耕地の耕地別基準生産金額） $\times$ 全損耕地補償割合－移植不能耕地調整額

全損耕地補償割合＝次の表の左欄に掲げる共済限度額割合に応じ同表の右欄に掲げる割合

共済限度額割合	全損耕地補償割合
90%	70%
80%	60%
70%	50%

移植不能耕地調整額：

① 共済限度額割合が90%の場合

Σ （当該耕地の耕地別基準生産金額） $\times 35/100$

② 共済限度額割合が80%の場合

Σ （当該耕地の耕地別基準生産金額） $\times 30/100$

③ 共済限度額割合が70%の場合

Σ （当該耕地の耕地別基準生産金額） $\times 25/100$

(イ) 一筆半損被害の生産金額

一筆半損被害の生産金額＝共済限度額－一筆半損被害の生産金額の減少額

生産金額の減少額＝ Σ （半損耕地の耕地別基準生産金額）×半損耕地補償割合－ Σ （半損耕地生産金額）

半損耕地補償割合＝次の表の左欄に掲げる補償割合に応じ同表の右欄に掲げる割合

共済限度額割合	半損耕地補償割合
90%	70／100
80%	50／100＋20／100×6／7
70%	50／100＋20／100×5／7

半損耕地生産金額＝半損耕地の耕地別基準生産金額×1/2

第5節 事故発生通知及び損害通知

第1 事故発生通知

事故発生通知は、共済目的に共済事故が発生したことを、遅滞なく報告する通知であり、次により行う。

- (1) 組合等は、組合員等に対し、共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を組合等に通知させる。
- (2) 特定組合等以外の組合等は、組合員等から事故発生通知があったとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく都道府県連合会にその旨を通知する。
- (3) 特定組合等は、組合員から事故発生通知があったとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なくその旨を農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に通知する。
- (4) 都道府県連合会は、会員たる組合等から事故発生通知があった場合又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なくその旨を経営局長に通知する。

第2 損害通知

損害通知は、共済金の支払対象となる被害が発生したと認める場合に行う通知であり、次により行う。

1 組合員等の行う通知

- (1) 組合等は、引受方式に応じて次に定める場合において、組合員等に対し、収穫期において、組合等の指定する時期までに被害を受けた耕地の全てにつき、災害

の種類、発生年月日及び発生した場所その他災害の状況等を組合等に通知させる
(様式例第1号の1、第1号の3、第1号の4、第1号の5又は第1号の7)。

ア 全相殺方式

全相殺方式超過被害、一筆全損被害又は一筆半損被害があったと認めるとき。

イ 半相殺方式

半相殺方式超過被害、一筆全損被害又は一筆半損被害があったと認めるとき。

ウ 特例半相殺方式

特例半相殺方式超過被害、一筆全損被害又は一筆半損被害があったと認める
とき。

エ 地域インデックス方式

共済事故による農作物の減収(一筆全損被害又は一筆半損被害を含む。)が
あったと認めるとき。

オ 品質方式若しくは災害収入共済方式

共済事故による農作物の減収又は品質の低下(一筆全損被害又は一筆半損被害
を含む。)があったと認めるとき。

(2) 組合等は、組合員等に対して(1)の通知を行わせる場合、次に掲げる事項も
併せて通知させる。

ア 全相殺方式

(ア) 被害のあった耕地及び被害のなかった耕地の別

(イ) 収穫物を乾燥調製施設へ搬入する耕地(麦については収穫物を乾燥調製施設
へ搬入する耕地又は売り渡す耕地)とそれ以外の耕地の別

(ウ) 耕地ごとの収穫予定月日又は乾燥調製施設への搬入予定月日

(エ) 被害耕地のうち、全損耕地又は半損耕地(一筆半損特約を付していない組
合員等にあつては全損耕地)の該当の有無

イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

全ての被害耕地に係る見込み収量(以下「申告収穫量」という。)

ウ 地域インデックス方式

被害耕地のうち、全損耕地又は半損耕地(一筆半損特約を付していない組合
員等にあつては、全損耕地)の該当の有無

エ 品質方式及び災害収入共済方式

(ア) 被害のあった耕地及び被害のなかった耕地の別

(イ) 組合員等が生産した収穫物を出荷先に出荷する耕地とそれ以外の耕地の別

(ウ) 耕地の収穫予定月日

(エ) 被害耕地のうち、全損耕地又は半損耕地(一筆半損特約を付していない組
合員等にあつては、全損耕地)の該当の有無

(3) 移植不能耕地又は共済事故が発生したため、収穫期前に転作、青刈り又はすき
込み(刈取り又はすき込みをした後に休閑にする場合のすき込みを含み、同一の

類区分たる農作物を再移植又は再播種する場合のすき込みを除く。以下同じ。）をする耕地（以下「転作等耕地」という。）に係る（１）の通知は、（１）の規定にかかわらず、災害の発生の都度、行わせる（様式例第１号の１、例第１号の３、例第１号の４、例第１号の５又は例第１号の７）。

- （４）半相殺方式及び特例半相殺方式にあつては、組合員等が早生種、晩生種等を作付けしている場合は、早生種の耕地に減収が生じたときは半相殺方式超過被害であるか否かにかかわらず、全て損害通知を行わせる。ただし、晩生種等の作付面積が極めて小さく、その被害を見込んでも半相殺方式超過被害とならないと見込まれる場合には、早生種の被害についての損害通知は一筆全損被害又は一筆半損被害に係る損害通知に限り行わせる。

２ 特定組合等以外の組合等の行う通知

（１）速報

特定組合等以外の組合等は、共済金の支払対象となる被害が発生したと認めたときは、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、連合会認定区分ごとに、災害の種類、発生日及び状況、被害の概数、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量、生産金額の減少額及び被害面積その他必要な事項を、災害の都度、都道府県連合会に通知する（様式第７号の１又は第７号の２）。

（２）定期報告（当初評価高報告）

特定組合等以外の組合等は、収穫期において、組合員等から損害通知のあった共済目的について第２章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定し、都道府県連合会の指定する期日までに、災害の種類、発生日及び状況、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量、生産金額の減少額及び被害面積その他保険金の額の決定に必要な事項を、連合会認定区分ごとに取りまとめ、その結果を都道府県連合会に通知する（様式第８号の１、第８号の２若しくは第８号の３及び第８号の４若しくは第８号の５）。

３ 特定組合等の行う通知

（１）速報

特定組合等は、特定組合等以外の組合等の行う速報の場合に準じて、その概況を調査し、政府保険認定区分ごとに、災害の種類、発生日及び状況、被害の概数、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量、生産金額の減少額及び被害面積その他必要な事項を災害の都度、農林水産大臣に通知する（様式第１７号の１又は第１７号の２及び第１７号の３）。

（２）定期報告（当初評価高報告）

特定組合等は、収穫期において、組合員から損害通知のあった共済目的について第2章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定する。その後、災害の種類、発生日及び状況、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量、生産金額の減少額及び被害面積その他保険金の額の決定に必要な事項を、政府保険認定区分ごとに取りまとめ、速やかに農林水産大臣に通知する（様式第18号の1、第18号の2若しくは第18号の3、第18号の4及び第8号の4又は第8号の5）。

4 都道府県連合会の行う通知

(1) 速報

都道府県連合会は、特定組合等以外の組合等の行う速報の場合に準じて、損害の概況を調査し、政府再保険認定区分ごとに、災害の種類、発生日及び状況、被害の概数、保険金支払見込額、当該保険金支払見込額に係る減収量、生産金額の減少額及び被害面積その他必要な事項を災害の都度、農林水産大臣に通知する（様式第12号の1又は第12号の2及び第12号の3）。

(2) 定期報告（当初評価高報告）

都道府県連合会は、収穫期において第2章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定する。その後、災害の種類、発生日及び状況、共済金支払見込額、保険金支払見込額、当該保険金支払見込額に係る減収量及び生産金額の減少額並びにその被害面積その他再保険金の額の決定に必要な事項を政府再保険認定区分ごとに取りまとめ、速やかに農林水産大臣に通知する（様式第13号の1、第13号の2若しくは第13号の3及び第13号の4）。

第6節 登熟不良等被害の把握

第1 登熟不良等被害の調査

組合等は、管内における水稻において登熟不良その他の外見上判別が困難な被害（以下「登熟不良等被害」という。）を把握するため、必要に応じて都道府県や農業協同組合等関係機関と連携し、次の調査等を行う。

なお、組合等と関係機関との連携については、都道府県連合会も積極的に参画し、組合等が適切かつ効率的に調査等を実施できるよう関係機関への働きかけを行うものとする。

- (1) 組合等は、あらかじめ当該組合等管内に、5筆を標準として、登熟不良等被害の発生の有無を確認するための耕地（以下「標準耕地」という。）を設定する。

なお、標準耕地は、当該組合等管内の地形、作付品種等を考慮し、必要に応じて増設するものとする。

- (2) 組合等は、登熟不良等被害把握システム（水稻の生育、気象及び被害態様の過去のデータから、その年の被害発生の可能性について分析するシステム）等を活用し

て、その年の登熟不良等被害の発生の可能性を検討しておくものとし、台風、日照不足等の異常気象が発生した場合や、当該システムの活用により登熟不良等被害の発生の可能性があるとは判定された場合には、1の標準耕地を増設するものとする。

(3) 組合等は、その設定する標準耕地における水稻の収穫前に、任意に当該水稻の一部を刈り取り、農作物共済損害評価組合等実測調査要領（昭和53年8月7日付け53農経B第2342号農林水産省経済局長通知。以下「組合等実測調査要領」という。）に準じて乾燥、もみすり及び調製をして玄米に仕上げる。

(4) 組合等は、3の玄米について、必要に応じて地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）、登録検査機関（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。）などの米の品位を確認できる機関（以下「登録検査機関等」という。）の協力を得て、登熟不良等被害が発生していないかどうか確認する。

第2 登熟不良等被害の情報提供と損害通知の喚起

組合等は、第1の調査等の結果のほか、都道府県や農業協同組合等関係機関から提供された情報から、登熟不良等被害の発生が見込まれる場合には、必要に応じてこれらの関係機関と連携して、組合員等に対し、当該被害発生が予想される旨の情報提供をし、組合員等がもみの内部における登熟状況等を確認した上で損害があると認めた場合には損害通知をするよう注意喚起するものとする。

第3 都道府県連合会又は国への報告

- (1) 組合等は、第1の調査等の結果を取りまとめ、遅滞なく、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県連合会に、特定組合等にあつては経営局長に報告する（様式第9号）。
- (2) 都道府県連合会は、会員たる組合等から（1）の報告を受けた場合には、会員たる組合等の報告を取りまとめ、遅滞なく経営局長に報告する（様式第14号）。

第7節 損害防止

共済目的について、通常すべき管理その他損害防止を行うことは組合員等の義務であり、組合等及び都道府県連合会は、これに関し適切な指導に努めなければならない。

第1 予防措置

1 通常すべき管理の基準の設定とその普及指導

防災の基本は共済目的の適切な管理にあるので、組合等及び都道府県連合会は、必要に応じ「通常すべき管理の基準」を定め、その普及及び指導に努めるものとする。

2 気象通報と防災措置

組合等及び都道府県連合会は、長期予報、気象特報等の気象通報に注意し、災害が予知される場合には、関係機関と連絡して速やかに組合員等の注意を促すとともに、必要な防災措置を講ずるものとする。

3 発生予察の実行と予防駆除等の指導

組合等及び都道府県連合会は、病虫害発生予察機関その他の関係機関との連絡を密にして、発生予察を適時に的確に行うとともに、予防駆除等につき組合員等を指導し必要がある場合には、その方法につき指示するものとする。

4 防除態勢の整備

組合等及び都道府県連合会は、独自に、又は他の関係機関と協力して、災害防除機具、薬剤等の整備に努め、災害発生に備えて防除態勢を整えておくものとする。

第2 善後処置

組合等及び都道府県連合会は、災害が発生した場合は、これに対する応急的な処置及び被害のこう進を防止する技術的な対策を講じて組合員等を指導し、必要がある場合は、その処置につき指示するものとする。なお、この点に関しては、行政機関、研究機関等と密接な連絡を図るものとする。

第8節 立入調査

組合等及び都道府県連合会は、損害の防止又は損害評価のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある組合員等の耕地に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

第9節 分割評価

肥培管理の粗放又は不行き届き、病虫害防除の不適切その他第2節に掲げる共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、共済事故以外の原因による減収量と共済事故による減収量との分割（以下「分割評価」という。）を行い、この共済事故以外の原因による減収量（以下「分割減収量」という。）は、減収として取り扱わないこととする。

第10節 損害評価会の委員及び損害評価員

第1 組合等

1 損害評価会の委員の任務

損害評価会の委員は、損害評価会を構成して組合等の支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関して組合等の諮問に応じるほか、組合等の求めに応じて次に掲げる事項を行う。

- (1) 災害が発生した場合に損害を調査すること。
- (2) 災害が発生した場合、その防止及び善後処置等につき組合等に協力すること。
- (3) その他損害評価に関して必要な事項につき組合等に協力すること。

2 損害評価員の任務

損害評価員は、組合等の指示により次に掲げる事項を行う。

- (1) 災害が発生した場合に、損害を調査すること。
- (2) 災害が発生した場合、その防止及び善後処置等につき、現地において組合員等の指導に当たること。
- (3) その他、組合等の損害評価に関して必要な事務に従事すること。

第2 都道府県連合会

1 損害評価会の委員の任務

組合等の損害評価会の委員の任務に準ずる。なお、このほか、必要がある場合は見回り調査を行う。

2 損害評価員の任務

組合等の損害評価員の任務に準ずる。なお、このほか、必要がある場合は見回り調査を行う。

第11節 地方農政局統計部等に対する連絡等

第1 地方農政局統計部等に対する連絡

1 必要資料の提出

組合等は、地方農政局統計部等からその調査に必要な基準収穫量、引受収量等について報告を求められたときは、地方農政局統計部等が都道府県及び都道府県連合会と協議して定める期日までに、直接又は都道府県連合会を通じて必要な資料を提出するものとする。

なお、都道府県は、定められた期日までに組合等がその資料を提出するよう組合等を指導するものとする。

2 損害の通報

災害が発生したときは、第5節の「事故発生通知」及び「損害通知」に準じて、特定組合等以外の組合等にあつては直接又は都道府県連合会を通じて、特定組合等にあつては直接、地方農政局統計部等に通報するものとする。

3 指導及び助言の要請

組合等及び都道府県連合会は、損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関して、その指導並びに助言を要請することができる。

4 組合等当初評価高及び連合会当初評価高資料の提出

特定組合等及び都道府県連合会は第2章第4節の「特定組合等当初評価高」及び「連合会当初評価高」を決定したときは、農林水産大臣への報告と併せて地方農政局統計部等にその資料を提出するものとする。

5 農業協同組合等への協力要請等

- (1) 組合等及び都道府県連合会は、損害の額の認定に関し必要があるときは、農業協同組合等に対し、当該組合員等が出荷した数量（以下「出荷数量」という。）又は品質若しくは価格に関する資料（以下「出荷資料等」という。）の提供等につき、協力を要請することができる。
- (2) 都道府県は、組合等及び都道府県連合会が農業協同組合等から出荷資料等の提供等を円滑に受けられるよう配慮するものとする。

第2 施設管理者等との連絡打合せ

組合等は、第2章第3節の現地評価を行うに当たり、乾燥調製施設における計量結果、第2章第3節第1の1の（2）のイの（イ）の売渡数量又は出荷数量等（出荷数量及び品質若しくは価格をいう。以下同じ。）を利用する場合には、適正な資料が得られるよう、あらかじめ乾燥調製施設の管理者（以下「施設管理者」という。）又は組合員等から麦に係る売渡しの委託を受けている者（以下「売渡受託者」という。）及び農業協同組合等（以下「売渡受託者等」という。以下同じ。）と連絡、打合せを行っておくものとする。

第12節 損害評価野帳等の取扱い

1 野帳の使用注意

組合等の損害評価野帳（以下「野帳」という。）及び平均単収差計算表は、この要綱に定める様式例に基づき作成した用紙を用いるものとする。（損害評価野帳＝様式例第1号の1、第1号の2、第1号の3、第1号の4、第1号の5、第1号の6及び第1号の7／平均単収差計算表＝様式例第4号の1及び第4号の2）

2 野帳の配布と損害通知の適正化

損害通知のための用紙を組合員等に配布する場合には、組合員等が記載すべき事項について記載例を示すとともに、第5節の組合員等が損害通知を行う場合について説明し、組合員等からの損害通知の適正化を図り、損害通知のあった筆数については常に明確にしておくものとする。

3 野帳の整理

野帳は、損害評価高の決定後、損害評価地区等ごとに取りまとめ、その各々につき集計表を作成して整理しておくものとする。

4 損害評価関係資料の取扱い

野帳及び平均単収差計算表以外の損害評価関係資料についても、野帳に準じて取り扱うものとする。

5 連合会抜取調査野帳及び関係資料の取扱い

都道府県連合会の抜取調査野帳及びその他の関係資料については、組合等の場合に準じて取り扱うものとする。

第13節 共済減収量及び減収量の端数の取扱い

1 共済減収量及び減収量の端数整理

共済減収量及び減収量に1キログラムに満たない端数を生じたときは、原則として四捨五入の方法により端数整理を行うものとする。ただし、一筆の耕地の面積が僅少な組合等においてキログラム単位に表示することが不適當であると認められる場合には0.1キログラムまでの単位を用いても差し支えないが、この適用は、組合等内の全耕地又は全組合員等について同様に取り扱うこととし、組合等の合計はキログラム単位とする。

2 検見収量の単位

調査を検見で行う場合の単当収量（10アール当たり収穫量をいう。以下同じ。）は、5キログラムあるいは10キログラム単位として取り扱って差し支えない。

第14節 支払責任のない損害

農作物共済の共済目的につき共済事故によって生じた損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、組合等は、共済金を支払わないものとする。

（1）戦争その他の変乱によって生じた損害

（2）組合員等又はその法定代理人（組合員等以外の者で共済金を受けるべき者がいるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害

（3）組合員等と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が組合員等に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

第15節 第三者に対する権利の取得

1 組合等

- (1) 組合等は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合員等が取得する債権（以下（1）及び（2）において「組合員等債権」という。）について当然に組合員等に代位する。

ア 組合等が支払った共済金の額

イ 組合員等債権の額（アの額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等債権の額から当該不足額を控除した残額）

- (2) (1) の場合において、アの額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等は、組合員等債権のうち組合等が（1）により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合等の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 都道府県連合会

- (1) 都道府県連合会は、保険金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合等が取得する債権（以下（1）及び（2）において「組合等債権」という。）について当然に組合等に代位する。

ア 都道府県連合会が支払った保険金の額

イ 組合等債権の額（アの額が保険関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合等債権の額から当該不足額を控除した残額）

- (2) (1) の場合において、アの額が保険関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合等は、組合等債権のうち都道府県連合会が（1）により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る都道府県連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

第16節 共済金支払等の免責

1 組合等

- (1) 組合等は、次の場合には、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

ア 組合員等が、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ったとき。

イ 組合員等が、損害防止のため特に必要な処置をすべきことについての組合等からの指示に従わなかったとき。

ウ 組合員等が次に掲げる通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(ア) 次に掲げる異動を生じた場合に組合等に対して行う共済目的の異動通知

- ① 共済目的の譲渡し
- ② 収穫適期前の刈取り又はすき込み
- ③ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更
- ④ 共済関係について災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画の変更

(イ) 事故発生通知

(ウ) 損害通知

エ 農作物共済の申込みをした組合員等が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する次に掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合等がこれを知っていたとき、及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

(ア) 共済目的の種類

(イ) 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

(ウ) 品質方式及び災害収入共済方式を選択する場合にあっては、収穫量、品質及び生産金額の確認方法並びにその申込みに係る農作物共済の共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

(2) 組合等は、類区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、組合員等がその栽培方法を当該類区分に係る農作物に適用される栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。

(3) 組合等は、組合員等が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。

(4) 組合員等が正当な理由がないのに事業規程等の規定に違反して引受要綱第1章第12節第1の2の増額された組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、この組合等は、当該組合員等に対して共済金の全部につき支払の責任を免れるものとする。

2 都道府県連合会

(1) 都道府県連合会は、次の場合には、保険金の全部又は一部につき、支払の責任を免れることができる。

ア 組合等が法令又は事業規程等に違反して共済金を支払ったとき。

イ 組合等が損害額を不当に認定して共済金を支払ったとき。

ウ 組合等がその事業規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。

エ 組合等が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

オ 組合等が引受通知書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

カ 組合等が事故発生通知又は損害通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

キ 組合等が共済目的について、通常すべき管理その他の損害防止に係る組合員等に対する指導を怠ったとき。

ク 組合等が損害防止のため特に必要な処置をすべきことについての都道府県連合会からの指示に従わなかったとき。

(2) 都道府県連合会は、組合等が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損害の額については、組合等に対して保険金の支払の義務を有しない。

第2章 損害評価

第1節 損害評価の時期

損害評価は、収穫期（出荷数量等調査については出荷終了後の適当な時期、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査については組合員等が確定申告書を税務署に提出した後の適当な時期）に行う。ただし、損害が判然としている場合又は損害に係る耕地が転作等耕地である場合には、収穫期に至らなくとも災害発生後適当な時期に行う。

第2節 損害評価の準備

第1 組合等

1 損害評価地区の設定

組合等は、第3節第1に規定する農家申告抜取調査及び全筆調査を行うため、損害評価を開始する時までに、損害評価地区を以下により設定し、通し番号を付するものとする。

(1) 損害評価地区の設定単位は、類区分ごと及び引受方式ごととする。

ただし、被害の発生状況等から、損害評価地区の設定単位を、類区分ごと及び引受方式ごととする必要がないと認められる場合は、品質方式を除き、次のア又はイのとおりとして差し支えないものとする。

ア 共済目的の種類ごと及び引受方式ごと

イ 共済目的の種類ごと

(備考) 損害評価地区の設定単位をア又はイとする場合は、水稻について、1回作と2回作は区分して設定するとともに、必要に応じて飼料用米及びバイオ燃料用米とそれ以外の米を区分して設定する。

(2) 損害評価地区の設定単位ごとに組合等の区域を属地的に区分して損害評価地区を設定する。

ただし、組合等の区域内に存する当該共済目的が僅少である場合又はその損害が僅少である場合であって、区域を区分する必要がないと認めるときは、損害評価地区を設定しなくてもよい。

(3) 損害評価地区の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 損害評価地区の規模は、おおむね1～2日で調査が終了できる規模とするが、一つの小字の区域が2つ以上に分割されることを努めて避けるものとする。

イ 組合員等が隣接組合等の区域に出作している場合には、その耕地はその組合員等の属する組合等の最寄りの損害評価地区に含めるものとし、組合員等が遠隔組合等の区域に出作している場合には、独立した損害評価地区を設定することとする。

2 評価班の編成

組合等は、損害評価を開始する時までに、第3節第1に規定する各種調査について、次により評価班を編成し、各班には班長を置く。

ア 農家申告抜取調査及び全筆調査

組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから3名を標準として評価担当者を指定して評価班を編成する。なお、損害評価地区を設定した場合は、損害評価地区ごとに評価班を編成する。

また、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、評価班に都道府県連合会の職員、都道府県連合会の損害評価会の委員又は都道府県連合会の損害評価員のうちから1名以上を加えるものとする。

イ 施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査、確定申告関係書類調査、出荷数量等調査、共済事故確認調査及び収穫量検証調査

組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから2名以上を評価担当者として指定して評価班を編成する。なお、施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査、確定申告関係書類調査及び出荷数量等調査にあつては、評価担当者の指定に当たり、組合等の職員又は損害評価会の委員のいずれかを必ず指定するものとする。

ウ 品位判定調査

品位判定調査を適正に行うことができるものとして、組合等が指定する水稻の品位の判定に係る技能・知識を修得する者2名以上を評価担当者として指定して評価班を編成する。

ただし、品位判定調査に都道府県連合会が参加する場合は、組合等が指定する水稻の品位の判定に係る技能・知識を修得する者（1名以上）及び都道府県連合会が指定する水稻の品位の判定に係る技能・知識を修得する者（1名以上）により評価班を編成するものとする。

エ 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査

組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから2名以上を評価担当者として指定して評価班を編成する。

オ 抜取調査

組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから3名以上（実測調査のみの場合は2名以上）を評価担当者として指定して抜取調査班を編成する。なお、評価担当者の指定に当たっては、組合等の職員及び損害評価会の委員を必ず指定する。

また、組合等は、抜取調査班間の均衡調整を図るため、抜取調査班の調査した地域ごとにさらに抜取調査を行う場合は、組合等の職員及び損害評価会の委員のうちから3名以上（実測調査のみの場合は2名以上）を指定して調整班を編成する。

ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）に限る。以下同じ。）における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができるものとする。

3 現地評価日程の通知

組合等は、現地において行う損害評価（以下「現地評価」という。）の日程を定め、現地評価前に共済連絡員等を通じて所定の様式例に基づき作成した用紙を組合員等に配布するとともに、損害評価会の委員、損害評価員、施設管理者及び売渡受託者等に日程を通知する。

なお、特定組合等以外の組合等が現地評価日程を定めるときは、都道府県連合会と連絡の上行うものとする。

4 損害通知書の整理

組合等は、組合員等から損害通知書が提出された場合には、損害評価地区内の現地評価の道順又は地番順等に野帳に通し番号を付するものとする。

5 立札の表示

組合等は、損害通知を行った組合員等に対し、現地評価までに損害を示すための立札を該当耕地（全相殺方式、品質方式又は災害収入共済方式にあっては、被害を受けなかった耕地を含む。）に立てさせる（様式例第2号）。

ただし、耕地図等が整備されている組合等において、当該耕地図等により現地評価を行う耕地の確認を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

6 実測機具の整備

組合等は、損害評価に必要な機具の整備を行い、現地評価に支障のないよう準備するものとする。

第2 都道府県連合会

1 連合会抜取調査単位

都道府県連合会は、第3節第2の1の（1）に規定する連合会抜取調査の調査単位（以下「連合会抜取調査単位」という。）を、類区分ごと及び引受方式ごとに設定し、各組合等に一律に適用する。

ただし、被害の発生状況等から、類区分ごと及び引受方式ごとに設定する必要があると認められるときは、品質方式を除き、連合会抜取調査単位を以下の単位で設定することができる。

ア 共済目的の種類ごと及び引受方式ごと

イ 共済目的の種類ごと

（備考）連合会抜取調査単位をア又はイとする場合は、水稻について、1回作と2回作は区分して設定するとともに、必要に応じて飼料用米及びバイオ燃料用米とそれ以外の米を区分して設定する。

2 損害評価区域の設定

都道府県連合会は、損害評価を開始する時までに、連合会抜取調査単位ごとに、郡（市）の区域等を基準として都道府県連合会の区域内を区分して、損害評価区域を設定する。

ただし、共済目的が僅少等のため、損害評価区域を設定する必要があると認める場合には、損害評価区域を設定しなくても差し支えない。

3 評価班の編成

都道府県連合会は、損害評価を開始する時までに、第3節第2の1の（1）及び2の（2）に規定する連合会抜取調査及び連合会品位判定調査について、次により評価班を編成し、各班には班長を置く。なお、組合等の農家申告抜取調査又は全筆調査に都道府県連合会が参加する場合は、都道府県連合会の職員、都道府県連合会の損害評価会の委員又は都道府県連合会の損害評価員のうちから1名以上を担当者として指定するものとする。

（1）連合会抜取調査

損害評価区域ごとに、都道府県連合会の職員、都道府県連合会の損害評価会の委員又は都道府県連合会の損害評価員のうちから2名以上の担当者を指定するものとし、評価班を編成する。

(2) 連合会品位判定調査

連合会品位判定調査を適正に行うことができるものとして、都道府県連合会が指定する水稻の品位の判定に係る技能・知識を修得する者（2名以上）により班を編成する。

4 現地評価日程の通知

都道府県連合会は、特定組合等以外の組合等と連絡して現地評価の日程を定め、損害評価会の委員、損害評価員、特定組合等以外の組合等に通知する。

なお、農家申告抜取調査、全筆調査又は品位判定調査に都道府県連合会が参加する場合は、農家申告抜取調査、全筆調査又は品位判定調査の実施時期につき、連合会抜取調査を実施することとした場合に設定される調査時期と同時期となるよう、組合等と調整を行うものとする。

5 実測機具の整備

組合等における実測機具の整備に準ずる。

第3節 現地評価

第1 組合等

組合等は、引受方式ごとに次のとおり現地評価を行う。

1 全相殺方式

- (1) 組合等は、(2)の規定に基づく施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査の対象組合員等について、収穫期において、損害通知のあった組合員等の被害耕地の全て及び次表の対象筆数に応じて定める抜取筆数に基づき任意に抽出した無被害耕地の一部について、共済事故による損害の発生状況を確認するとともに、分割減収量が認められた場合には分割評価を行うことにより共済事故確認調査を行う。

なお、分割評価を行った耕地については、分割事由と分割割合を記録する。

対象筆数	抜取筆数
1～3	対象筆数と同数
4～9	3
10～12	4
13～15	5
16～18	6
19～21	7
22～24	8
25～27	9

28～30	10
31～33	11
34～36	12
37～39	13
40～42	14
43～45	15
46～48	16
49～51	17
52以上	18

(2) 組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次のアからエまでのいずれかの調査を行う。

なお、収穫物が乾燥調製施設に搬入されない耕地又は売り渡されない耕地に係る収穫量は、オの調査を行うものとする。

ア 施設計量全数調査

施設計量全数調査は、収穫期において、次のとおり行う。

(ア) 乾燥調製施設の計量結果について、乾燥調整作業の受託者が書類を組合等に提出又は提示（以下「提出等」という。）する場合

① 農業協同組合又は集荷業者が資料を提出等する場合

- a 組合等は、施設計量全数調査に先立って評価担当者に評価上の諸注意を与えた後、野帳を配布する。
- b 施設計量全数調査においては、施設管理者が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は施設管理者から必要な資料の提示を受けて、組合員等ごとに収量の算定基礎となる玄米（上麦）重量を調査し野帳に必要事項を記入する。
- c 施設管理者からbの帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明（当該写しが原本と相違ないことにつき当該施設管理者が証明するものをいう。）が得られるときは、aの規定による評価担当者への野帳の配布及びbの規定による必要事項の野帳への記入を省略することができる。なお、必要事項の野帳への記入を省略した場合は、当該写しを野帳と一緒に保管するものとする。
- d 施設計量全数調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。
- e 水稻について、乾燥調製施設における当該年産の選別基準（ふるい目幅）が基準収穫量の基礎とした施設計量結果の選別基準と異なるときは、次式により算出した修正率で、野帳に記載された収穫量を修正するものとする。

農林水産統計の作柄表示地帯別の
ふるい目幅別重量割合のうち基準
収穫量の基礎とした施設計量結果
に係る基準以上のふるい目幅別重
量割合の合計

修正率 =

農林水産統計の作柄表示地帯別の
ふるい目幅別重量割合のうち当該
年産の選別基準以上のふるい目幅
別重量割合の合計

- ② ①の者以外の乾燥調製作業の受託者が書類を提出等する場合
乾燥調製作業の受託者が発行した請求書等の提出等を受けて、①に準じ
て収穫量の調査を行う。なお、調査に当たっては、次の事項に留意する。

a 当該請求書等に次の事項の記載があるか確認すること。

(a) 年産、(b) 玄米（上麦）重量、(c) 生産者名、(d) 乾燥調製
施設管理者名、(e) 請求書の発行日

b 玄米（上麦）重量については、組合員等から「本年収穫量の内訳」を
提出させ、単位当たり共済金額の設定区分別の内訳を確認すること。

c 本年収穫量の内訳に記載された内容を確認するため、必要に応じ、組
合員等が保存する売上伝票等を閲覧すること。

- (イ) 乾燥調製施設の計量結果について、申告者本人が書類を組合等に提出する
場合

- ① 組合員等から乾燥調製施設の計量結果が記載された請求書等の写しの提
供を受けられる場合

(ア) の②に準じて調査を行う。

- ② 自己申告収穫量を衛星画像により検証できる場合

(ア) の①に準じて、収穫量を調査するとともに、別に定める衛星画像
を活用した水稻推計収穫量の利用要領（平成25年6月12日付け24経営第
3791号農林水産省経営局長通知）により当該収穫量が適正であることの確
認を行う。

イ 売渡数量全数調査

売渡数量全数調査は、麦について、収穫期において、次のとおり行う。

- (ア) 組合等は、売渡数量全数調査に先立って評価担当者に評価上の諸注意を与
えた後、野帳を配布する。

(イ) 売渡数量全数調査においては、売渡受託者が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は売渡受託者から必要な資料の提示を受けて、被害組合員等ごとの売渡数量を調査し、野帳に必要事項を記入する。

この場合、売渡数量とは、組合員等が売り渡した数量のうち農産物検査法第11条第1項に基づく農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）の検査規格に該当するもの及び規格外に格付けされたもののうち国内麦流通円滑化特別対策事業に基づき全国集荷団体が定めた自主仕分基準による仕分区分Aに該当するものをいう。

(ウ) 売渡受託者から（イ）の帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明（当該写しが原本と相違ないことにつき当該売渡受託者が証明するものをいう。）が得られるときは、

（イ）の規定による必要事項の野帳への記入を省略することができる。なお、必要事項の野帳への記入を省略した場合は、当該写しを野帳と一緒に保管するものとする。

(エ) 売渡数量全数調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

(オ) 組合等は、野帳により被害組合員等ごとの収穫量を算出する。

ウ 青色申告書等調査

青色申告書等調査は、次のとおり行う。

(ア) 組合等は、損害通知のあった組合員等に対して、青色申告書の税務署への提出後速やかに、青色申告書等を提出させて収穫量を調査し、野帳に必要事項を記入する。

なお、この場合の収穫量は、青色申告書等に記載されている数量の全てとする。

(イ) 組合員等から組合等に提出させる青色申告書等及び収穫量の調査方法等は、次のとおりとする。

① 個人の場合

a 農産物受払帳に基づく方法

農産物受払帳に基づき収穫量を調査する場合は、次のとおり行う。

(a) 組合員等の提出書類

- ・ 農産物受払帳の写し
- ・ 本年収穫量の類区分別内訳書（様式例第1号の7）

(b) 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、農産物受払帳の写し又は本年収穫量の類区分別内訳書に記載された収穫量を集計する。

(c) 留意事項

農産物受払帳に記載された数量と本年収穫量の類区分別内訳書に記載された数量が一致しているか確認する。

b 所得税青色申告決算書等に基づく方法

所得税青色決算書等に基づき、収穫量を調査する場合は次のとおりとする。

(a) 組合員等の提出書類

- ・ 所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び収入金額の内訳の写し
- ・ 所得税の確定申告書（第一表）の写し
- ・ 販売金額等の品目別内訳書（様式例第1号の8）

(b) 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び収入金額の内訳から本年収穫量を推計し、販売金額等の品目別内訳書と整合していることを確認した上で、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量を用いて、本年収穫量を以下のとおり算出する。

本年収穫量＝売上数量＋事業消費数量（家事消費数量）＋廃棄・亡失数量＋期末棚卸数量－期首棚卸数量

(c) 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同資料の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合は、組合員等が保存する売上傳票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額と青色申告決算書等に記載された金額が一致しているか確認する。

② 法人の場合

a 組合員等の提出書類

- ・ 損益計算書
- ・ 法人税確定申告書（別表一及び別表四）の写し
- ・ 販売金額等の品目別内訳書（様式例第1号の8）

b 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、損益計算書及び法人税確定申告書（別表一及び別表四）から本年収穫量を推計し、販売金額等の品目別内訳書と整合していることを確認した上で、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量を用いて、本年収穫量を以下のとおり算出する。

本年収穫量＝売上数量＋事業消費数量＋廃棄・亡失数量＋期末棚卸数量－期首棚卸数量

c 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同資料の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合は、組合員等が保存する売上伝票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額と損益計算書等に記載された金額が一致しているか確認する。

エ 確定申告関係書類調査

確定申告関係書類調査は、次のとおり行う。

（ア）組合等は、損害通知のあった組合員等に対して、確定申告書の税務署への提出後、速やかに確定申告関係書類を提出させて収穫量を調査し、野帳に必要事項を記入する。

なお、この場合の収穫量は、確定申告関係書類に記載されている数量の全ととする。

（イ）組合員等から組合等に提出させる確定申告関係書類及び収穫量の調査方法等は次のとおりとする。

① 個人の場合

a 組合員等の提出書類

- ・収支内訳書（農業所得用）の写し
- ・農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿（農産物を収穫したときに、その年月日、農産物の種類、数量等を記載し、又は記録した帳簿をいう。以下同じ。）の写し
- ・販売金額等の品目別内訳書（様式例第1号の8）

b 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿に記載された本年収穫量を集計する。

なお、当該収穫量は、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量に基づき、以下のとおり算出した本年収穫量と一致しているか確認を行う。

本年収穫量＝売上数量＋事業消費数量（家事消費数量）＋廃棄・亡失数量＋期末棚卸数量－期首棚卸数量

c 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同資料の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合など、組合員等の提出書類に疑義が生じた場合は、組合員等が保存する売上伝票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額（期首・期末棚卸高は数量を含む。）と収支内訳書に記載された金額（期首・期末棚卸高は数量を含む。）が一致しているか確認する。

② 法人の場合

a 組合員等の提出書類

- ・法人税確定申告書（別表一及び別表四）の写し
- ・損益計算書
- ・棚卸表（当事業年度及び前事業年度に係るもの）
- ・農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿の写し
- ・販売金額等の品目別内訳書（様式例第1号の8）

b 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、棚卸表及び農産物の売上げに関する事項を記載した帳簿の数量（事業消費数量及び廃棄又は亡失の数量については、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量）に基づき、本年収穫量を以下のとおり算出する。

本年収穫量＝売上数量＋事業消費数量＋廃棄・亡失数量＋期末棚卸数量－期首棚卸数量

c 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同内訳書の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合など、組合員等の提出書類に疑義が生じた場合は、組合員等が保存する売上傳票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額と損益計算書等に記載された金額が一致しているか確認する。

オ 現地における収穫量把握調査

現地における収穫量把握調査は、次により行うものとする。

（ア）全筆調査

全筆調査は、収穫物が乾燥調製施設に搬入されない耕地又は売り渡されない耕地について、収穫期において、次のとおり行う。

- ① 組合等は、全筆調査に先立って評価担当者を現地に参集させ、評価上の諸注意を与えて評価方法の統一を図った後、それぞれの担当の損害評価地区の野帳を配布する。

なお、評価方法の統一に当たっては、災害の種類、被害の程度、品種等を考慮して標準地を選定し、これについて実測を行う等により評価眼の統一を図ることとする。

- ② 全筆調査においては、耕地一筆ごとに検見又は実測により全筆調査単収を見積もるものとする。収穫量は、検見による場合は評価担当者の合議又は投票により決定するものとし、実測による場合は実測値とする。ただし、

実測による場合には、収穫量決定の基礎を野帳の裏面又は別紙に記録するものとする。なお、当該基礎を別紙に記録した場合は、別紙を野帳と一緒に保管する。

また、全筆調査に当たって分割減収量がある場合には、必ず分割評価を行うものとする。

③ 班長は、現地において一筆ごとに野帳に必要事項を記録する。この場合、災害の種類は、具体的に記入し、分割評価を行った耕地については、分割事由と単当の分割割合を記録する。

④ 全筆調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

⑤ 組合等は、全筆調査が終了したときは、2日以内に損害評価地区等ごとに全筆調査筆（収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地を除く。以下同じ。）の総数及び転作等耕地の総数を都道府県連合会に報告する。

なお、組合等内において共済目的の熟期が相当異なる等の理由により全筆調査を2回以上に分けて行う場合には、各回の全筆調査の終了ごとに行う。

⑥ 損害評価地区を設定しない場合の全筆調査は①から⑤までに準じて行うものとする。ただし、⑤の報告は省略することができるものとする。

（イ）抜取調査

半相殺方式及び特例半相殺方式における抜取調査に準じて行う。

（3）組合等は、一筆全損被害及び一筆半損被害の該当筆を決定するため、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査を収穫期において次に基づき行う。

ア 組合等は、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査に先立って評価担当者を現地に参集させ、評価上の諸注意を与えて評価方法の統一を図った後、それぞれが担当する耕地の野帳を配布する。

なお、調査に先立ち、災害の種類、被害の程度、品種等を考慮して標準地を選定し、これについて実測を行う等により評価眼の統一を図ることとする。

イ 組合等は、一筆全損被害又は一筆半損被害に係る損害通知のあった耕地の全てについて、原則として目視の方法により全損耕地又は半損耕地に該当するかどうかにつき確認を行う。なお、必要に応じて検見等の方法により確認を行うことができる。

ウ 班長は、現地において一筆ごとに野帳に必要事項を記録する。この場合、災害の種類は、具体的に記入し、分割評価を行った耕地については、分割事由と単当の分割割合を記録する。

エ 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

- (4) 組合等は、必要があると認めるときは、施設計量全数調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査に基づく収穫量を検証するため、収穫期において、収穫量検証調査を次のとおり行うものとする。

ア 調査対象者

当該調査の対象者は、施設計量全数調査の対象組合員等のうち乾燥調製作業の受託者が発行し、当該組合員等から提出を受けた請求書等に基づく調査の対象組合員等又は青色申告書等調査若しくは確定申告関係書類調査の対象組合員等であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 当該請求書等、青色申告書等又は確定申告関係書類に基づき、当該組合員等の収穫量を調査することとなって以降、初めて損害通知を行った者
- ② 同一市町村内の他の組合員等からの損害通知が僅少な場合に損害通知を行った者

イ 調査方法

(ア) アの調査対象者の全ての耕地を見回って、共済事故による損害の程度（損害率）を調査し、当該耕地を次表の左欄に掲げる判定区分に基づき、全損・甚・中・軽・無・増の6つの区分に分類する。

(イ) 次表の左欄に掲げる判定区分に対応する同表の右欄に掲げる見込収穫量に基づき、当該対象者の当年の収穫量を見積もり、施設計量全数調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査に基づく収穫量と比較し、当該調査に基づく収穫量につき検証を行う。

判定区分	見込収穫量
全損（損害率100%）	耕地別基準収穫量× 0 %
甚（損害率67%～99%）	耕地別基準収穫量× 1 %
中（損害率34%～66%）	耕地別基準収穫量× 34 %
軽（損害率 1 %～33%）	耕地別基準収穫量× 67 %
無（無被害～増収率33%）	耕地別基準収穫量
増（増収率34%以上）	耕地別基準収穫量×134 %

- (5) 移植不能耕地の取扱いについては、次により行うものとする。

ア 移植不能耕地については、移植期又は発芽期の直後に当該耕地の全てにつき調査するものとする。

イ 調査に当たっては、移植できなかった又は発芽しなかった部分の面積の当該耕地の面積に対する割合又は発芽しなかった程度を野帳の空欄に記入するとともに、移植不能耕地に該当するものについては、野帳の全筆調査単収欄に「不能」と記入するものとする。

なお、移植できなかった又は発芽しなかった部分の面積のうち、共済事故以外の原因によるものが含まれる場合には、分割評価を行い、分割割合（共済事

故以外の原因により移植不能又は発芽不能となった部分の面積の当該耕地の引受面積に対する割合をいう。)を当該耕地の引受面積に乗じて得た面積を勘案して、移植不能耕地に該当するか否か判定を行う。

(6) 転作等耕地の取扱いについては、次により行うものとする。

ア 転作等耕地については、転作、青刈り又はすき込みの直前に当該耕地の全てにつき調査するものとする。

イ 調査に当たっては、転作、青刈り又はすき込みをした時以後の天候が平年並であるとした場合に収穫を見込み得る量をもってその収量とするものとする。

(7) 飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米を主食用米（飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米以外の水稻をいう。以下同じ。）と同一耕地に同一品種で作付けしている耕地であって、杭などの目印で分割することができない耕地については、当該耕地の現地評価を一括して行い、その結果を同一耕地に作付されている主食用米、飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米に適用する。

(8) 赤かび病等が発生した麦の取扱いについては、以下のとおり行う。

ア 被害ほ場における麦のすき込み及び乾燥調製施設による麦の受入拒否の取扱いについて

被害ほ場における麦のすき込み及び乾燥調製施設による麦の受入拒否の取扱いについては、次のとおりとする。

(ア) 組合員等から組合等に被害ほ場においてすき込みを行う旨あらかじめ通知があった場合であって、組合等の職員が当該被害ほ場を現認した上で、赤かび病の大量発生により農産物規格規程の検査規格に該当する麦又は規格外に格付けされたもののうち国内麦流通円滑化特別対策事業に基づき全国集荷団体が定めた自主仕分基準による仕分区分に該当する麦の収穫が見込めないと組合等が認めた場合に限り、当該被害ほ場においてすき込みした量を収量として取り扱わないものとする。

(イ) 組合員等から組合等に乾燥調製施設から麦の搬入を拒否された旨連絡があった場合は、次のいずれかの場合に限り、当該搬入を拒否された麦を収量として取り扱わないものとする。

a 組合等の職員が当該乾燥調製施設に赴き、施設管理者から受入拒否の理由を聴取し、当該麦を現認した上で、受入拒否された理由が赤かび病によるものであることを確認し、かつ、他に受入可能な乾燥調製施設がないと組合等が認めた場合

b 施設管理者がデオキシニバレノール簡易分析検査「小麦中のデオキシニバレノール試験法について」（令和3年9月30日付け生食発0930第2号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「生活衛生・食品安全審議官通知」という。）のⅡにおいて示されたE L I S A法による分

析方法をいう。以下同じ。)を実施した結果、その分析値が、1.4 ppmを超えた場合

イ 厚生労働省の示した試験方法により基準値を超えるデオキシニバレノールが検出された小麦の取扱いについて

(ア) 基準値1.0 ppmを超えるデオキシニバレノールが検出された小麦は、市場流通が事実上困難となるため、乾燥調製施設への搬入の際に、組合員等単位の小麦を対象として、生活衛生・食品安全審議官通知のIにおいて示された試験方法にて行われる分析検査(以下「機器分析検査」という。)の結果、基準値を超えるデオキシニバレノールが検出された場合は、組合等及び都道府県連合会は、次の事項を適切に確認するものとする。

- ① デオキシニバレノールによる汚染が被害申告組合員等のほ場において発生したものであり、かつ、当該ほ場からの搬出後、乾燥調製施設への搬入までの間にデオキシニバレノールに汚染されたおそれがないこと。
- ② 検査機関の信頼性、サンプルの抽出方法、検査方法等からみて、機器分析検査の結果の客観性が担保されていること。

(イ) (ア)の小麦のうち、小麦の乾燥調製施設への搬入後に当該施設管理者等が機器分析検査又はデオキシニバレノール簡易分析検査を実施した結果、市場流通しなかった小麦があった場合は、当該市場流通しなかった小麦を収量として取り扱わないものとする。

ただし、(ア)の①又は②について確認できなかった場合は、当該市場流通しなかった小麦の量は、収量として取り扱うものとする。

ウ 基準値を超えるデオキシニバレノールが検出された小麦の取扱いについて乾燥調製施設への搬入の際に、組合員等単位の小麦を対象として、デオキシニバレノール簡易分析検査の結果、その分析値が分析の変動幅の上限とされる1.4 ppmを超えた場合は、以下の手順に従って取り扱うこととする。

なお、組合員等がデオキシニバレノール簡易分析検査を実施する場合は、あらかじめ組合等への連絡を求めるとともに、組合等又は都道府県連合会の職員が当該検査に立ち会うものとする。

また、デオキシニバレノール簡易分析検査の結果、0.6 ppm以上1.4 ppm以下となった場合は、機器分析検査の結果、基準値1.0 ppmを超えるデオキシニバレノールが検出されたときに限り、同様の取扱いとする。

(ア) 組合等及び都道府県連合会は、次の事項を適切に確認するものとする。

- a デオキシニバレノールによる汚染が損害通知のあった組合員等のほ場において発生したものであり、かつ、当該ほ場からの搬出後、乾燥調製施設への搬入までの間にデオキシニバレノールに汚染されたおそれがないこと。
- b サンプルの抽出方法、検査方法等からみて、デオキシニバレノール簡易分析検査及び機器分析検査の結果の客観性が担保されていること。

(イ) (ア) の小麦のうち、小麦の乾燥調製施設への搬入後に当該施設管理者が機器分析検査又はデオキシニバレノール簡易分析検査を実施した結果、市場流通しなかった小麦があった場合は、当該市場流通しなかった小麦を収量として取り扱わないものとする。

ただし、(ア) の a 及び b について確認できなかった場合は、当該市場流通しなかった小麦の量は、収量として取り扱うものとする。

(9) 土砂流入等により当該地域で一般的に行われている栽培管理・収穫方法を勘案し、栽培管理・収穫を行わないことが合理的と判断される耕地（例えば、稲が耕地に少量分散して残っている場合、土中に稲の大半が埋まり穂のみが一部土中から出ている場合など、栽培管理・収穫等の対応が困難な場合における耕地）又は汚泥の流入等に伴い異臭によって出荷できない耕地については、収穫皆無（被害を受けなかった部分について収穫することが合理的と判断される場合は、当該部分を除き土砂流入等を受けた部分について収穫量 0）として取り扱って差し支えない。

(10) 組合等は、損害評価会の審議の参考とするため、必要に応じ、損害評価会の委員に見回り調査を行わせるものとする。

2 半相殺方式及び特例半相殺方式

(1) 組合等は、収穫期において、農家申告抜取調査を次により行うものとする。

(ア) 組合等は、農家申告抜取調査に先立って評価担当者を現地に参集し、評価上の諸注意を与えて評価方法の統一を図った後、それぞれの担当する損害評価地区の野帳を配布する。

なお、評価方法の統一に当たっては、災害の種類、被害の程度、品種等を考慮して標準地を選定し、これについて実測を行う等により評価眼の統一を図ることとする。

(イ) 農家申告抜取調査は、損害評価地区内の被害組合員等ごとに、1 の (1) の表に基づき、農家申告抜取調査対象筆（農家申告抜取調査に係る損害通知のあった耕地のうち収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地を除く。以下同じ。）の一部を被害発生状況等を勘案して任意に抽出して行うものとする。

ただし、農家申告抜取調査を 2 回以上に分けて行う場合は、農家申告抜取調査対象筆の一部を各回ごとに 1 の (1) の表に基づき任意に抽出して行うものとする。なお、収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地については、全て調査を行うこととする。

(ウ) 農家申告抜取調査においては、耕地一筆ごとに検見又は実測により収穫量を見積もるものとする。収穫量は、検見による場合は評価担当者の合議又は投票により決定するものとし、実測による場合は実測値とする。ただし、実測による場合には、収穫量決定の基礎を野帳の裏面又は別紙に記録するものとする。

なお、当該基礎を別紙に記録した場合は、別紙を野帳と一緒に保管する。

- (エ) 農家申告抜取調査筆（農家申告抜取調査対象筆のうち検見又は実測により調査を行った耕地をいう。以下同じ。）について、分割減収量がある場合には、必ず分割評価を行うものとする。
 - (オ) 班長は、現地において一筆ごとに野帳に必要事項を記録する。この場合、災害の種類は、具体的に記入し、分割評価を行った耕地については、分割事由と分割割合を記録する。
 - (カ) 農家申告抜取調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。
 - (キ) 特定組合等以外の組合等は、農家申告抜取調査が終了したときは、2日以内に損害評価地区等ごとに農家申告抜取調査筆の総数及び転作等耕地の総数を都道府県連合会に報告する。
- (2) 組合等は、損害評価地区を設定して農家申告抜取調査を行った場合において、抜取調査を次のとおり行う。ただし、組合等が農家申告抜取調査を実測の方法により行った場合は、抜取調査を省略することができる。
- ア 組合等は、農家申告抜取調査終了後、損害評価地区ごとに農家申告抜取調査筆のうちから調査筆を抽出して抜取調査を行う。
 - イ 特定組合等にあつては、抜取調査班の調査した地域ごとに、更に調整班により抜取調査を行い、抜取調査班間の均衡調整を図るものとする。ただし、農家申告抜取調査が全て実測の方法により行われている場合、又は抜取調査がおおむね全筆にわたり実測されている場合は、調整班による抜取調査を行う必要はない。
 - ウ 特定組合等以外の組合等は、必要に応じて、抜取調査班の調査した地域ごとに、更に調整班により抜取調査を行い、抜取調査班間の均衡調整を図るものとする。
 - エ 抜取調査は、1 損害評価地区当たり10筆以上を任意に抽出して行うものとする。ただし、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は対象耕地の被害程度又は災害の種類等による階層分けをして行う場合は、各回ごと又は各階層ごとに5筆以上を任意に抽出して行う。
 - オ 調整班の抜取筆のうち、その2分の1以上は実測するものとする。なお、特定組合等において、地域等階層ごとに共済減収量を算定する場合は、調整班による抜取調査におけるその階層ごとの抜取筆数は10筆以上とする。ただし、地域等階層ごとの被害申告筆数の1割が10筆を下回るときは、当該申告筆数の1割（その数が5筆未満となるときは5筆）を下限とすることができる。この場合、抜取筆のうち、その2分の1以上は実測するものとする。

カ 抜取調査及びその取りまとめは、組合等実測調査要領により行うものとする。
ただし、農家申告抜取調査を実測及び検見の方法又は実測の方法により行う場合には、これに準じた方法により行うものとする。

キ 抜取調査の結果、農家申告抜取調査において耕地間の均衡がとれていないと認められるか、又は分割評価が適切に行われていないと認められる損害評価地区については、損害評価会の委員は、直ちにその旨を組合等に通知する。

組合等は、この通知を受けた損害評価地区について評価担当者に改めて農家申告抜取調査を行わせるものとする。この場合、原則として当該損害評価地区につき、さらに抜取調査を行うものとする。

- (3) 移植不能耕地の取扱いについては、全相殺方式における移植不能耕地の取扱いに準じて調査を行う。
- (4) 転作等耕地の調査については、全相殺方式における転作等耕地の取扱いに準じて調査を行う。
- (5) 飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米の取扱いについては、全相殺方式における飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米の取扱いに準じて取り扱う。
- (6) 赤かび病等が発生した麦の取扱いについては、全相殺方式の被害ほ場における麦のすき込み及び乾燥調製施設による麦の受入拒否の取扱いに準じて取り扱う。
- (7) 土砂流入等により被害が発生した場合の取扱いについては、全相殺方式における取扱いに準じて取り扱う。
- (8) 見回り調査は、全相殺方式における見回り調査に準じて調査を行う。

3 地域インデックス方式

- (1) 組合等は、収穫期において、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、損害通知のあった組合員等の被害耕地のうち1筆について、共済事故による損害の発生状況を確認することにより共済事故確認調査を行う。

なお、調査を行った耕地について損害の発生が確認できなかった場合は、別の被害耕地につき確認を行う。

また、分割減収量が認められた場合には、分割評価を行い、分割割合を勘案して共済事故による損害が発生しているか否か判定する。

- (2) 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査は、全相殺方式における一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査に準じて行う。
- (3) 移植不能耕地の取扱いについては、全相殺方式における移植不能耕地の取扱いに準じて調査を行う。
- (4) 転作等耕地の取扱いについては、全相殺方式における転作等耕地の取扱いに準じて調査を行う。
- (5) 飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米の取扱いについては、全相殺方式における飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米の取扱いに準じて取り扱う。

- (6) 赤かび病等が発生した麦の取扱いについては、全相殺方式の被害ほ場における麦のすき込み及び乾燥調製施設による麦の受入拒否の取扱いに準じて取り扱う。
- (7) 土砂流入等により被害が発生した場合の取扱いについては、全相殺方式における取扱いに準じて取り扱う。
- (8) 見回り調査は、全相殺方式における見回り調査に準じて調査を行う。
- (9) 地域インデックス方式における減収量の算定に用いる統計単収は、類区分ごと及び統計単位地域ごとに、損害通知のあった耕地が属する市町村（陸稲については都道府県）別の統計単収とする。

なお、当年産の当該市町村の統計単収が公表されていない場合は、類区分ごと及び統計単位地域ごとに、当該市町村が属する都道府県の統計単収を用いることとし、都道府県の統計単収が公表されていない場合は全国の統計単収を用いることとする。

4 品質方式及び災害収入共済方式

- (1) 共済事故確認調査は、全相殺方式における共済事故確認調査に準じて行う。
- (2) 組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次のア又はイの調査を行う。
なお、収穫物が出荷されない耕地に係る収穫量は、1の(2)のオに準じて行う調査及び次のウの品位判定調査を行うものとする。

ア 出荷数量等調査

出荷数量等調査は、組合員等ごとの基準生産金額を売渡受託者等の出荷数量等を基礎として設定している場合において行うものとし、次のとおり行う。

- (ア) 組合等は、出荷数量等調査に先立って評価担当者に評価上の諸注意を与えた後、野帳を配布する。
- (イ) 出荷数量等調査においては、売渡受託者等が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は売渡受託者等から必要な資料の提示を受けて、被害組合員等ごとに品種別の出荷規格別の収穫（販売）量を調査し、野帳に必要事項を記入する。
- (ウ) 売渡受託者等から（イ）の帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明（当該写しが原本と相違ないことにつき当該売渡受託者等が証明するものをいう。）が得られるときは、（イ）の規定による必要事項の野帳への記入を省略することができる。

なお、必要事項の野帳への記入を省略した場合は、当該写しを野帳と一緒に保管するものとする。

- (エ) 評価担当者は、売渡受託者等に出荷したもののほか、自家用種子等に供した数量が見込まれるときは当該数量等の調査を行い、出荷数量の補正を行う。
- (オ) 出荷数量等調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等へ提出する。

イ 青色申告書等調査

青色申告書等調査は、組合員等ごとの基準生産金額を青色申告書等を基礎として設定している場合において、全相殺方式における青色申告書等調査に準じて行う。この場合において、収穫量とあるのは品種ごとの出荷規格別の収穫量とする。

ウ 品位判定調査

(ア) 評価担当者は、被害組合員等の耕地において組合等実測調査要領により実測した試料から、必要な数量を抽出して品位判定し、野帳に必要事項を記入する。

(イ) 品位判定調査は、組合等実測調査要領により行うものとする。

(ウ) 品位判定調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

(エ) 特定組合等以外の組合等は、品位判定調査が終了したときは、2日以内に、損害評価地区等ごとに、品位判定調査を行った被害組合員等数を都道府県連合会に報告する。

(3) 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査は、全相殺方式における一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査に準じて行う。

(4) 収穫量検証調査は、全相殺方式における収穫量検証調査に準じて行う。

(5) 移植不能耕地の取扱いについては、全相殺方式における移植不能耕地の取扱いに準じて取り扱う。

(6) 転作等耕地の取扱いについては、全相殺方式における転作等耕地の取扱いに準じて取り扱う。

(7) 飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米の取扱いについては、全相殺方式における飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米の取扱いに準じて取り扱う。

(8) 赤かび病等が発生した麦の取扱いについては、全相殺方式の赤かび病等が発生した麦の取扱いに準じて取り扱う。

(9) 土砂流入等により被害が発生した場合の取扱いについては、全相殺方式における取扱いに準じて取り扱う。

(10) 見回り調査は、全相殺方式における見回り調査に準じて行う。

5 野帳の整備

組合等は、第2の1の(1)のウの(イ)（第2の2の(1)において準用する場合を含む。）により都道府県連合会から指示があった場合は、これに従って指定の期日までに野帳及び損害通知書を整備しておかなければならない。

第2 都道府県連合会

都道府県連合会は、次のとおり現地評価を行う。

1 全相殺方式、半相殺方式及び特例半相殺方式

(1) 都道府県連合会は、組合等の農家申告抜取調査筆又は全筆調査筆を対象として、原則として組合等の現地評価終了後、組合等ごとに、次のとおり現地で実測の方法又は実測及び検見の方法により抜取調査（以下「連合会抜取調査」という。）を行うものとする。

ア 連合会抜取調査は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに、地域、熟期、災害状況その他の要素によって組合等の野帳を階層に区分し、各階層ごとに実測調査をする耕地（以下「実測筆」という。）を抽出して行うものとするが、災害状況により必要がある場合には、適宜検見のみによる調査を行う耕地（以下「検見筆」という。）を補足的に抽出して行うものとする。

ただし、被害の程度が比較的均一な組合等の連合会抜取調査単位については、階層区分を行わなくても差し支えない。農家申告抜取調査又は全筆調査による被害の筆数が著しく僅少な組合等の連合会抜取調査単位又は地域等階層に区分した場合のその被害の筆数の著しく僅少な地域等階層については、実測調査を省略して検見による調査（以下「検見調査」という。）のみとして差し支えない。

イ 連合会抜取調査の階層数及び筆数は、次のとおりとする。

（ア）階層数は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとにおおむね2～6程度とする。

（イ）実測筆数の基準は、連合会実測調査要領によるものとする。

（ウ）各階層ごとの実測筆数は3筆以上とする。ただし、地域等階層ごとに単当修正量を算定する場合は、その階層ごとの実測筆数は10筆以上（その階層ごとの被害申告筆数の1割が10筆を下回るときは、当該申告筆数の1割（その数が3筆未満となるときは3筆）を下限）とする。

ウ 連合会抜取調査筆の抽出は、おおむね次の要領により行う。

（ア）都道府県連合会は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに階層区分の基準及び各階層ごとの連合会抜取調査筆数を定める。

（イ）（ア）の階層区分は、農家申告抜取調査又は全筆調査の結果によって行うものとし、都道府県連合会はあらかじめ組合等に階層区分の基準を示し、連合会抜取調査の前日までに野帳及び損害通知書を区分して整備するよう指示するものとする。

（ウ）都道府県連合会は、（イ）によって区分された各階層ごとの野帳の中から（ア）によって定めた数の連合会抜取調査筆を任意抽出法（任意系統抽出法を含む。）により抽出する。この場合、実測筆と検見筆の合計の筆数の調査筆を抽出した後、更にその中から所定の数の実測筆を抽出する。

（エ）組合等の地形等の関係から現地調査を簡便化する必要がある場合には、（ウ）の抽出方法に代えて次のような方法をとっても差し支えない。

- ① 任意に損害評価地区（６～９地区程度）を抽出し、抽出した損害評価地区について（ア）の区分による各階層の野帳の中から連合会抜取調査筆を１筆以上抽出する方法
 - ② 検見筆を補足して抽出する場合には、まず実測筆を抽出し、実測筆の次番号（又は前番号）の筆を検見筆とする方法
- （オ）連合会抜取調査筆の抽出は、都道府県連合会の職員又は都道府県連合会の損害評価員が行わなければならない。
- エ 連合会抜取調査筆の調査及びその取りまとめは、連合会実測調査要領により行うものとする。
- オ 組合等の区域に離島が含まれる場合において、当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行った場合には、連合会抜取調査を省略しても差し支えない。
- カ 組合等が農家申告抜取調査又は全筆調査（収穫期において実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、当該調査をもって連合会抜取調査に代えることができるものとする。
- キ 組合等における農家申告抜取調査若しくは全筆調査又は抜取調査が実測の方法で行われた場合における連合会抜取調査筆について、次の場合には、組合等の実測調査の結果をもって連合会抜取調査の結果に代えることができるものとする。
- （ア）組合等の野帳及び当該調査筆の状況から、組合等が実測を行った日から連合会抜取調査を行う日までの期間が十分短く、当該調査筆の収穫量に変化が生じない期間であると判断できる場合
 - （イ）当該調査筆の現地確認、組合等が行う乾燥、もみすり及び調製への立ち会い等により組合等が行った実測調査が適切であると判断できる場合
- （２）転作等耕地については、組合等の現地評価終了後、都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により、適宜一部の耕地を抜き取って調査を行い、又は全ての耕地について調査を行うものとするが、抜き取って調査を行った場合に、組合等の調査が適切でないと認められたときは、組合等に再調査させ、又は都道府県連合会が全ての耕地について調査を行うものとする。なお、この調査に当たっては、農業試験場、地方農政局統計部等の指導を受けて収量の見積りに正確を期するよう措置するものとする。
- （３）飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米の取扱いについては、組合等における全相殺方式の飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米の取扱いに準じるものとする。
- （４）都道府県連合会は、損害評価会の審議の参考にするために、都道府県連合会の職員及び損害評価員に見回り調査を行わせることができる。また、都道府県連合

会が必要があると認めるときは、損害評価会の委員にも見回り調査を行わせることができる。

見回り調査は、損害評価区域ごとに、被害程度の区分を行い、その区分ごとに被害中庸と認められる耕地を任意に抽出して、検見の方法等により単当収量等の調査を行うものとし、その記録を明確にしておくものとする。

2 品質方式及び災害収入共済方式

都道府県連合会は、品質方式に係る耕地のうち組合等の全筆調査及び品位判定調査の対象耕地について、原則として組合等の現地評価終了後、組合等ごとに、次のとおり、現地で実測の方法により行う。また、災害収入共済方式に係る耕地について、必要に応じて（５）の見回り調査を行う。

（１）連合会抜取調査は、全相殺方式における連合会抜取調査に準じて行う。

（２）連合会品位判定調査は、次により行うものとする。

ア 評価担当者は、被害組合員等の耕地において連合会実測調査要領により実測した試料から、必要な数量を抽出して品位判定し、野帳に必要事項を記入する。

イ 連合会品位判定調査に当たっては、必要に応じて、登録検査機関等の協力を得て、品位判定に係る適切な指導を受けるものとする。

ウ 都道府県連合会は、連合会品位判定調査の結果からみて組合等の行った品位判定調査が適切でないと認められるときは、組合等に再調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。

エ 連合会品位判定調査は、連合会実測調査要領により行うものとする。

オ 連合会品位判定調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を都道府県連合会へ提出する。

カ 組合等が品位判定調査を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、当該調査をもって連合会品位判定調査に代えることができるものとする。

（３）転作等耕地の取扱いについては、全相殺方式における転作等耕地の取扱いに準じて取り扱う。

（４）飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米の取扱いについては、組合等における全相殺方式の飼料用米及びバイオ燃料用米並びに米粉用米の取扱いに準じるものとする。

（５）都道府県連合会は、損害評価会の審議の参考にするために、都道府県連合会の職員及び損害評価員に見回り調査を行わせることができる。また、都道府県連合会が必要があると認めるときは、損害評価会の委員にも見回り調査を行わせることができる。

見回り調査は、損害評価区域ごとに、被害程度の区分を行い、その区分ごとに被害中庸と認められる耕地を任意に抽出して、検見の方法等により単当収量等の調査を行うものとし、その記録を明確にしておくものとする。

第4節 損害評価高の取りまとめ

第1 組合等

組合等は、損害評価が終了したときは、類区分ごと並びに全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式にあつては組合員等ごと、地域インデックス方式にあつては組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次の1から8までにより、損害評価会の意見を聴いて、共済減収量及び生産金額の減少額を算定し、これに基づき損害の額の認定を行う。

1 共済減収量又は減収量及び生産金額の減少額の算出

(1) 全相殺方式の共済減収量は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式に基づき算出する。ただし、面積払交付農業者が耕作する麦にあつては、別紙の1に定めるところにより、組合員等の共済減収量を算定するものとする。

組合員等の共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝組合員等の基準収穫量－組合員等の収穫量

支払開始減収量＝組合員等の基準収穫量×支払開始損害割合

組合員等の収穫量＝施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査に基づく収穫量※1＋全筆調査に基づく収穫量 ※2＋Σ（移植不能耕地の収穫量）＋Σ（転作等耕地の収穫量）＋当該組合員等の分割減収量

※1 移植不能耕地から収穫量がある場合は、当該収穫量を差し引くものとする。

※2 青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査の対象組合員等については、全筆調査に基づく収穫量は0とする。

全筆調査に基づく収穫量＝Σ（全筆調査を行った耕地（移植不能耕地及び転作等耕地を除く。）の引受面積×組合等当初評価単収）

組合等当初評価単収＝全筆調査単収＋損害評価地区別の単当修正量※

※ 損害評価地区を定めなかった場合又は収穫皆無耕地は、当該修正量は0とする。

損害評価地区別の単当修正量＝2の（1）の平均単収差を基礎として組合等が定めた数量

移植不能耕地の収穫量は次のとおりとする。

a 支払開始損害割合が100分の10の場合

その耕地の耕地別基準収穫量 $\times 45/100$

- b 支払開始損害割合が100分の20の場合
その耕地の耕地別基準収穫量 $\times 40/100$
- c 支払開始損害割合が100分の30の場合
その耕地の耕地別基準収穫量の $35/100$

転作等耕地の収穫量は、現地評価において見込んだ数量とする。

分割減収量 $= \Sigma$ （耕地別基準収穫量 $\times$ 分割割合）

分割割合は次のとおりとする。

- a 共済事故確認調査を行った耕地
共済事故確認調査における当該耕地の分割割合
- b 共済事故確認調査を行っていない耕地
分割割合 $= \Sigma$ （共済事故確認調査を行った無被害耕地に係る分割割合 $\times$ 当該耕地に係る耕地別基準収穫量） $\div \Sigma$ （共済事故確認調査を行った無被害耕地に係る耕地別基準収穫量）

※ 共済事故確認調査を2回以上に分けて行った場合、分割割合は各回ごとに作成する。

- (2) 半相殺方式の共済減収量は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式に基づき算出する。ただし、面積払交付農業者が耕作する麦にあつては、別紙の1に定めるところにより、組合員等の共済減収量を算定するものとする。

組合員等の共済減収量 $=$ 減収量 $-$ 支払開始減収量

減収量 $= \Sigma$ （当該組合員等の被害耕地に係る耕地別基準収穫量 $-$ 当該被害耕地に係る収穫量）

支払開始減収量 $=$ 組合員等の基準収穫量 $\times$ 支払開始損害割合

被害耕地に係る収穫量は次のとおりとする。

- ア 移植不能耕地及び転作等耕地以外の被害耕地
収穫量 $=$ 被害耕地の組合等当初評価収量 $+$ 分割減収量

組合等当初評価収量 $=$ 修正申告収穫量 $+$ 当該耕地の引受面積 $\times$ 損害評価地区別の単当修正量※

※ 損害評価地区を定めなかった場合又は収穫皆無耕地は、当該修正量は0とする。

修正申告収穫量は次のとおりとする。

- a 農家申告抜取調査を行った耕地
当該調査による当該耕地の収穫量
- b 農家申告抜取調査を行った耕地以外の耕地
組合員等の申告収穫量×修正率
修正率＝ Σ （当該調査による当該耕地の収穫量）／ Σ （当該耕地の申告収穫量）

※ 農家申告抜取調査を2回以上に分けて行った場合、修正率は各回ごとに作成する。

損害評価地区別の単当修正量＝2の（1）の平均単収差を基礎として
組合等が定めた数量

イ 移植不能耕地

収穫量は次のとおりとする。

- a 支払開始損害割合が100分の20の場合
その耕地の耕地別基準収穫量×40/100
- b 支払開始損害割合が100分の30の場合
その耕地の耕地別基準収穫量×35/100
- c 支払開始損害割合が100分の40の場合
その耕地の耕地別基準収穫量×30/100

ウ 転作等耕地

収穫量＝現地評価において見込んだ数量＋分割減収量

分割減収量＝当該耕地の耕地別基準収穫量×分割割合

分割割合は次のとおりとする。

- a 農家申告抜取調査を行った耕地
当該調査による当該耕地の分割割合
- b 農家申告抜取調査を行った耕地以外の耕地
分割割合＝ Σ （当該調査による当該耕地の分割割合×当該耕地の耕地別基準収穫量）÷ Σ （当該耕地の耕地別基準収穫量）

※ 農家申告抜取調査を2回以上に分けて行った場合、分割割合は各回ごとに作成する。

（3）特例半相殺方式の共済減収量は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式に基づき算出する。なお、減収量算定割合の算出基礎となる減収量は（2）の半相殺方式の減収量の算出方法に準じて算出する。

共済減収量＝特例減収量－支払開始減収量

特例減収量＝基準収穫量×減収量算定割合

支払開始減収量＝組合員等の基準収穫量×支払開始割合

- (4) 地域インデックス方式の共済減収量は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式に基づき算出する。

ただし、面積払交付農業者が耕作する麦にあつては、別紙の2に定めるところにより、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとの共済減収量を算定するものとする。

共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝（基準単収－当年の統計単収）×Σ（引受面積）

支払開始減収量＝基準単収×Σ（引受面積）×支払開始損害割合

- (5) 品質方式及び災害収入共済方式の減収量及び生産金額の減少額は、以下のとおり算出する。

ア 減収量

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式に基づき算出する。

組合員等の減収量＝組合員等の基準収穫量－Σ（当該組合員等の品種別及び出荷規格別の収穫量×品質指数）

組合員等の品種別及び出荷規格別の収穫量＝出荷数量等調査又は青色申告書等調査に基づく組合員等の収穫量＋全筆調査及び品位判定調査に基づく収穫量（麦は除く。）＋Σ（転作等耕地の収穫量）＋自家保有数量＋分割減収量
全筆調査及び品位判定調査に基づく収穫量＝Σ（全筆調査を行った耕地（転作等耕地を除く。）の引受面積×組合等当初評価単収）

※ 品位判定調査に基づき、品種別及び出荷規格別に集計。

組合等当初評価単収＝全筆調査単収＋損害評価地区別の単当修正量※

転作等耕地の収穫量は現地評価において見込んだ数量とする。

※ 品種別及び出荷規格別の収穫量は、現地評価に基づく品種別及び出荷規格別割合を用いて算出。

自家保有数量＝組合員等からの聞取り等により組合等が確認した数量

※ 品種別及び出荷規格別の自家保有数量は、現地評価に基づく品種別及び出荷規格別割合を用いて算出。

損害評価地区別の単当修正量＝2の（1）の平均単収差を基礎として組合等が定めた数量

※ 損害評価地区を定めなかった場合又は収穫皆無耕地は、単当修正量は0とする。

分割減収量＝Σ（当該耕地の耕地別基準収穫量×分割割合）×基準収穫量の設定に用いた品種別の出荷規格別割合

分割割合は次のとおりとする。

a 共済事故確認調査を行った耕地

共済事故確認調査の分割割合

b 共済事故確認調査を行った耕地以外のもの

分割割合 = Σ (当該調査を行った無被害耕地に係る分割割合 × 当該耕地の
耕地別基準収穫量) ÷ Σ (当該耕地の耕地別基準収穫量)

イ 生産金額の減少額

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式に基づき算出する。ただし、面積払交付農業者が耕作する麦にあつては、別紙の3に定めるところにより、類区分ごと及び組合員等ごとの生産金額の減少額を算定するものとする。

組合員等の生産金額の減少額 = 共済限度額 - 組合員等の当年産の生産金額

組合員等の当年産の生産金額 = Σ (アの組合員等の品種別及び出荷規格別の
収穫量 × 品種別及び出荷規格別のキログラム当たり単価)

(6) 一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済減収量は、以下のとおり算出する。

ア 全損耕地及び半損耕地の判定

一筆全損特例に係る全損耕地及び一筆半損特例に係る半損耕地の判定は、次のとおり行う。

(ア) 全相殺方式、地域インデックス方式、品質方式及び災害収入共済方式

一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査に基づく全損耕地又は半損耕地の
確認結果に基づき判定する。

(イ) 半相殺方式

① 全損耕地

農家申告抜取調査に基づく全損耕地の確認結果に基づき判定する。

なお、当該調査において、全損耕地に該当しないことが確認された耕地、
又は全損被害に係る損害通知が無かった耕地については、農家申告抜取調
査に基づく修正、抜取調査に基づく修正により、当該耕地の収穫量が0と
なった場合であっても、全損耕地として扱わない。

② 半損耕地

農家申告抜取調査及び抜取調査に基づく耕地ごとの収穫量に、分割減収
量を加えたもの（面積払交付農業者が耕作する麦については、別紙の5の
(1)に基づく面積払に係る調整前のもの）に基づき、半損耕地に該当す
るか否かを判定する。

イ 共済減収量及び生産金額の減少額の算出

(ア) 全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式及び地域インデックス方式

一筆全損被害及び一筆半損被害の共済減収量は、次の①及び②により算出
する。

ただし、面積払交付農業者が耕作する麦にあつては、別紙の5の(1)に定
めるところにより、共済減収量を算定するものとする。

① 一筆全損被害の共済減収量

$$\text{全損耕地の共済減収量} = \Sigma (\text{全損耕地減収量}) - \text{支払開始減収量}$$

全損耕地減収量は次のとおりとする。

a 移植不能耕地以外の耕地

全損耕地減収量は、当該耕地の耕地別基準収穫量とする。

b 移植不能耕地

全損耕地減収量は、次のとおりとする。

- (a) 全相殺方式及び地域インデックス方式の支払開始損害割合が100分の10の場合並びに半相殺方式及び特例半相殺方式の支払開始損害割合が100分の20の場合

$$\text{その耕地の耕地別基準収穫量} \times 65/100$$

- (b) 全相殺方式及び地域インデックス方式の支払開始損害割合が100分の20の場合並びに半相殺方式及び特例半相殺方式の支払開始損害割合が100分の30の場合

$$\text{その耕地の耕地別基準収穫量} \times 70/100$$

- (c) 全相殺方式及び地域インデックス方式の支払開始損害割合が100分の30の場合並びに半相殺方式及び特例半相殺方式の支払開始損害割合が100分の40の場合

$$\text{その耕地の耕地別基準収穫量} \times 75/100$$

$$\text{支払開始減収量} = \Sigma (\text{全損耕地の耕地別基準収穫量}) \times \text{全損耕地支払開始割合}$$

② 一筆半損被害の共済減収量

$$\text{半損耕地の共済減収量} = \Sigma (\text{半損耕地減収量}) - \text{支払開始減収量}$$

$$\text{半損耕地減収量} = \text{半損耕地の耕地別基準収穫量} \times 1/2$$

$$\text{支払開始減収量} = \Sigma (\text{半損耕地の耕地別基準収穫量}) \times \text{半損耕地支払開始割合}$$

- (イ) 品質方式及び災害収入共済方式における一筆全損被害及び一筆半損被害の生産金額の減少額は、次の①及び②により算出する。ただし、面積払交付農業者が耕作する麦にあつては、別紙の5の(2)に定めるところにより、生産金額の減少額を算定するものとする。

① 一筆全損被害の生産金額の減少額

$$\text{生産金額の減少額} = \Sigma (\text{全損耕地の耕地別基準生産金額}) \times \text{全損耕地補償割合} - \text{移植不能耕地調整額}$$

移植不能耕地調整額は次のとおりとする。

a 共済限度額割合が90%の場合

$$\Sigma (\text{当該耕地の耕地別基準生産金額}) \times 35/100$$

b 共済限度額割合が80%の場合

$$\Sigma (\text{当該耕地の耕地別基準生産金額}) \times 30/100$$

c 共済限度額割合が70%の場合

$$\Sigma (\text{当該耕地の耕地別基準生産金額}) \times 25/100$$

② 一筆半損被害の生産金額の減少額

$$\text{生産金額の減少額} = \Sigma (\text{半損耕地の耕地別基準生産金額}) \times \text{半損耕地補償割合} - \Sigma (\text{半損耕地生産金額})$$

$$\text{半損耕地生産金額} = \text{半損耕地の耕地別基準生産金額} \times 1/2$$

2 単当修正量案の設定

(1) 単当修正量の算定基礎となる平均単収差は、損害評価地区ごとに、抜取調査を実測のみの方法により行った場合はアの算式により、抜取調査を検見及び実測の方法により行った場合はイの算式により算定する。

$$\begin{array}{l} \text{抜取調査筆の} \quad \text{抜取調査筆の農家申告} \\ \text{実測単収の計} - \text{抜取調査単収又は全筆} \\ \text{調査単収の計} \end{array}$$

$$\text{ア 平均単収差} = \frac{\text{抜取調査筆数}}{\text{抜取調査筆数}}$$

$$\begin{array}{l} \text{抜取調査筆の} \quad \text{抜取調査筆の} \\ \text{抜取調査検見} \quad \text{実測筆の抜取調査実測単収の計} \quad \text{農家申告抜取調} \\ \text{単収の計} \quad \times \quad \text{実測筆の抜取調査検見単収の計} \quad \text{査単収又は全筆} \\ \text{調査単収の計} \end{array}$$

$$\text{イ 平均単収差} = \frac{\text{抜取調査筆数}}{\text{抜取調査筆数}}$$

ただし、イの算式の「実測筆の抜取調査実測単収の計」及び「実測筆の抜取調査検見単収の計」は、同一の抜取調査班が調査した損害評価地区の全てについての合計とする。

なお、特定組合等において、地域等階層ごとに抜取調査を行った場合は、地域等階層ごとに平均単収差を算定する。

(2) 単当修正量案は、損害評価地区ごとの平均単収差を基準とし、被害面積、共済減収量及び生産金額の減少額を勘案して定めるものとする。

この場合において、アの組合等における損害評価地区の設定単位ごとの単当修

正量案の平均は、イの組合等における損害評価地区の設定単位ごとの平均単収差の平均を下回ってはならないものとする。

なお、次式中、超過被害面積とは、全相殺方式にあつては全相殺方式超過被害組合員等の全筆調査の耕地面積、半相殺方式にあつては半相殺方式超過被害組合員等の被害面積、特例半相殺方式にあつては特例半相殺方式超過被害組合員等の被害面積をいうものとする（（３）及び第２の１において同じ。）。ただし、超過被害面積が０の損害評価地区等があつた組合等及び損害評価地区を共済目的の種類ごとに設定した組合等にあつては、超過被害面積とあるのは該当する各損害評価地区等の農家申告抜取調査対象筆又は全筆調査筆の耕地面積をいうものとする。

ア 組合等における損害評価地区の設定単位ごとの単当修正量案の平均

$$\Sigma (\text{損害評価地区等ごとの単当修正量案} \times \text{損害評価地区等ごとの超過被害面積 (収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地に係る面積は除く。)}) \div \Sigma (\text{損害評価地区等ごとの超過被害面積 (収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地に係る面積は除く。)})$$

イ 組合等における損害評価地区の設定単位ごとの平均単収差の平均

$$\Sigma (\text{損害評価地区等ごとの平均単収差} \times \text{損害評価地区等ごとの超過被害面積 (収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地に係る面積は除く。)}) \div \Sigma (\text{損害評価地区等ごとの超過被害面積 (収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地に係る面積は除く。)})$$

（３）抜取調査を２回以上に分けて行った場合又は階層分けを行った場合には、損害評価地区ごとに、各回ごと又は階層ごとの単当修正量案を作成して差し支えない。

また、この場合における（２）のア及びイの算定に当たっては、該当する損害評価地区ごとの、各回ごと又は階層ごとの超過被害面積又は農家申告抜取調査対象筆若しくは全筆調査筆の耕地面積を用いて算出するものとする。

（４）（１）から（３）までに基づき算定した単当修正量案が10kg以下の場合には、農家申告抜取調査又は全筆調査のとおり共済減収量又は減収量及び生産金額の減少額を定めても差し支えない。

3 支払対象となる共済減収量又は生産金額の減少額のとりまとめ

類区分ごと及び組合員等ごと（地域インデックス方式については類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）に、１の（１）から（５）までにより算出した共済減収量又は生産金額の減少額と１の（６）により算出した一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済減収量又は生産金額の減少額を比較し、大きい方を共済減収量又は生産金額の減少額とする。

4 損害の額の算定

1 から 3 までにより算定した共済減収量及び生産金額の減少額に基づき、共済金の支払見込額である損害の額を次のとおり算定する。

- (1) 全相殺方式、半相殺方式及び特例半相殺方式にあつては、類区分ごと及び組合員等ごとに、地域インデックス方式にあつては類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により算出する。

$$\text{損害の額} = \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$$

- (2) 品質方式及び災害収入共済方式にあつては、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算出する。

$$\text{損害の額} = \text{生産金額の減少額} \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$$

5 損害評価会への諮問

組合等は、4 により算定した共済金の支払見込額である損害の額を認定するため、次の事項について損害評価会に諮問を行う。

ア 全相殺方式

- (ア) 全相殺方式超過被害に係る組合員等数、引受面積、共済減収量及び分割減収量の組合等の合計

- (イ) 全筆調査についての次に掲げる事項

- ① 損害評価地区ごとの全筆調査の面積、単当修正量案を適用する前と適用した後の増減収量及び分割減収量
- ② 単当修正量案及びその算出経緯
- ③ 損害評価地区ごとの類区分、引受方式の別及び支払開始損害割合の別の一覧表

- (ウ) 一筆全損被害及び一筆半損被害に係るものについての次に掲げる事項

- ① 一筆全損被害及び一筆半損被害を受けた組合員等数とその被害面積及び共済減収量の総数
- ② 一筆全損被害及び一筆半損被害により共済金支払対象となるものに係る組合員等数、被害面積及び共済減収量
- ③ 全相殺方式超過被害により共済金支払対象となるものに係る組合員等数、引受面積及び共済減収量

- (エ) 損害の額（共済金支払見込額）

- (オ) その他必要な事項

イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

- (ア) 半相殺方式超過被害又は特例半相殺方式超過被害に係る組合員等数、被害面積、共済減収量及び分割減収量の組合等の合計

- (イ) 農家申告抜取調査についての次に掲げる事項

- ① 損害評価地区ごとの半相殺方式超過被害又は特例半相殺方式超過被害に係る組合員等数、被害面積、共済減収量及び分割減収量
- ② 単当修正量案及びその算出経緯
- ③ 損害評価地区ごとの類区分、引受方式及び支払開始損害割合の別の一覧表
- (ウ) 一筆全損被害及び一筆半損被害に係るものについての次に掲げる事項
 - ① 一筆全損被害及び一筆半損被害を受けた組合員等数とその被害面積及び共済減収量の総数
 - ② 一筆全損被害及び一筆半損被害により共済金支払対象となるものに係る組合員等数、被害面積及び共済減収量
 - ③ 半相殺方式超過被害又は特例半相殺方式超過被害により共済金支払対象となるものに係る組合員等数、被害面積及び共済減収量
- (エ) 損害の額（共済金支払見込額）
- (オ) その他必要な事項
- ウ 地域インデックス方式
 - (ア) 地域インデックス方式超過被害に係る組合員等数、引受面積及び共済減収量の組合等の合計
 - (イ) 一筆全損被害及び一筆半損被害に係るものについての次に掲げる事項
 - ① 一筆全損被害及び一筆半損被害を受けた組合員等数とその被害面積及び共済減収量の総数
 - ② 一筆全損被害及び一筆半損被害により共済金支払対象となるものに係る組合員等数、被害面積及び共済減収量
 - ③ 地域インデックス方式超過被害により共済金支払対象となるものに係る組合員等数、被害面積及び共済減収量
 - (ウ) 損害の額（共済金支払見込額）
 - (エ) その他必要な事項
- エ 品質方式及び災害収入共済方式
 - (ア) 品質方式超過被害又は災害収入共済方式超過被害に係る組合員等数、引受面積、減収量、生産金額の減少額及び分割減収量の組合等の合計
 - (イ) 全筆調査についての次に掲げる事項
 - ① 損害評価地区ごとの品質方式超過被害に係る組合員等数、全筆調査の面積、単当修正量を適用した前と後の収穫量及び分割減収量
 - ② 単当修正量案及びその算出経緯
 - ③ 損害評価地区ごとの類区分、引受方式及び共済限度額割合の別の一覧表
 - (ウ) 一筆全損被害及び一筆半損被害に係るものについての次に掲げる事項
 - ① 一筆全損被害及び一筆半損被害を受けた組合員等数とその被害面積及び生産金額の減少額の総数

- ② 一筆全損被害及び一筆半損被害により共済金支払対象となるものに係る組合員等数、被害面積及び生産金額の減少額
- ③ 品質方式超過被害又は災害収入共済方式超過被害により共済金支払対象となるものに係る組合員等数、被害面積及び生産金額の減少額
- (エ) 被害組合員等の地域における売渡受託者等の出荷規格別出荷量及び割合
- (オ) 損害の額（共済金支払見込額）
- (カ) その他必要な事項

6 損害評価会の答申

損害評価会は、5のアからエまでに掲げる事項につき審議し、その結果を組合等に答申する。

7 特定組合等以外の組合等における損害の額の当初認定及び当初評価高の報告

- (1) 特定組合等以外の組合等は、6の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、損害評価地区ごとの単当修正量を決定し、これにより全相殺方式、半相殺方式及び特例半相殺方式にあつては組合員等ごとの共済減収量、地域インデックス方式にあつては組合員等ごと及び統計単位地域ごとの共済減収量、品質方式及び災害収入共済方式にあつては組合員等ごとの生産金額の減少額を算定し、当該共済減収量又は生産金額の減少額に基づき、共済金支払見込額である損害の額（以下「組合等当初評価高」という。）を認定する。

当該組合等は、この認定した損害の額を連合会認定区分ごとに合計し、都道府県連合会に報告するものとする（様式第8号の1、第8号の2若しくは第8号の3及び第8号の4若しくは第8号の5）。

- (2) 連合会認定区分を特定組合等以外の組合等が定める場合には、都道府県連合会と協議を行うこととする。

8 特定組合等における損害の額の当初認定

特定組合等は、6の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、損害評価地区ごとの単当修正量を決定し、これにより全相殺方式、半相殺方式及び特例半相殺方式にあつては組合員ごとの共済減収量、地域インデックス方式にあつては組合員ごと及び統計単位地域ごとの共済減収量、品質方式及び災害収入共済方式にあつては組合員ごとの生産金額の減少額を算定し、当該共済減収量又は生産金額の減少額に基づき、4の定めるところにより共済金支払見込額となる損害の額（以下「特定組合等当初評価高」という。）を算定し、認定する。

9 特定組合等の損害の額の認定申請及び特定組合等当初評価高の報告

- (1) 特定組合等は、政府保険認定区分ごとに、共済金の総額が当該区分に係る通常責任共済金額を超える区分（「異常災害政府保険認定区分」という。以下同じ。）については、農林水産大臣に対し、損害の額の認定を申請するとともに、異常災害政府保険認定区分以外の政府保険認定区分（以下「通常災害政府保険認定区分」という。）ごとの認定に係る組合員の数又は耕地の面積、共済減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額について、農林水産大臣に報告する。（様式第18号の1、第18号の2若しくは第18号の3、第18号の4及び第8号の4若しくは第8号の5）
- (2) 特定組合等は、政府保険認定区分を定めた場合には、経営局長に報告するものとする。
- (3) 政府保険認定区分に係る通常責任共済金額は、政府保険認定区分ごとに、次式に基づき算出する。

$$\text{政府保険認定区分に係る通常責任共済金額} = \Sigma (\text{共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額} \times \text{危険段階別農作物通常標準被害率})$$
- (4) 特定組合等は、農作物政府保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該農作物政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、当該農作物政府保険区分に属する異常災害政府保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請に代え、農林水産大臣への報告として差し支えない。

第2 都道府県連合会

都道府県連合会は、組合等ごとの共済金支払見込額となる損害の額を、連合会認定区分ごとに、次の1から5までに基づきとりまとめ、組合等ごと及び連合会認定区分ごとに認定する。

1 組合等の単当修正量の算定及び損害の額の取りまとめ

都道府県連合会は、連合会抜取調査単位ごとに連合会抜取調査結果から、次により組合等ごとの単当修正量を算定するとともに、共済金支払見込額である損害の額を取りまとめる。

- (1) 全相殺方式、半相殺方式及び特例半相殺方式については、以下により損害の額を取りまとめるものとする。

ア 連合会抜取調査筆についての組合等評価単収の算定

都道府県連合会は、連合会抜取調査筆について、組合等当初評価高の報告における損害評価地区ごとの単当修正量（階層別に単当修正量が異なる場合には、その階層ごとの単当修正量）を連合会実測調査野帳に記入された組合等の農家申告抜取調査単収又は全筆調査単収に加えて、組合等評価単収を算定する。

イ 平均単収差の算定

都道府県連合会は、連合会抜取調査結果により次の事項を組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに算定するものとする。

(ア) 実測調査から得られる平均単収差

- a 実測調査から得られる平均単収差（以下「実測平均単収差」という。）は、実測筆について組合等評価単収と実測調査から得られる単当収量（以下「実測単収」という。）から次式により算定する。

なお、次式中、超過被害面積が0の階層がある場合及び連合会抜取調査単位を共済目的の種類ごとに設定した場合は、超過被害面積とは、該当する各階層の農家申告抜取調査対象筆又は全筆調査筆の耕地面積をいうものとする（（イ）において同じ。）。

$$\text{実測平均単収差} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{階層別の単純} & \text{組合等当初評価高における階} \\ & \times \\ \text{平均単収差} & \text{層別の超過被害面積} \end{array} \right) \text{の各階層の合計}}{\text{組合等当初評価高における超過被害面積}}$$

$$\text{階層別の単純平均単収差} = \frac{\begin{array}{cc} \text{階層別の実測筆} & \text{階層別の実測筆の組} \\ \text{の実測単収の計} & - \text{合等評価単収の計} \end{array}}{\text{階層別の実測筆数}}$$

- b 階層区分をしないで実測筆を抽出した場合は、次式により算定する。

$$\text{実測平均単収差} = \frac{\text{実測筆の実測単収の計} - \text{実測筆の組合等評価単収の計}}{\text{実測筆数}}$$

(イ) 検見調査を行った場合におけるその調査結果を実測により修正した際の平均単収差

- a 検見調査の結果を実測により修正した際の平均単収差（以下「検見修正平均単収差」という。）は、連合会抜取調査筆についての組合等評価単収及び連合会抜取調査筆についての都道府県連合会の検見調査結果を実測により修正して得た単収から、次式により算定する。なお、次式における「階層別の実測単収の計」は、実測筆のうち、都道府県連合会の検見調査を行った筆のみの実測単収の計とする。

検見修正平均単収差＝

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{階層別の連合} \\ \text{会抜取調査筆} \\ \text{の連合会検見} \\ \text{単収の計} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{階層別の実測筆} \\ \text{の実測単収の計} \\ \text{階層別の実測筆} \\ \text{の連合会検見単} \\ \text{収の計} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{階層別の抜} \\ \text{取調査筆の} \\ \text{組合等評価} \\ \text{単収の計} \end{array}} - \begin{array}{l} \text{組合等当初評価} \\ \text{高における階層} \\ \text{別の超過被害面} \\ \text{積} \\ \text{階層別抜取筆数} \end{array} \right) \times \text{の各階層の合計}$$

組合等当初評価高における超過被害面積

- b 階層区分をしないで連合会抜取調査筆を抽出した場合には、次式により算定する。なお、次式における「実測単収の計」は、実測筆のうち、都道府県連合会の検見調査を行った筆のみの実測単収の計とする。

$$\begin{array}{l} \text{連合会抜取調} \quad \text{実測筆の実測単収の計} \quad \text{連合会抜取調査} \\ \text{査筆の連合会} \quad \times \quad \frac{\quad}{\quad} \quad - \quad \text{筆の組合等評価} \\ \text{検見修正} \quad \text{検見単収の計} \quad \text{実測筆の連合会検見単収の計} \quad \text{単収の計} \\ = \quad \frac{\quad}{\text{連合会抜取筆数}} \end{array}$$

- (ウ) 見回り調査を行った場合におけるその調査結果から得られる平均単収差
見回り調査結果から得られる平均単収差（以下「見回り平均単収差」という。）は、見回り調査を行った筆の当該調査に基づく単収の平均から当該調査筆の組合等評価単収の平均を差し引いて算出する。

ウ 平均単収差の算定についての留意事項

農家申告抜取調査又は全筆調査の単収の高低によって階層分けをした場合には、イの平均単収差の計算においては、各連合会抜取調査筆がどの階層に所属するものであるかは、その組合等評価単収の高低によって決めるものとする。従って、連合会抜取調査筆を抽出した際の所属とはその所属が異なる場合があるので注意すること。

エ 単当修正量案の作成とこれによる損害の額の算定

都道府県連合会は、イの平均単収差に基づき、都道府県の指導を受け、組合等ごと及び連合会認定区分ごとに単当修正量の案を作成し、組合等に対して提示する。また、都道府県連合会は、組合等に対して、当該単当修正量案を農家申告抜取調査対象筆又は全筆調査筆（収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地は除く。）ごとに一律に適用して共済減収量を修正させるとともに、当該共済減収量に基づき損害の額を算定させ、組合等ごと及び連合会認定区分ごと

の共済金支払対象組合員等の数又は耕地の面積、共済減収量及び損害の額を都道府県連合会に報告させる。

ただし、上記の方法で共済減収量を修正することが適当でないと認められるときは、当該単当修正量案を適用して修正した組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済減収量を超えないよう、損害評価会に諮って適宜修正方法を定めて共済減収量を修正することができることとする。また、全相殺方式において、全筆調査に基づき組合員等の収穫量の調査を行った場合において、当該組合員等の収穫物の大部分が売り渡されており、かつ、その数量が的確に把握できる場合には、その売渡数量及び自家保有数量等を参酌して当該単当修正量を適用後の全筆調査に係る共済減収量を修正して差し支えない。

なお、単当修正量案が5キログラム以下の場合には、組合等当初評価高のとおりに共済金支払対象組合員等の数又は耕地の面積、共済減収量及び損害の額の都道府県連合会案を定めても差し支えない。

また、単当修正量案を作成する場合、必要に応じ地域等階層ごとにこれを定めても差し支えない。

オ 単当修正量案の作成についての留意事項

単当修正量案は、実測平均単収差（実測調査を行わない組合等については検見平均単収差。以下同じ。）を基礎とし、検見調査又は見回り調査を行ったときは、検見修正平均単収差又は見回り平均単収差を参考として作成するものとする。

なお、都道府県における（ア）の連合会抜取調査単位ごとの単当修正量案は、（イ）の連合会抜取調査単位ごとの実測平均単収差の平均を下回ってはならないものとする。

（ア）連合会抜取調査単位ごとの単当修正量案の平均（都道府県連合会ごと）

連合会抜取調査単位ごとの単当修正量案の平均＝ Σ （組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの単当修正案×組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの超過被害面積）÷ Σ （組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの超過被害面積）

（イ）連合会抜取調査単位ごとの実測平均単収差の平均（都道府県連合会ごと）

連合会抜取調査単位ごとの実測平均単収差の平均＝ Σ （組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの実測平均単収差×組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの超過被害面積）÷ Σ （組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの超過被害面積）

- （２）地域インデックス方式については、組合等から提出のあった組合等当初評価高報告書に基づき、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済金支払見込額である損害の額を取りまとめる。

(3) 品質方式及び災害収入共済方式については、以下により損害の額を取りまとめるものとする。

ア 連合会抜取調査筆についての組合等評価単収の算定

都道府県連合会は、組合等当初評価高の報告における損害評価地区ごとの単当修正量（階層別に単当修正量が異なる場合には、その階層ごとの単当修正量）を連合会実測調査野帳に記入された組合等の全筆調査単収に加えて、連合会抜取調査筆について、組合等評価単収を算定する。

イ 連合会平均単収差の算定及びこれによる損害の額の算定

都道府県連合会は、連合会抜取調査結果により次の事項を取りまとめる。

なお、以下の（ア）における連合会平均単収差については、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに算定するものとする。

（ア）連合会平均単収差は、組合等評価単収と連合会抜取調査から得られる単当収量（以下「連合会評価単収」という。）から次式により算定する。

なお、階層区分を設定した場合は、階層区分ごとに算定するものとする。

$$\begin{array}{rcl} & \text{連合会抜取筆の連} & \text{連合会抜取筆の組} \\ \text{連合会} & \text{合会評価単収の計} & \text{合等評価単収の計} \\ \text{平均単} & = & \text{-----} \\ \text{収差} & & \text{連合会抜取筆数} \end{array}$$

（イ）連合会単当修正量案の作成とこれによる損害の額の算定

都道府県連合会は、連合会平均単収差に基づき、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに連合会単当修正量案を作成し、組合等に対して提示する。

また、都道府県連合会は、組合等に対して、当該単当修正量案を全筆調査を行った耕地（収穫皆無耕地及び転作等耕地は除く。）ごとに一律に適用して生産金額の減少額を修正させるとともに、当該減少額に基づき損害の額を算定させ、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済金支払対象組合員等の数、生産金額の減少額及び損害の額を都道府県連合会に報告させる。

ただし、上記の方法で生産金額の減少額を修正することが適当でないと認められるときは、左記の方法で算出した組合等ごと及び連合会認定区分ごとの生産金額の減少額を超えないよう、損害評価会に諮って適宜修正方法を定めて生産金額の減少額を修正することができることとする。

また、連合会単当修正量案が5キログラム以下の場合には、組合等当初評価高のとおり共済金支払対象組合員等の数、生産金額の減少額及び損害の額の都道府県連合会案を定めても差し支えない。

なお、連合会単当修正量案を作成する場合、必要に応じ地域等階層ごとにこれを定めても差し支えない。

ウ 連合会単当修正量案の作成についての留意事項

都道府県における（ア）の連合会抜取調査単位ごとの連合会単当修正量案の平均は、（イ）の連合会抜取調査単位ごとの連合会平均単収差の平均を下回ってはならないものとする。

（ア）連合会抜取調査単位ごとの連合会単当修正量案の平均（都道府県連合会ごと）

連合会抜取調査単位ごとの連合会単当修正量案の平均＝ Σ （組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの連合会単当修正案×組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの全筆調査の面積）÷ Σ （組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの全筆調査の面積）

（イ）連合会抜取調査単位ごとの連合会平均単収差の平均（都道府県連合会ごと）

連合会抜取調査単位ごとの連合会平均単収差の平均＝ Σ （組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの連合会平均単収差×組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの全筆調査の面積）÷ Σ （組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとの全筆調査の面積）

2 損害評価会に対する諮問

都道府県連合会は、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額を認定するため、1により取りまとめた共済減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を、その資料とともに損害評価会に提出して、その意見を求める。

3 損害評価会の答申

損害評価会は、2により提出された資料を基礎とし、見回り調査を行った場合はその結果も参考として、都道府県連合会案について審議し、その結果を都道府県連合会に答申する。

4 損害の額の当初認定

都道府県連合会は、損害評価会の答申があった場合には、その内容について検討、参酌の上、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額（以下「連合会当初評価高」という。）を認定する。

なお、2により諮問した都道府県連合会案を修正して認定する場合は、共済減収量又は生産金額の減少額の都道府県合計は、1により算定した共済減収量又は生産金額の減少額の合計を上回ってはならないものとする。

5 損害の額の認定申請

（1）都道府県連合会は、政府再保険認定区分ごとに、当該区分ごとの損害の額の当該区分別の通常責任共済金額を超える部分の金額が当該区分別の異常責任保険金額を超えると認める政府再保険認定区分（以下「異常災害政府再保険認定区分」

という。)については、農林水産大臣に対し、損害の額の認定を申請するとともに、異常災害政府再保険認定区分以外の政府再保険認定区分（以下「通常災害政府再保険認定区分」という。）ごとの損害の額について、農林水産大臣に報告する（様式第13号の1、第13号の2若しくは第13号の3及び第13号の4）。

(2) 都道府県連合会は、政府再保険認定区分を定めた場合には、経営局長に報告するものとする。

(3) 政府再保険認定区分別の通常責任共済金額は、政府再保険認定区分ごとに、次式に基づき算出する。

政府再保険認定区分別の通常責任共済金額＝ Σ （共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額×危険段階別農作物通常標準被害率）

(4) 政府再保険認定区分別の異常責任保険金額は、政府再保険認定区分ごとに、次式に基づき算出する。

政府再保険認定区分別の異常責任保険金額＝ Σ （共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額×危険段階別農作物異常標準被害率）

(5) 都道府県連合会は、農作物再保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該農作物再保険区分に係る再保険金が支払われないことが見込まれるときは、当該農作物再保険区分に属する異常災害政府再保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請に代え、農林水産大臣への報告として差し支えない。

第5節 損害評価高の決定

第1 都道府県連合会

都道府県連合会は、次のとおり組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額を最終的に認定する。

なお、この場合、必要に応じて、地域等階層ごとの内訳を示すことができるものとする。

1 通常災害政府再保険認定区分に係る損害の額

連合会当初評価高どおり組合等ごと及び連合会認定区分ごとにその損害の額を認定し、その旨を損害評価会に報告するとともに当該認定に係る共済減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を組合等に通知する。

2 異常災害政府再保険認定区分に係る損害の額

異常災害政府再保険認定区分に属する組合等ごとの連合会認定区分については、次のとおり損害の額を認定し、これを損害評価会に報告するとともに、当該認定に係る共済減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を組合等に通知する。

(1) 連合会当初評価高のとおり農林水産大臣の認定を得た場合には、組合等ごと及び連合会認定区分ごとにその損害の額を認定する。

- (2) 農林水産大臣の認定を受けられなかった場合は、損害評価会の意見を聴いて、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

第2 特定組合等以外の組合等

1 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量又は生産金額の減少額と組合等当初評価高におけるそれを比較し、修正する必要があるときは、そのまま損害の額を認定し、損害評価会に報告する。

2 組合等当初評価高を修正してする最終認定

特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量又は生産金額の減少額と組合等当初評価高におけるそれを比較し、修正する必要があるときは、都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量又は生産金額の減少額を超えないよう、都道府県連合会から提示された単当修正量を農家申告抜取調査対象筆又は全筆調査筆（収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地は除く。）ごとに一律に適用して組合等当初評価高における共済減収量又は減収量及び生産金額の減少額を修正し、損害の額を認定する。

ただし、この場合、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、損害評価会に諮って適宜修正方法を定めて修正することができることとする。

第3 特定組合等

特定組合等は、次のとおり政府保険認定区分ごとの損害の額を最終的に認定する。

1 通常災害政府保険認定区分に係る損害の額

組合等当初評価のとおりその損害の額を認定し、その旨を損害評価会に報告する。

2 異常災害政府保険認定区分に係る損害の額

次のとおり損害の額を認定し、これを損害評価会に報告する。

- (1) 組合等当初評価高のとおり農林水産大臣の認定を得た場合には、政府保険認定区分ごとにその損害の額を認定する。

- (2) 農林水産大臣の認定を受けられなかったときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等ごと及び政府保険認定区分ごとの共済減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

第6節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会における共済金及び保険金の仮渡し

1 再保険金の概算払を受けない場合

- (1) 組合等は、以下により共済金の仮渡しを行う。

ア 組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を都道府県連合会に連絡し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする類区分、引受方式及び支払開始損害割合又は共済限度額割合ごとの仮渡実施被害割合（組合等が共済金の仮渡しの対象となる損害の割合を任意に定めたものをいう。以下同じ。）を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から損害通知書を提出させる（様式例第1号の1、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5又は例第1号の7）。

当該通知書の提出を受けた後、組合等は、第3節第1に準じて現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下（1）において同じ。）を行う。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

イ 組合等は、全相殺方式、品質方式又は災害収入共済方式において、次の（ア）又は（イ）の方法により現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ都道府県連合会が経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

（ア）全相殺方式

施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査によることが困難である場合は、次のaからcまでにより現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

- a 全筆調査及び抜取調査
- b 乾燥調製施設における乾燥調製過程の重量を収穫量とする方法
- c 組合員等から提出させた農産物受払帳等により収穫量を把握する方法による調査

（イ）品質方式及び災害収入共済方式

① 出荷数量等調査によることが困難である場合は、水稻についてはa又はbにより、麦についてはb又はcにより現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

- a 全筆調査及び抜取調査並びに品位判定調査
- b 売渡受託者等が保管する帳簿の閲覧等により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査
- c 売渡受託者等が保管する帳簿の閲覧等により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の品質区分の収穫量として取り扱う方法による調査

② 青色申告書等調査によることが困難である場合は、水稻についてはaからcまで、麦についてはb又はcにより現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

- a 全筆調査及び抜取調査並びに品位判定調査

- b 全筆調査及び抜取調査により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査
- c 組合員等から提出させた農産物受払帳等により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査

(2) 都道府県連合会は、以下により組合等に保険金の仮渡しを行う。

ア 都道府県連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、(1)のアの損害通知のあった組合員等について、第3節第2に準じて現地評価を行い、第4節第2に準じて損害評価高の取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下(2)において同じ。）を行うものとする。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

イ 都道府県連合会は、全相殺方式、品質方式又は災害収入共済方式において、次の(ア)又は(イ)の方法により現地評価及び取りまとめを行うことができる。

また、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

(ア) 全相殺方式

組合等における現地評価について、施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査によることが困難である場合であって、(1)のイの(ア)のaにより行ったときは、連合会抜取調査により現地評価を行い、損害評価高の取りまとめは第4節第2に準じて行う。

(イ) 品質方式及び災害収入共済方式

① 組合等の現地評価について、出荷数量等調査によることが困難である場合であって、(1)のイの(イ)の①のaにより行ったときは、水稻について連合会抜取調査並びに連合会品位判定調査により現地評価を行い、損害評価高の取りまとめは第4節第2に準じて行う。

② 組合等の現地評価について、青色申告書等調査によることが困難である場合であって、(1)のイの(イ)の②のa又はbにより行ったときは、水稻についてはa又はbにより、麦についてはbにより現地評価を行い、損害評価高の取りまとめは第4節第2に準じて行う。

a 連合会抜取調査並びに連合会品位判定調査

b 連合会抜取調査により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査

2 再保険金の概算払を受ける場合

(1) 都道府県連合会は、農作物再保険区分ごとに、次のアからエまでの損害が見込まれる場合に再保険金の概算払を受けることができる。

ア 全相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとにその組合員等の基準収穫量の4割以上の損害
イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとにその組合員等の基準収穫量の5割以上の損害
ウ 地域インデックス方式

類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る損害

エ 品質方式及び災害収入共済方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、その年産の農作物の収穫が皆無となった損害並びに一筆全損被害及び一筆半損被害に係る損害

(2) 都道府県連合会が保険金の仮渡しをするため、再保険金の概算払を受ける必要がある場合は、次のとおり損害評価を行う。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、この限りでない。

ア 組合等における損害評価

(ア) 組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を都道府県連合会に通知し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする類区分、引受方式及び支払開始損害割合若しくは共済限度額割合ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から損害通知書を提出させる（様式例第1号の1、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5又は例第1号の7）。

(イ) 組合等は、損害通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価（施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査によることが困難な場合は、全筆調査及び抜取調査）を行うとともに、その他の第1章第4節の1に定める損害があったと認められる組合員等についてその被害の概況を調査し、第4節第1に準じてその結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下（2）において同じ。）、都道府県連合会に提出する（様式第11号の2又は第11号の3）。

(ウ) 組合等は、現地評価及び損害評価高のとりまとめ方法を、あらかじめ都道府県連合会が経営局長の承認を得て別に定めた場合は、当該方法によることができる。

イ 都道府県連合会

(ア) 都道府県連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、（2）のアの損害通知のあった組合員等について、第3節第2に準じて現地評価（組合等における現地評価について、施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査によることが困難である場合であって、組合等が全筆調査及び抜取調査により現地評価を行ったときは、連合会抜取調査）を行うとともに、その他の第1章第4節の1に定める損害があったと認められる組合員等について、その被害の概況を調査し、第4節第

2に準じてその結果を仮損害評価書（様式第11号の2又は第11号の3）に定める事項について取りまとめる。また、保険金の仮渡しを行わない組合等については、仮損害評価書に準じて被害の状況を取りまとめる（様式第11号の2又は第11号の3）。

（イ）都道府県連合会は、現地評価及び損害評価高のとりまとめ方法を、あらかじめ経営局長の承認を得て別に定めた場合は、当該方法によることができる。

第7節 特定組合等が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価

1 保険金の概算払を受けない場合

特定組合等は、保険金の概算払を受けないで共済金の仮渡しをしようとする場合は、次のとおり損害評価を行う。ただし、既に組合員から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

ア 特定組合等は、組合員に、仮渡しの対象とする類区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合若しくは共済限度額割合ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書を提出させる（様式例第1号の1、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5又は例第1号の7）。

当該通知書の提出を受けた後、特定組合等は、第3節第1に準じて現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下1において同じ。）を行う。

イ 特定組合等は、全相殺方式、品質方式又は災害収入共済方式において、次の（ア）又は（イ）の方法により現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

（ア）全相殺方式

施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査によることが困難である場合は、次のいずれかにより現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

a 全筆調査及び抜取調査

b 乾燥調製施設における乾燥調製過程の重量を収穫量とする方法

c 組合員から提出させた農産物受払帳等により収穫量を把握する方法による調査

（イ）品質方式及び災害収入共済方式

① 出荷数量等調査によることが困難である場合は、水稻についてはa又はbにより、麦についてはb又はcにより現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

a 全筆調査及び抜取調査並びに品位判定調査

- b 売渡受託者等が保管する帳簿の閲覧等により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査
 - c 売渡受託者等が保管する帳簿の閲覧等により把握した品種別ごとの収穫量の全てを最上位の品質区分の収穫量として取り扱う方法による調査
- ② 青色申告書等調査によることが困難である場合は、水稻についてはaからcまで、麦についてはb又はcにより現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。
 - a 全筆調査及び抜取調査並びに品位判定調査
 - b 全筆調査及び抜取調査により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査
 - c 組合員から提出させた農産物受払帳等により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査

2 保険金の概算払を受ける場合

- (1) 特定組合等は、農作物政府保険区分ごとに、次のアからエまでの損害が見込まれる場合に保険金の概算払を受けることができる。

ア 全相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとにその組合員等の基準収穫量の4割以上の損害

イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとにその組合員等の基準収穫量の5割以上の損害

ウ 地域インデックス方式

類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る損害

エ 品質方式及び災害収入共済方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、その年産の農作物の収穫が皆無となった損害並びに一筆全損被害及び一筆半損被害に係る損害

- (2) 特定組合等における損害評価

特定組合等が共済金の仮渡しをするため、保険金の概算払を受ける必要がある場合は、次のとおり損害評価を行う。ただし、既に組合員から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

ア 特定組合等は、組合員等に仮渡しの対象とする類区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合又は共済限度額割合ごとの仮渡し実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書を提出させる（様式例第1号の1、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5又は例第1号の7）。

イ 特定組合等は、損害通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価（施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査によることが困難な場合は、全筆調査及び抜取調査）を行うとともに、そ

の他の第1章第4節の1に定める損害があったと認められる組合員等について、その被害の概況を調査し、第4節第1（損害評価会への諮問を除く。以下（2）において同じ。）に準じてその結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめる（様式第20の2又は第20号の3）。

ウ 特定組合等は、現地評価及び損害評価高のとりまとめ方法をあらかじめ経営局長の承認を得て別に定めた場合は、当該方法によることができる。

第8節 損害評価の特例

共済事故により、規格外の米又は麦が多く発生した場合のほか、この要綱に規定する方法により損害評価を行うことができない特異な損害が広範囲にかつ多数発生した場合は、経営局長の承認を得た方法により行うことができる。

第3章 請求の手続

第1節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会における保険金又は再保険金の請求手続

第1 保険金の請求手続

1 支払共済金の額の決定

特定組合等以外の組合等は、組合員等ごと（地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）の損害の額が決定したときは、共済金の支払免責事由のある組合員等又は耕地について、理事会の議決を経て、その免責の額を決定し、損害の額からこれを差し引いて、支払共済金の額を算定する。

2 保険金の請求

特定組合等以外の組合等は、組合員等ごと（地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）の支払共済金が決定したときは、これを農作物連合会保険区分ごとに集計し、支払を受けるべき保険金の額を算定し、都道府県連合会に保険金の請求を行う（様式第10号）。

ただし、保険金を算定する場合は、その算定の基礎となる支払共済金には免責した共済金を含めないものとする。

第2 再保険金の請求手続

1 保険金請求の検討及び支払保険金の決定

都道府県連合会は、組合等から保険金請求書の提出があつたときは、損害の額及び請求のあった保険金の額につき検討した上、農作物連合会保険区分ごとに支払保険金の額を決定する。なお、この場合、免責事由のある農作物連合会保険区分については、理事会の議決を経て、保険金の支払免責の額を決定しこれを差し引くものとする。

2 損害評価書の作成

都道府県連合会は、1の支払保険金の額に基づき、農作物再保険区分ごとに、再保険金の金額の算出の基礎を記載した損害評価書を作成する（様式第15号の2又は第15号の3）。

3 支払再保険金の算定及び請求

都道府県連合会は、農作物再保険区分ごとに、支払を受けるべき再保険金の額（品質方式及び災害収入共済方式においては、再保険金支払限度額（規則第209条第2項の規定により農林水産大臣が定める金額をいう。）を限度とする。）を算出し、組合等ごと及び異常災害連合会保険区分（その農作物連合会保険区分に係る支払共済金とその農作物連合会保険区分に係る農作物通常責任共済金額（農作物連合会保険区分ごとに、「 Σ （共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額 $\times$ 危険段階別農作物通常標準被害率）」により算出する。）を超えることとなる農作物連合会保険区分をいう。以下同じ。）ごとの保険金請求書及び損害評価書を添付して、農作物再保険区分ごとに農林水産大臣に再保険金の請求を行う（様式第15号の1）。ただし、再保険金を算出する場合は、その基礎となる支払保険金には免責した保険金を含まないものとする。

なお、再保険金の請求を行わない場合も、農作物再保険区分ごとに全ての支払保険金の額を決定したときは、損害評価書と併せて、組合等ごと及び異常災害連合会保険区分ごとの保険金請求書を取りまとめて経営局長に提出するものとする。

第2節 特定組合等における保険金の請求手続

1 支払共済金の額の決定

特定組合等以外の組合等における支払共済金の額の決定に準じて行う。

2 損害評価書の作成

特定組合等は、1の支払共済金の額に基づき、農作物政府保険区分ごとに、保険金の金額の算出の基礎を記載した損害評価書を作成する（様式第15号の2及び第15号の3）。

3 支払保険金の算定及び請求

特定組合等は、農作物政府保険区分ごとに、支払を受けるべき保険金の額（品質方式及び災害収入共済方式においては、保険金支払限度額（規則第230条の規定により読み替えて準用する規則第209条の条第2項の規定により農林水産大臣が定める金額をいう。）を限度とする。）を算出し、損害評価書を添付して、農作物政府保険区分ごと

に農林水産大臣に保険金の請求を行う（様式第19号）。ただし、保険金を算定する場合は、その基礎となる支払共済金には免責した共済金を含めないものとする。

なお、保険金の請求を行わない場合も、農作物政府保険区分ごとに全ての支払共済金の額を決定したときは、損害評価書を経営局長に提出するものとする（様式第15号の2及び第15号の3）。

第3節 保険金及び共済金の支払

1 保険金の支払

（1）都道府県連合会は、組合等から保険金の請求を受けた場合は、内容を審査の上、速やかに保険金を組合等に支払うものとする。なお、再保険金の支払を受けた上で保険金の支払を行う場合には、再保険金の支払を受けた後、速やかに保険金を組合等に支払うものとする。

（2）都道府県連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、組合等ごとに、保険金の支払額並びに共済減収量又は減収量及び生産金額の減少額を公告するものとする。

2 共済金の支払

（1）組合等は、共済金の支払額が確定したときは、事業規程等の定めるところにより、共済金を組合員等に支払うものとする。

（2）組合等は、共済金の振込後遅滞なく、当該組合員等に対して支払通知書を発行しなければならない。

第4節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会の保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求を行う場合の手続

1 保険金仮渡し請求額の算定と保険金仮渡し請求書の提出

（1）特定組合等以外の組合等は都道府県連合会から保険金の仮渡しを受けようとするときは、共済金の仮渡しのために行った損害評価の結果を第2章第4節に準じて、仮損害評価高として取りまとめる。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、当該損害評価結果に基づき、仮損害評価高を取りまとめる。

（2）特定組合等以外の組合等は、（1）の仮損害評価高に基づき、組合員等ごと（地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）に支払共済金及びこれに基づき支払を受けるべき保険金の額を農作物連合会保険区分ごとに算出するとともに、仮損害評価書を作成し、都道府県連合会に保険金仮渡し請求書を提出する（様式第11号の1及び第11号の2又は第11号の3）。

2 保険金仮渡し額の決定

都道府県連合会は、組合等から保険金仮渡しの請求があったときは、都道府県連合会の仮損害評価高により組合等ごと及び農作物連合会保険区分ごとの保険金仮渡し額を決定する。

3 仮渡しの条件

都道府県連合会は、保険金の仮渡しを行うに当たって必要のある場合には、組合等に対し、共済金の仮渡し方法につき条件を付すことができる。

4 再保険金概算払請求書の添付書類

都道府県連合会は、農林水産大臣に再保険金の概算払の請求をするときは、保険金の仮渡しを受けようとする組合等についての仮損害評価書並びに当該組合等から提出された保険金仮渡し請求書及び仮損害評価書を添付する（様式第11号の1及び第11号の2又は第11号の3）。

5 保険金又は再保険金の請求

保険金の仮渡しを受けた特定組合等以外の組合等又は再保険金の概算払を受けた都道府県連合会は、損害評価高が確定した場合には、第1節第2の2に従って損害評価書を作成し、保険金の請求又は再保険金の請求を行うものとする（様式第10号又は第15号の1）。

6 保険金仮渡し結果の報告

都道府県連合会は、保険金の仮渡しをした場合は、速やかに仮渡し組合等名、仮渡し対象面積又は仮渡し対象組合員等数、仮渡し保険金の額及び災害の種類を経営局長に報告するものとする。

第5節 特定組合等による共済金の仮渡し及び保険金の概算払の請求を行う場合の手続

1 保険金概算払請求額の算定と保険金概算払請求書の提出

- （1）特定組合等は農林水産大臣に保険金の概算払の請求をするときは、共済金の仮渡しのために行った損害評価の結果を第2章第4節に準じて、仮損害評価高として取りまとめる。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、当該損害評価結果に基づき、仮損害評価高を取りまとめる。

- （2）特定組合等は、（1）の仮損害評価高に基づき、組合員ごと（地域インデックス方式にあっては、組合員ごと及び統計単位地域ごと）に支払共済金及びこれに基づき支払を受けるべき保険金の額を農作物政府保険区分ごとに算出するとともに、仮損害評価書を作成し、農林水産大臣に保険金概算払請求書を提出する（様式第20号の1及び第20号の2又は第20号の3）。

2 保険金の請求

保険金の概算払を受けた特定組合等は、損害評価高が確定した場合には、第2節に従って損害評価書を作成し、保険金の請求を行うものとする（様式第19号）。

3 共済金仮渡し結果の報告

特定組合等は、共済金の仮渡しをした場合は、速やかに仮渡し対象面積又は仮渡し対象組合員数、仮渡し共済金の額及び災害の種類を経営局長に報告するものとする。

第6節 共済金の支払に関する留意事項

1 交付金の申請状況に関する申告等に係る周知

組合等は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付を受ける者であるとして、引受要綱第2章第1節第3の3の規定に基づき交付金の交付申請の有無等に関する申告書（以下「申告書」という。）を提出した組合員等に対して損害通知のための用紙を配布する場合において、当該組合員等が交付金のうち経営所得安定対策等実施要領Ⅳの第1の1の（2）の①の数量払（以下「数量払」という。）のみの交付を申請した又は申請する予定であるときにはその旨を必ず申告すること、及びその旨を申告した後に申告内容と異なる申請をしたときには必ず修正申告することについて、周知するものとする。

併せて、2の確認により面積払交付農業者であることが判明し、共済金を再計算した結果、共済金が過大に支払われていたときには、その返還を求めることについて周知するものとする。この場合において、組合員等が数量払のみの交付を申請した又は申請する予定であると申告したにもかかわらず、2の確認により面積払交付農業者であると判明することが複数年続いたときその他悪意又は重大な過失によって不実の申告をしたと認められるときには、悪意又は重大な過失による不実の損害通知があったものとして、共済金の全部又は一部について免責する場合があることについて、周知するものとする。

2 交付金の交付状況による引受変更等に係る周知

組合等は、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及び裸麦に限る。）の共済金支払対象組合員等のうち、交付金の交付を受ける者であるとして、申告書を提出した組合員等に対して共済金支払通知書を通知する際、当該交付金が最終的に共済事故によって生じた損害その他の組合員等の責めに帰することができない事由以外の事由により交付されていなかったことを確認した場合又は免税交付農業者として申告書の提出があったが、課税交付農業者として交付金の交付を受けたことを確認した場合には、当該麦に係る引受内容を変更し、組合等から共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金の一部の返還を求めることを当該通知書に明記し、組合員等に対し周知するものとする。

附 則（令和 7 年 5 月 9 日付け 7 経営第 395 号）
この通知は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

(別紙)

面積払交付農業者が耕作する麦の収穫量及び生産金額等の扱い

1 全相殺方式及び半相殺方式に係る収穫量の扱い

全相殺方式及び半相殺方式に係る共済減収量の算出に当たっては、その算出基礎となる収穫量を、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により調整するものとする。

$$\frac{q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3 + q_4 \times p_4 + q_5 \times p_5}{p_6}$$

(定義) 「分岐収量」は、面積払交付単価を、農林水産大臣が定めたパン・中華麺用麦又はパン・中華麺用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）のそれぞれの単位当たり共済金額のうち免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかの別に応じてそれぞれ最も高いものから、交付金の交付を受けない者に係る麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）の単位当たり共済金額のうち最も高いものをそれぞれ差し引いた額を、それぞれの収穫量で加重平均した金額で除して得た数に、それぞれの引受面積を合計したものを乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q 1 は、パン・中華麺用麦及びパン・中華麺用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）（以下「対象麦」という。）に係る収穫量のうち分岐収量を超える収穫量の合計。

q 2 は、対象麦に係る収穫量のうち分岐収量以下の収穫量の合計。

q 3 は、分岐収量（対象麦の耕地別基準収穫量を合計したものに、1 から当該組合員等が選択した支払開始損害割合を差し引いた割合を乗じて得た収穫量（以下1において「引受収量」という。）が分岐収量を下回る場合は、当該収穫量）。

q 4 は、ビール用麦に係る収穫量の合計。

q 5 は、種子用麦に係る収穫量の合計。

p 1 は、パン・中華麺用麦及びパン・中華麺用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）のそれぞれに適用する単位当たり共済金額を、それぞれの収穫量で加重平均した金額。

p 2 は、農林水産大臣が定めた交付金の交付を受けない者に係る麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）の単位当たり共済金額のうち、最も高いもの（p 1 が当該単位当たり共済金額を下回る場合にあっては、p 1）。

p 3 は、p 1 から p 2 を差し引いた金額（引受収量が分岐収量を下回る場合は、パン・中華麺用麦及びパン・中華麺用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）のそれぞれに適用する単位当たり共済金額から p 2 をそれぞれ差し引いた金額を、それぞれの引受収量で加重平均した金額）。

p 4 は、ビール用麦に適用する単位当たり共済金額。

p 5 は、種子用麦に適用する単位当たり共済金額。

p 6 は、引受時に設定した単位当たり共済金額。

2 地域インデックス方式に係る統計単収の扱い

地域インデックス方式に係る共済減収量の算出に当たっては、その算出基礎となる統計単収を、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により調整するものとする。

なお、算定に用いる収穫量は、当年の統計単収にそれぞれの引受面積を合計したものを乗じて算出する。

$$\frac{q1 \times p1 + q2 \times p2 + q3 \times p3 + q4 \times p4 + q5 \times p5 + q6 \times p6 + q7 \times p7}{p8 \times S}$$

(定義) 「分岐収量」は、面積払交付単価を、農林水産大臣が定めた秋まきのパン・中華麵用麦、春まきのパン・中華麵用麦、秋まきのパン・中華麵用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）又は春まきのパン・中華麵用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）のそれぞれの単位当たり共済金額のうち免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかの別に応じてそれぞれ最も高いものから、交付金の交付を受けない者に係る秋まき又は春まきの麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）の単位当たり共済金額のうち最も高いものをそれぞれ差し引いた額を、それぞれの収穫量で加重平均した金額で除して得た数に、それぞれの引受面積を合計したものを乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q 1 は、対象麦に係る収穫量のうち分岐収量を超える収穫量の合計。

q 2 は、対象麦に係る収穫量のうち分岐収量以下の収穫量の合計。

q 3 は、分岐収量（引受収量（類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、「基準単収×引受面積の合計×（1－支払開始損害割合）」により算出した数量をいう。以下 p 3 において同じ。）が分岐収量を下回る場合は、当該収穫量）。

q 4 は、秋まきのビール用麦に係る収穫量の合計。

q 5 は、春まきのビール用麦に係る収穫量の合計。

q 6 は、秋まきの種子用麦に係る収穫量の合計。

q 7 は、春まきの種子用麦に係る収穫量の合計。

p 1 は、秋まきのパン・中華麵用麦、春まきのパン・中華麵用麦、秋まきのパン・中華麵用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）又は春まきのパン・中華麵用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）のそれぞれに適用する単位当たり共済金額を、それぞれの収穫量で加重平均した金額。

p 2 は、農林水産大臣が定めた交付金の交付を受けない者に係る秋まき又は春まきの麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）の単位当たり共済金額のうち最も高いものを、それぞれの収穫量で加重平均した金額（p 1 が当該単位当たり共済金額を下回る場合にあっては、p 1）。

p 3 は、p 1 から p 2 を差し引いた金額（引受収量が分岐収量を下回る場合は、秋まきのパン・中華麺用麦、春まきのパン・中華麺用麦、秋まきのパン・中華麺用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）及び春まきのパン・中華麺用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）のそれぞれに適用する単位当たり共済金額から p 2 をそれぞれ差し引いた金額を、それぞれの引受収量（それぞれごとに「基準単収×引受面積の合計×（1－支払開始損害割合）」により算出）で加重平均した金額）。

p 4 は、秋まきのビール用麦に適用する単位当たり共済金額。

p 5 は、春まきのビール用麦に適用する単位当たり共済金額。

p 6 は、秋まきの種子用麦に適用する単位当たり共済金額。

p 7 は、春まきの種子用麦に適用する単位当たり共済金額。

p 8 は、引受時に設定した単位当たり共済金額。

S は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとの引受面積の合計。

3 災害収入共済方式に係る生産金額の扱い

災害収入共済方式に係る当該年産の生産金額の減少額の算出に当たっては、その算出基礎となる生産金額を、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出した額の合計額とする。

- (1) 品種別及び出荷規格別の実収穫量に、は種前契約価格（は種前契約価格がない品種別の出荷規格にあっては、キログラム当たり価格）を乗じて得た額の合計額
- (2) 面積払に相当する数量払相当額（面積払交付単価に引受面積（面積払の交付対象面積とならないものを除く。）を乗じて得た額）

ただし、当該額が、引受要綱第1章第9節第1の基準生産金額の算定方法に準じて算出した共済限度額に含まれる数量払相当額（この場合において、同節中「キログラム当たり生産金額」を「数量払相当単価（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の②のウの（ア）及び（イ）の免税事業者又は課税事業者のいずれであるかの別に応じた交付単価に相当する金額をいう。以下同じ。）」と読み替える。）を上回る場合には、共済限度額に含まれる数量払相当額

- (3) 数量払の対象となる品種別及び出荷規格別の実収穫量に、数量払相当単価を乗じて得た額の合計額から、（2）の額を差し引いた額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

4 一筆全損特例又は一筆半損特例に係る減収量の扱い

(1) 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式

一筆全損特例又は一筆半損特例に係る共済減収量の算出に当たっては、その算出基礎となる耕地ごとの減収量は、類区分ごと及び耕地ごとに、耕地ごとの耕地別基準収穫量から次式により算出した数量を差し引いた数量とする。ただし、種子用麦及びビール用麦にあつては、当該扱いは適用しない。

$$q_1 + q_2 \times \frac{p_1}{p_3} + q_3 \times \frac{p_2}{p_3}$$

(定義) 「分岐収量」は、面積払交付単価を、農林水産大臣が定めたパン・中華麺用麦又はパン・中華麺用以外の麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）のそれぞれの単位当たり共済金額であつて、当該耕地の麦に係るもののうち免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかの別に応じてそれぞれ最も高いものから、交付金の交付を受けない者に係る麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）の単位当たり共済金額のうち最も高いものを差し引いた金額で除して得た数に、当該耕地の引受面積を乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q₁ は、分岐収量を超える収穫量。

q₂ は、分岐収量以下の収穫量。

q₃ は、分岐収量（耕地別引受収量（「耕地別基準収穫量×（1－全損耕地支払開始割合又は半損耕地支払開始割合）」により算出する。以下同じ。）が分岐収量を下回る場合は、耕地別引受収量）。

q₁ 及び q₂ の収穫量は、以下のとおりとする。

全損耕地：0

ただし、移植不能耕地については、耕地別基準収穫量に以下の割合を乗じて算出した数量

- ・全相殺方式及び地域インデックス方式において支払開始損害割合 1 割、半相殺方式において支払開始損害割合 2 割を選択した場合：0.35
- ・全相殺方式及び地域インデックス方式において支払開始損害割合 2 割、半相殺方式において支払開始損害割合 3 割を選択した場合：0.3
- ・全相殺方式及び地域インデックス方式において支払開始損害割合 3 割、半相殺方式において支払開始損害割合 4 割を選択した場合：0.25

半損耕地：耕地別基準収穫量×1/2

p₁ は、農林水産大臣が定めた単位当たり共済金額であつて、交付金の交付を受けない者に係る麦（ビール用麦及び種子用麦を除く。）のものうち、最も高いもの（当該単位当たり共済金額を下回る単位当たり共済金額を引受時に設定した場合にあつては、引受時に設定した当該耕地に係る単位当たり共済金額）。

p 2 は、p 3 から p 1 を差し引いた金額。

p 3 は、引受時に設定した当該耕地に係る単位当たり共済金額。

(2) 災害収入共済方式

一筆全損特例又は一筆半損特例に係る生産金額の減少額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、耕地別基準生産金額の総額に全損耕地補償割合又は半損耕地補償割合を乗じて得た金額から①から③までにより算出される金額を差し引いて得た額とする。

なお、①及び③の品種別及び出荷規格別の収穫量は、以下のとおりとする。

全損耕地：0

ただし、移植不能耕地については、耕地別基準収穫量の合計に以下の割合及び基準生産金額の設定の基礎とした出荷規格別割合を乗じて算出

- ・ 共済限度額割合 9 割を選択した場合：0.35
- ・ 共済限度額割合 8 割を選択した場合：0.3
- ・ 共済限度額割合 7 割を選択した場合：0.25

半損耕地：耕地別基準収穫量の合計に 2 分の 1 及び基準生産金額の設定の基礎とした出荷規格別割合を乗じて算出

- ① 品種別及び出荷規格別の収穫量に、は種前契約価格（は種前契約価格がない品種別の出荷規格にあつては、キログラム当たり価格）を乗じて得た額の合計額
- ② 面積払に相当する数量払相当額（面積払交付単価に引受面積（面積払の交付対象面積とならないものを除く。）を乗じて得た額）

ただし、当該額が、次式により算出される金額を上回る場合には、次式により算出される金額とする。

$$\Sigma \left(\text{当該耕地の耕地別基準収穫量の合計} \times \text{基準生産金額の設定の基礎とした出荷規格別割合} \times \text{数量払相当単価（免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかの別に応じた金額。以下同じ。）} \right) \times \text{全損耕地補償割合又は半損耕地補償割合}$$

- ③ 数量払の対象となる品種別及び出荷規格別の収穫量に、数量払相当単価を乗じて得た額の合計額から、②の額を差し引いた額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）

書類様式

項目		書 類 名	様式番号	提 出 先	備 考
組 合 等 (そ の 1)	損害評価 通知書・ 損害評価 野帳	損害通知書兼野帳（全相殺方式（全筆調査、共済事故確認調査、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査））	例 1 号の 1		
		損害評価野帳（全相殺方式（施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査、確定申告関係書類調査））	例 1 号の 2		
		損害通知書兼野帳（半相殺方式、特例半相殺方式）	例 1 号の 3		
		損害通知書兼野帳（地域インデックス方式）	例 1 号の 4		
		損害評価書兼野帳（品質方式、災害収入共済方式（全筆調査、共済事故確認調査、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査））	例 1 号の 5		
		損害評価野帳（品質方式、災害収入共済方式（出荷数量等調査、青色申告書等調査））	例 1 号の 6		
		本年収穫量の類区分別内訳書（全相殺方式（施設計量全数調査、青色申告等調査）品質方式・災害収入共済方式（青色申告等調査））	例 1 号の 7		
		販売金額等の品目別内訳書（全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式（青色申告等調査又は確定申告関係書類調査））	例 1 号の 8		
	立札	被害表示の立札（全引受方式）	例 2 号		
	組合員等 別計算表	組合員等別計算表（全相殺方式）	例 3 号の 1		
		組合員等別計算表（半相殺方式、特例半相殺方式）	例 3 号の 2		
		組合員等別計算表（地域インデックス方式）	例 3 号の 3		
		組合員等別計算表（品質方式、災害収入共済方式）	例 3 号の 4		
		組合員等別実測調査結果計算表（品質方式）	例 3 号の 5		
	平均単収 差計算表	平均単収差計算表（全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式）	例 4 号の 1		
		平均単収差計算表（品質方式）	例 4 号の 2		
	分割減収 量計算表	分割減収量計算表（品質方式、災害収入共済方式）	例 5 号		
	損害評価結果 取りまとめ	組合員等別出荷数量等調査結果等取りまとめ表（品質方式、災害収入共済方式）	例 6 号の 1		
		損害評価取りまとめ表（品質方式、災害収入共済方式）	例 6 号の 2		

	項目		書 類 名	様式番号	提 出 先	備 考
組 合 等 (そ の 2)		速報	損害通知書（速報）（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）	7号の1	都道府県連合会、地方農政局統計部等	
			損害通知書（速報）（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）	7号の2	都道府県連合会、地方農政局統計部等	
	損害通知	定期報告	組合等当初評価高報告書（定期報告）	8号の1	都道府県連合会、（県庁）	
			組合等当初評価高報告書添付書（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）	8号の2	都道府県連合会、（県庁）	
			組合等当初評価高報告書添付書（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）	8号の3	都道府県連合会、（県庁）	
			損害評価地区別単当修正量報告書（全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式）	8号の4	都道府県連合会、（県庁）	
			損害評価地区別単当修正量報告書（品質方式）	8号の5	都道府県連合会、（県庁）	
		登熟不良調査	水稻登熟不良等被害調査結果取りまとめ表	9号	都道府県連合会、（県庁、農林水産省）	
	保険金請求		保険金請求書	10号	都道府県連合会が再保険金請求を行う場合であって異常災害連合会保険区分を含むときは、都道府県連合会、（県庁、農林水産省）。それ以外は、都道府県連合会、（県庁）	
	保険金仮渡し請求		保険金仮渡し請求書	11号の1	都道府県連合会の概算払（県庁、農林水産省）。	再保険金の概算払請求を行わない場合は、農林水産省への提出は必要ない
			仮損害評価書（品質方式及び災害収入共済方式以外の引受方式）	11号の2	都道府県連合会、（県庁、農林水産省）	
			仮損害評価書（品質方式、災害収入共済方式）	11号の3	都道府県連合会、（県庁、農林水産省）	

項目		書 類 名	様式番号	提 出 先	備 考	
都 道 府 県 連 合 会	速報	損害通知書（速報）（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）	12号の 1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省		
		損害通知書（速報）（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）	12号の 2	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省		
		損害通知書（速報）における共済金支払見込額等総括表	12号の 3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省		
	損害通知	定期報告	連合会当初評価高報告書（定期報告）	13号の 1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
			連合会当初評価高報告書添付書（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）	13号の 2	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
			連合会当初評価高報告書添付書（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）	13号の 3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
			連合会当初評価高報告書（定期報告）における共済金支払見込額等総括表	13号の 4	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
	登熟不良調査	水稲登熟不良等被害調査結果取りまとめ表	14号	県庁、農林水産省		
	再保険金 請求	再保険金請求書	15号の 1	県庁、農林水産省	農林水産省 3 部 再保険金の請求を行う場合は、農林水産省 3 部	
		損害評価書（品質方式及び災害収入共済方式以外の引受方式）	15号の 2	県庁、農林水産省		
		損害評価書（品質方式、災害収入共済方式）	15号の 3	県庁、農林水産省		
		組合等の保険金請求書	10号	県庁、農林水産省		
再保険金概算払請求	再保険金概算払請求書	16号の 1	県庁、農林水産省	農林水産省 3 部		
	仮損害評価書（品質方式及び災害収入共済方式以外の引受方式）	16号の 2	県庁、農林水産省	農林水産省 3 部		
	仮損害評価書（品質方式、災害収入共済方式）	16号の 3	県庁、農林水産省	農林水産省 3 部		
	組合等の保険金仮渡し請求書	11号の 1	県庁、農林水産省	再保険金の概算払請求を行わない場合は、農林水産省に提出の必要はない。		
	組合等の仮損害評価書（品質方式及び災害収入共済方式以外の引受方式）	11号の 2	県庁、農林水産省			
	組合等の仮損害評価書（品質方式、災害収入共済方式）	11号の 3	県庁、農林水産省			

			書 類 名	様式番号	提 出 先	備 考
特 定 組 合 等 (そ の 1)	現地評価 (損害通知 及び取りま とめ含む)	損害評価通 知書・損害 評価野帳	損害通知書兼野帳（全相殺方式（全筆調査、共済事故確認調査、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査））	例1号の1		
			損害評価野帳（全相殺方式（施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査、確定申告関係書類調査））	例1号の2		
			損害通知書兼野帳（半相殺方式、特例半相殺方式）	例1号の3		
			損害通知書兼野帳（地域インデックス方式）	例1号の4		
			損害評価書兼野帳（品質方式、災害収入共済方式（全筆調査、共済事故確認調査、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査））	例1号の5		
			損害評価野帳（品質方式、災害収入共済方式（出荷数量等調査、青色申告書等調査））	例1号の6		
			本年収穫量の類区分別内訳書（全相殺方式（施設計量全数調査、青色申告等調査）品質方式・災害収入共済方式（青色申告等調査））	例1号の7		
			販売金額等の品目別内訳書（全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式（青色申告等調査又は確定申告関係書類調査））	例1号の8		
		立札	被害表示の立札（全引受方式）	例2号		
		組合員等別 計算書	組合員等別計算表（全相殺方式）	例3号の1		
			組合員等別計算表（半相殺方式、特例半相殺方式）	例3号の2		
			組合員等別計算表（地域インデックス方式）	例3号の3		
			組合員等別計算表（品質方式、災害収入共済方式）	例3号の4		
			組合員等別実測調査結果計算表（品質方式）	例3号の5		
		平均単収差 計算表	平均単収差計算表（全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式）	例4号の1		
			平均単収差計算表（品質方式）	例4号の2		
		分割減収量 計算表	分割減収量計算表（品質方式、災害収入共済方式）	例5号		
		損害評価結 果 取りまとめ	組合員等別出荷数量等調査結果等取りまとめ表（品質方式、災害収入共済方式）	例6号の1		
			損害評価取りまとめ表（品質方式、災害収入共済方式）	例6号の2		

			書 類 名	様式番号	提 出 先	備 考
特 定 組 合 等 (そ の と)	損害通知	速報	損害通知書（速報）（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府保険認定区分）	17号の 1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
			損害通知書（速報）（品質方式又は災害収入共済方式の政府保険認定区分）	17号の 2	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
			損害通知書（速報）における共済金支払見込額等総括表	17号の 3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		定期報告	特定組合等当初評価高報告書（定期報告）	18号の 1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
			特定組合等当初評価高報告書添付書（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府保険認定区分）	18号の 2	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
			特定組合等当初評価高報告書添付書（品質方式又は災害収入共済方式の政府保険認定区分）	18号の 3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
			特定組合等当初評価高報告書（定期報告）における共済金支払見込額等総括表	18号の 4	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
			損害評価地区別単当修正量報告書（全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式）	8号の 4	県庁、農林水産省	
			損害評価地区別単当修正量報告書（品質方式）	8号の 5	県庁、農林水産省	
	登熟不良調査		水稻登熟不良等被害調査結果取りまとめ表	9 号	県庁、農林水産省	
	保険金請求		保険金請求書	19号	県庁、農林水産省	農林水産省 3 部 保険金の請求を行う場合は、農林水産省 3 部
			損害評価書（品質方式及び災害収入共済方式以外の引受方式）	15号の 2	県庁、農林水産省	
			損害評価書（品質方式、災害収入共済方式）	15号の 3	県庁、農林水産省	
	保険金概算払請求		保険金概算払請求書	20号の 1	県庁、農林水産省	農林水産省 3 部 保険金の概算払い請求を行わない場合は農林水産省への提出は必要ない。
			仮損害評価書（品質方式及び災害収入共済方式以外の引受方式）	20号の 2	県庁、農林水産省	
			仮損害評価書（品質方式、災害収入共済方式）	20号の 3	県庁、農林水産省	

- (注意) 1 上記目録の提出先の () 内のものは、都道府県連合会経由の上提出すること。
- 2 次頁から、様式表左下を書いてある部数は、作成すべき最低部数であり、() 内は書類の送付先(控は提出者が保管する。)及びその部数を示したものである。
- 3 都道府県連合会、特定組合等又は全国連合会が農林水産省に書類を提出する場合は、それぞれ都道府県連合会会長理事、農業共済組合組合長理事、全国連合会会長理事から農林水産大臣宛とすること。

様式例第1号の1

損害通知書兼野帳（全相殺方式）

〈全筆調査、共済事故確認調査、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査〉

共済目的		類区分		支払開始損害割合		一筆半損選択		組合員等記入日										
大地区		小地区		損害評価地区		階層名												
組合員等コード		組合員等氏名		評価者														
						組合員等記入欄						評価者記入欄						
耕地番号	分筆番号	地名地番	引受面積(a)	品種名	基準単収(kg/10a)	災害の発生月日	災害の種類	半損以上の耕地の該当の有無	収穫予定月日	搬入予定月日	乾燥調製施設に搬入しない耕地等の該当の有無	評価月日	災害の種類	肥培管理	分割割合(%)	分割事由	一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査結果	全筆調査単収(kg/10a)
														良, 中, 不良				
														良, 中, 不良				
														良, 中, 不良				

農家の記入についてお願い

- 被害農家は太枠内に必要事項を記入し、共済連絡員にすぐに届けてください。また、被害表示の立札（様式例2号）に必要事項を記入し、損害評価当日に耕地ごとによく見えるように立ててください。
 - 災害の発生した被害耕地は、「災害の発生月日」欄に災害が発生した月日を記入するとともに、「災害の種類」欄に、冠水、流失、穂くびいもち、二化めい虫等と具体的な災害名を記入してください。なお、災害の発生がない耕地については、「災害の種類」欄に「被害なし」と記入してください。
 - 「半損以上の耕地の該当の有無」欄は、一筆半損特約を付している場合は半損以上（皆無を含む。）の被害を被った耕地について該当欄に「○」を記入してください。また、当該特約を付していない場合は収穫が皆無となる被害を被った耕地について該当欄に「○」を記入してください。
 - 「収穫予定月日」欄は、全ての耕地について記入してください。なお、収穫物を自宅へ収納する場合など、乾燥調製施設には搬入しない予定の耕地、売り渡さない耕地又は収穫しない予定の耕地については、その収穫、鋤込み等の予定日を「収穫予定月日」欄に記入し、「乾燥調製施設に搬入しない耕地等の該当の有無」欄に「○」を記入してください。
 - 「搬入予定月日」欄は、収穫物を乾燥調製施設に搬入する予定の耕地全てについて、その搬入予定日を記入して下さい。
 - この損害通知を出された耕地は、農業共済組合（市町村）又は農業共済組合連合会が坪刈りを実施することがありますから了承ください。
- （注意）
- 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害通知書兼野帳及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害通知書兼野帳を提出させること。
 - 組合員等ごとの耕地が複数の損害評価地区・階層に属する場合などにおいては、耕地ごとの様式に改めるなど適宜対応すること。また、「基準単収」欄は削除しても差し支えない。
 - 乾燥調製施設に搬入しない耕地等について全筆調査を行った場合は、「全筆調査単収」欄に単収を記入する。
 - 「一筆全損被害及び半損被害確認調査結果」欄は、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査において収穫皆無耕地と判定した場合は「皆無」と、移植不能耕地と判定した場合は「不能」と、半損耕地と判定した場合は「半損」とそれぞれ記入し、併せて移植不能耕地については移植できなかったか又は発芽しなかった部分の面積の当該耕地に対する割合（又は発芽しなかった程度）を野帳の空欄に記入する。なお、これらの判定に当たっては、共済事故以外の原因による収穫量の減少が発生している耕地は分割割合を参酌して判定すること。
 - 「農家の記入についてお願い」の3について、移植不能耕地の調査を行う場合は、「皆無となる被害を被った耕地」の次に「又は共済事故により移植できなかったか若しくは発芽しなかった部分の面積が7割以上の耕地」を追加する。

様式例第1号の2

損害評価野帳（全相殺方式）

（施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査、確定申告関係書類調査）

（通し番号）

共済目的		類区分		支払開始損害割合		一筆半損選択	
------	--	-----	--	----------	--	--------	--

組合員等コード		組合員等氏名	
---------	--	--------	--

評価月日		評価者	
------	--	-----	--

受託者等	品種（用途）	玄米（上麦）重量（kg）

施設で使用している篩	
基準収穫量 設定時	当年産

（注意）

- 1 売渡数量全数調査、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査の結果で得られた当年産の収穫量は、「玄米（上麦）重量」欄に記入するものとする。
- 2 「施設で使用している篩」欄は、施設計量全数調査により損害評価を行った場合に記入する。

様式例第1号の3

損害通知書兼野帳（半相殺方式、特例半相殺方式）

組合員等記入日	
---------	--

共済目的		類区分		支払開始損害割合		一筆半損選択	
------	--	-----	--	----------	--	--------	--

大地区		小地区		損害評価地区		階層名	
-----	--	-----	--	--------	--	-----	--

組合員等コード		組合員等氏名		評価者	
---------	--	--------	--	-----	--

						組合員等記入欄			評価者記入欄					
耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	引受面積 (a)	品種名	耕地別 基準 収穫量 (kg)	災害の 発生月 日	災害の種類	申告 収穫量 (kg)	評価 月日	災害の種類	肥培 管理	分割 割合 (%)	分割事由	農家申告 抜取調査 単収 (kg /10a)
											良, 中, 不良			
											良, 中, 不良			
											良, 中, 不良			

農家の記入についてお願い

- 被害農家は太枠内に必要事項を記入し、共済連絡員にすぐに届けてください。また、被害表示の立札（様式例2号）に必要事項を記入し、損害評価当日に被害耕地ごとによく見えるように立ててください。
- 災害の発生した被害耕地は、「災害の発生月日」欄に災害が発生した月日を記入するとともに、「災害の種類」欄に、冠水、流失、穂くびいもち、二化めい虫等と具体的な災害名を記入してください。なお、災害の発生がない耕地については、「災害の種類」欄に「被害なし」と記入してください。
- 「申告収穫量」欄には災害の発生した被害耕地のとれ高を検見して書いてください。なお、収穫が皆無となる被害を被った耕地は「0」と記入してください。
- この損害通知を出された耕地は、農業共済組合（市町村）又は農業共済組合連合会が坪刈りを実施することがありますから了承ください。

（注意）

- 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害通知書兼野帳及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害通知書兼野帳を提出させること。
- 組合員等ごとの耕地が複数の損害評価地区・階層に属する場合などにおいては、耕地ごとの様式に改めるなど適宜対応すること。また、「耕地別基準収穫量」欄は削除しても差し支えない。
- 「収穫皆無耕地」を確認したときは、「農家申告抜取調査単収」欄に「皆無」と記入する。
- 「移植不能耕地」を確認したときは、「農家申告抜取調査単収」欄に、「不能」と記入するとともに、移植できなかったか又は発芽しなかった部分の面積の当該耕地に対する割合（又は発芽しなかった程度）を野帳の空欄に記入するものとする。なお、移植不能耕地の判定に当たっては、共済事故以外の原因による収穫量の減少が発生している耕地は分割割合を参酌すること。
- 組合員等から単収を申告させる場合は、「耕地別基準収穫量」欄は「基準単収」と、「申告収穫量 (kg)」欄は「申告単収 (kg/10a)」とすること。
- 「農家の記入についてお願い」の3のなお書きについては、移植不能耕地の調査を行う場合は、「被った耕地は「0」と」の次に「又は共済事故により移植できなかったか若しくは発芽しなかった部分の面積が7割以上の耕地は「不能」と」を追加する。

様式例第1号の4

損害通知書兼野帳（地域インデックス方式）

組合員等記入日	
---------	--

共済目的		類区分		支払開始損害割合		統計単位地域		一筆半損選択	
------	--	-----	--	----------	--	--------	--	--------	--

組合員等コード		組合員等氏名		評価者	
---------	--	--------	--	-----	--

						組合員等記入欄			評価者記入欄				
耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	引受面積 (a)	品種名	耕地別 基準 収穫量 (kg)	災害の 発生 月日	災害の種類	半 損 以上の 耕地の 該当の 有 無	評価 月日	災害の種類	肥培 管理	共済事故 確認調査 結果	一筆全損 被害及び 一筆半損 被害確認 調査結果
											良・中・不良		
											良・中・不良		
											良・中・不良		

農家の記入についてのお願い

- 被害農家は太枠内に必要事項を記入し、共済連絡員にすぐに届けてください。また、被害表示の立札（様式例2号）に必要事項を記入し、損害評価当日に被害耕地ごとによく見えるように立ててください。
 - 災害の発生した被害耕地は、「災害の発生月日」欄に災害が発生した月日を記入するとともに、「災害の種類」欄に、冠水、流失、穂くびいもち、二化めい虫等と具体的な災害名を記入してください。なお、災害の発生がない耕地については、「災害の種類」欄に「被害なし」と記入してください。
 - 「半損以上の耕地の該当の有無」欄は、一筆半損特約を付している場合は半損以上（皆無を含む。）の被害を被った耕地について該当欄に「○」を記入してください。また、当該特約を付していない場合は収穫が皆無となる被害を被った耕地について該当欄に「○」を記入してください。
- （注意）
- 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害通知書兼野帳及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害通知書兼野帳を提出させること。
 - 複数の評価班で評価を行う場合などにおいては、耕地ごとの様式に改めるなど適宜対応すること。
 - 「共済事故確認調査結果」欄には、共済事故による損害が発生している場合は「○」を記入する。なお、判定に当たっては、共済事故以外の原因による収穫量の減少が発生している耕地は分割割合を参酌して判定すること。
 - 「一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査結果」欄は、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査において収穫皆無耕地と判定した場合は「皆無」と、移植不能耕地と判定した場合は「不能」と、半損耕地と判定した場合は「半損」とそれぞれ記入し、併せて移植できなかったか又は発芽しなかった部分の面積の当該耕地に対する割合（又は発芽しなかった程度）を野帳の空欄に記入する。なお、これらの判定に当たっては、共済事故以外の原因による収穫量の減少が発生している耕地は分割割合を参酌して判定すること。
 - 「農家の記入についてのお願い」の3について、移植不能耕地の調査を行う場合は、「皆無となる被害を被った耕地」の次に「又は共済事故により移植できなかったか若しくは発芽しなかった部分の面積が7割以上の耕地」を追加する。

様式例第1号の5

損害通知書兼野帳（品質方式、災害収入共済方式）
（全筆調査、共済事故確認調査、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査）

共済目的		類区分		引受方式		共済限度額割合		一筆半損選択		組合員等記入日	
大地区		小地区		損害評価地区							
組合員等コード		組合員等氏名		評価者							

						組合員等記入欄						評価者記入欄						
耕地番号	分筆番号	地名地番	引受面積(a)	品種名	耕地別基準収穫量(kg)	災害の発生月日	災害の種類	半損以上の耕地の該当の有無	収穫予定月日	出荷予定月日	農業協同組合等に出荷しない耕地等の該当の有無	評価月日	災害の種類	肥培管理	分割割合(%)	分割事由	一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査結果	全調査単収(kg/10a)
														良, 中, 不良				
														良, 中, 不良				
														良, 中, 不良				
														良, 中, 不良				

農家の記入についてのお願い

- 被害農家は太枠内に必要事項を記入し、共済連絡員にすぐに届けてください。また、被害表示の立札（様式例2号）に必要事項を記入し、損害評価当日に耕地ごとによく見えるように立ててください。
- 災害の発生した被害耕地は、「災害の発生月日」欄に災害が発生した月日を記入するとともに、「災害の種類」欄に、冠水、流失、穂くびいもち、二化めい虫等と具体的な災害名を記入してください。
なお、災害の発生がない耕地については、「災害の種類」欄に「被害なし」と記入してください。
- 「半損以上の耕地の該当の有無」欄は、一筆半損特約を付している場合は半損以上（皆無を含む。）の被害を被った耕地について該当欄に「○」を記入してください。
また、当該特約を付していない場合は収穫が皆無となる被害を被った耕地について該当欄に「○」を記入してください。
- 収穫物を農業協同組合等に出荷する予定の耕地については、その出荷予定日を「出荷予定月日」欄に記入して下さい。
- 収穫物を自宅へ収納する場合など、農業協同組合等に出荷しない予定の耕地又は収穫しない予定の耕地については、その収穫予定日を「収穫予定月日」欄に記入し、「農業協同組合等に出荷しない耕地等の該当の有無」欄に「○」を記入してください。
- この損害通知を出された耕地は、農業共済組合（市町村）又は農業共済組合連合会が坪刈りを実施することがありますから了承ください。
（注意）
 - 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害通知書兼野帳及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害通知書兼野帳を提出させること。
 - 組合員等ごとの耕地が複数の損害評価地区・階層に属する場合などにおいては、耕地ごとの様式に改めるなど適宜対応すること。
 - 「一筆全損被害及び半損被害確認調査結果」欄は、一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査において収穫皆無耕地と判定した場合は「皆無」と、移植不能耕地と判定した場合は「不能」と、半損耕地と判定した場合は「半損」とそれぞれ記入し、併せて移植不能耕地については移植できなかったか又は発芽しなかった部分の面積の当該耕地に対する割合（又は発芽しなかった程度）を野帳の空欄に記入する。
なお、これらの判定に当たっては、共済事故以外の原因による収穫量の減少が発生している耕地は分割割合を参酌して判定すること。
 - 「農家の記入についてのお願い」の3について、移植不能耕地の調査を行った場合は、「皆無となる被害を被った耕地」の次に「又は共済事故により移植できなかったか若しくは発芽しなかった部分の面積が7割以上の耕地」を追加する。

様式例第1号の6

損害評価野帳（品質方式、災害収入共済方式）

＜出荷数量等調査、青色申告書等調査＞

共済目的		類区分		引受方式		共済限度額割合		一筆半損選択	
------	--	-----	--	------	--	---------	--	--------	--

組合員等コード		組合員等氏名		評価者	
---------	--	--------	--	-----	--

品 種 名	引受面積 (a)	基 準 収 穫 量 (kg)	評 価 月 日	出 荷 先 名	出 荷 期 間	出 荷 伝 票 枚 数	出荷数量等			
							規 格 別	出 荷 数 量	自 家 用 種 子 等 の 数 量	計
計										

（注意）

- 1 「出荷数量等」欄は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。
- 2 「自家用種子等の数量」欄は、組合員等が申請するなど推計して記入すること。
- 3 青色申告書等調査は「品種名」、「引受面積」、「基準収穫量」、「評価月日」、出荷数量等の「規格別」及び「計」欄のみを記入すること。

様式例第1号の7

本年収穫量の類区分別内訳書

〈全相殺方式（施設計量全数調査、青色申告書等調査）、品質方式・災害収入共済方式（青色申告書等調査）〉

組合員等コード	組合員等氏名
---------	--------

共濟目的	
------	--

[illegible]

(農家の記入についてのお願い)

- 1 被害農家は青色申告の備え付け帳簿の農産物受払帳又は乾燥調整作業の受託者が発行した請求書等からこの内訳書に必要事項を記入し、農産物受払帳の写しと併せて〇〇農業共済組合に提出願います。
- 2 「共済目的」欄には、水稻又は麦のいずれかを記入してください。
- 3 「収穫年月日」欄は、農産物受払帳又は当該請求書等から水稻又は麦を収穫した年月日を記入してください。
- 4 「収穫量」欄は、農産物受払帳又は当該請求書等から収穫量（農産物受払帳では収穫時の「受入」欄のうち「生産」欄に該当する数量）を記入してください。
また、「用途別の内訳」欄には、該当する用途等の収穫量を記入してください。
- 5 収穫量の用途別の内訳を確認するため、別途、売渡伝票等の閲覧等を求めることがありますから御了承ください。

(注)

- 1 この内訳書は、支払共済金の算出基礎となるから慎重に取り扱うこと。汚損しても書き替えないこと。
- 2 組合等は、損害評価の前までに、この内訳書を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した当該内訳書を提出させること。
- 3 「用途別の内訳」欄の「〇〇」欄については、全相殺方式については類区分別（麦については類区分別及び用途別）、品質方式及び災害収入共済方式については類区分別、品種別及び出荷規格別の区分を記入すること。なお、品質方式及び災害収入共済方式にあって、農産物検査等を未受検のものがある場合の出荷規格別の数量は、「その他」として区分する。

様式例第1号の8

販売金額等の品目別内訳書

〈全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式（青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査）〉

組合員等コード		組合員等氏名	
---------	--	--------	--

共済目的	
------	--

1. 販売金額

品名	金額（円）①	数量（kg） ②	単価（円/kg） ①/②	摘要
合計				

2. 事業消費（家事消費）

品名	金額（円）①	数量（kg） ②	単価（円/kg） ①/②	摘要
合計				

3. 廃棄又は亡失

品名	金額（円）①	数量（kg） ②	単価（円/kg） ①/②	摘要
合計				

4. 期末棚卸高

品名	金額（円）①	数量（kg） ②	単価（円/kg） ①/②	摘要
合計				

5. 期首棚卸高

品名	金額（円）①	数量（kg） ②	単価（円/kg） ①/②	摘要
合計				

(農業者の記入についてのお願い)

I 収穫量の確認方法として青色申告書を選択した場合

【個人の場合】

- 1 所得税青色申告決算書(農業所得用)の損益計算書及び収入金額の内訳に基づき、この内訳書に必要事項を記入して〇〇農業共済組合に提出願います。
- 2 「共済目的」欄には、水稻、陸稲又は麦のいずれかを記入してください。
- 3 「品名」欄は、品種(用途)別に区分して記入してください。なお、品種(用途)別の区分について、仕向け別等に単価が異なるものについては、当該区分を更に区分して記入してください(ただし、仕向け別等の単価の価格差が小さいものは、まとめて記入いただいて差し支えありません。)
- 4 複数の類区分を生産する場合は、「摘要」欄にその別を記入してください。
- 5 水稻又は陸稲を粳で出荷する場合は、その分を区分して記入することとし、粳で出荷した旨を摘要欄に記入してください。また、この場合、「数量」欄には0.8の係数を乗じて換算した数量(小数点第1位四捨五入)を記入してください。
- 6 この内訳書の内容を確認するため、別途、売上伝票等の閲覧を求めますから御了承ください。

【法人の場合】

- 1 損益計算書その他関係書類からこの内訳書に必要事項を記入して〇〇農業共済組合に提出願います。
- 2 「共済目的」欄には、水稻、陸稲又は麦のいずれかを記入してください。
- 3 「品名」欄は、品種(用途)別に区分して記入してください。なお、品種(用途)別の区分について、仕向け別等に単価が異なるものについては、当該区分を更に区分して記入してください(ただし、仕向け別等の単価の価格差が小さいものは、まとめて記入いただいて差し支えありません。)
- また、合計金額が「損益計算書」と一致するよう共済目的以外の品目の内訳も記入してください。
- 4 「数量」及び「単価」欄は、共済目的以外の品目については記入いただく必要はありません。
- 5 複数の類区分を生産する場合は、「摘要」欄にその別を記入してください。
- 6 水稻又は陸稲を粳で出荷する場合は、その分を区分して記入することとし、粳で出荷した旨を摘要欄に記入してください。また、この場合、「数量」欄には0.8の係数を乗じて換算した数量(小数点第1位四捨五入)を記入してください。
- 7 この内訳書の内容を確認するため、別途、売上伝票等の閲覧を求めますから御了承ください。

II 収穫量の確認方法として確定申告関係書類を選択した場合

【個人の場合】

- 1 収支内訳書の収入金額の明細に基づき、この内訳書に必要事項を記入して〇〇農業共済組合に提出願います。
- 2 「共済目的」欄には、水稻、陸稲又は麦のいずれかを記入してください。
- 3 「品名」欄は、品種(用途)別に区分して記入してください。なお、品種(用途)別の区分について、仕向け別等に単価が異なるものについては、当該区分を更に区分して記入してください(ただし、仕向け別等の単価の価格差が小さいものは、まとめて記入いただいて差し支えありません。)
- 4 複数の類区分を生産する場合は、「摘要」欄にその別を記入してください。
- 5 水稻又は陸稲を粳で出荷する場合は、その分を区分して記入することとし、粳で出荷した旨を摘要欄に記入してください。また、この場合、「数量」欄には0.8の係数を乗じて換算した数量(小数点第1位四捨五入)を記入してください。
- 6 この内訳書の内容を確認するため、別途、売上伝票等の閲覧を求めますから御了承ください。

(注)

- 1 この内訳書は、支払共済金の算出基礎となるから慎重に取り扱うこと。汚損しても書き替えないこと。
- 2 組合等は、損害評価の前までに、この内訳書を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した当該内訳書を提出させること。
- 3 「農家の記入についてのお願い」の3の「品名」欄については、品質方式及び災害収入共済方式については類区分別、品種別及び出荷規格別(麦については品質区分を含む。)に記入させることとし、品質方式及び災害収入共済方式にあって、農産物検査等を未受検のものがある場合の出荷規格別の数量は、「その他」として区分して記入させること。

様式例第 2 号

耕地表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種名	

----- 切取線 -----

耕地表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種名	

----- 切取線 -----

耕地表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種名	

(注意)

- ・ 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した立札を組合員等に配布すること。

様式例第3号の1

組合員等別計算表（全相殺方式）

組合等名		組合員等コード		組合員等氏名	
共済目的		類区分		支払開始損害割合	一筆半損選択

1 超過被害に係る共済減収量計算

耕地 番号	分 筆 番 号	地名 地 番	被害の有無	引受 面積 (a)	基準 収穫量 (kg)	耕地別 基準 収穫量 (kg)	収穫皆 無耕地 収量 (kg)	移植不 能耕地 収量 (kg)	転作等 耕地収 量 (kg)	全筆調査					施設計量全数調査、売渡 数量全数調査、青色申告 書等調査又は確定申告関 係書類調査			分割減収量 (kg)					超過被害に係る共済減収量					
										全筆調査 単収 (kg /10a)	組合等 抜取調 査単当 修正量 (kg /10a)	組合等 当初評 価収量 (kg) ⑨＝ (⑦＋ ⑧) × ①	連合会 抜取単 当修正 量 (kg /10a)	決定収 量 (kg) ⑪＝⑨＋ ⑩×①	調査結 果 (kg)	移植不 能耕地 からの 搬入数 量 (kg)	決定収 量 (kg) ⑭＝⑫ －⑬	全筆調査		共済事故確認調査			分割減 収量計 (kg) ⑳＝Σ (⑯)＋ Σ(㉑)	組合員 等の減 収量 (kg) ㉑＝②－ (④＋⑤＋ ⑥＋⑪＋⑭ ＋⑳)	支払開 始減収 量(kg) ㉒＝② ×支払 開始損 害割合	共済減 収量 (比較 用) (kg) ㉓＝㉑ －㉒	面積払 調整後 の共済 減収量 (比較 用) (kg) ㉓'	
																		分割割 合 (%)	分割減 収量 (kg)	調査耕 地の分 割割合 (%)	調査耕地以 外の耕地に 適用する分 割割合 (%)	分割減 収量 (kg) ⑲＝③ ×(⑰又 は⑱)						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨＝ (⑦＋ ⑧) × ①	⑩	⑪＝⑨＋ ⑩×①	⑫	⑬	⑭＝⑫ －⑬	⑮	⑯＝③ ×⑮	⑰	⑱	⑲＝③ ×(⑰又 は⑱)		㉑＝②－ (④＋⑤＋ ⑥＋⑪＋⑭ ＋⑳)	㉒＝② ×支払 開始損 害割合	㉓＝㉑ －㉒	㉓'	
合計															c				Σ (⑯)			Σ (⑲)						

2 一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済減収量計算

耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	一筆全損被害					一筆半損被害					一筆全 損被 害・一 筆半 損被 害に 係る 共済 減収 量（比 較用） （kg）	面積払調 整後の一 筆全損被 害・一筆 半損被害 に係る共 済減収量 （比較 用）（kg）
			全損耕地 の耕地 別基準 収穫量 （kg）	全損耕地 減収量 （kg）	全損耕地 支払開始 割合 （％）	支払開始 減収量 （kg）	共済減 収量 （kg）	半損耕地 の耕地 別基準 収穫量 （kg）	半損耕地 減収量 （kg）	半損耕地 支払開始 割合 （％）	支払開始 減収量 （kg）	共済減 収量 （kg）		
			24	25	26	27 = Σ (24) × 26	28 = Σ (25) － 27	29	30 = 29 × 1/2	31	32 = Σ (29) × 31	33 = Σ (30) － 32	34 = 28 + 33	34'
合計			Σ (24)	Σ (25)				Σ (29)	Σ (30)					

3 共済金支払対象共済減収量の計算

支払対象 共済減収量 (kg)
35
23 又は $23' \geq 24$ 又は $24'$ のとき は 23 又は $23'$ 、 それ以外は 24 又 は $24'$

(施設計量全数調査結果の修正)

調査結果 (kg) A	修正率 (%) B	修正後調査結果 (kg) C=A×B

(注意)

- 1 ㉔の全損耕地減収量は、当該耕地の耕地別基準収穫量とする。ただし、移植不能耕地にあつては、支払開始損害割合が10/100のときは65/100を、20/100のときは70/100を、30/100のときは75/100を当該耕地の耕地別基準収穫量に乗じた収量とする。
- 2 ㉕の全損耕地支払開始割合は、支払開始損害割合が10/100のときは30/100、20/100のときは40/100、30/100のときは50/100とする。
- 3 ㉖の半損耕地支払開始割合は、支払開始損害割合が10/100のときは30/100、20/100のときは50/100-20/100×6/7、30/100のときは50/100-20/100×5/7とする。
- 4 面積払交付農業者が耕作する麦にあつては、別紙の1及び5(1)に基づき調整した後の共済減収量を㉔'及び㉕'に記入する。
- 5 水稻について、乾燥調製施設における当該年産の選別基準(ふるい目)が基準収穫量の基礎とした施設計量結果の選別基準と異なるときは、「(施設計量全数調査結果の修正)」により調査結果を修正すること。

様式例第3号の2

組員等別計算表（半相殺方式、特例半相殺方式）

組合等名		組員等コード		組員等氏名	
共済目的		類区分		支払開始損害割合	一筆半損選択

1 超過被害に係る共済減収量計算

耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	引受 面積 (a)	基準 収穫量 (kg)	被害耕地に 係る耕地別 基準収穫量 (kg)	収穫 皆無 耕地 収量 (kg)	移植不 能耕地 収量 (kg)	転作等 耕地収 量 (kg)	申告収 穫量 (kg)	農家申告抜取調査の結果							組合等 抜取単 当修正 量 (kg /10a)	組合等 当初評 価収量 (kg)	連合会 抜取単 当修正 量 (kg /10a)	被害耕 地の決 定収穫 量 (kg)	決定減収 量 (kg)	支払開始 減収量 (kg)	超過被 害に係 る共済 減収量 (比較 用) (kg)	面積払 調整後 の共済 減収量 (比較 用) (kg)	
										調査耕 地に係 る申告 収穫量 (kg)	調査耕地の 耕地別基準 収穫量 (kg)	調査 耕地 収穫 量 (kg)	修正率 (%)	修正申告収 穫量 (kg)	調査 耕地の 分割割 合 (%)	調査耕地以 外の耕地に 適用する分 割割合 (%)									分割 減収量 (kg)
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ = Σ (⑩) / Σ (⑧)	⑫ = ⑦ × ⑪ (調査耕地は ⑫ = ⑩)	⑬	⑭	⑮ = ③ × (⑬ 又 は⑭)	⑯	⑰ = ⑫ + ① × ⑯	⑱	⑲ = (④ or ⑥ or ⑰ + ⑲ × ①)) + ⑮ or ⑤	⑳ = ③ - ⑲	㉑ = ② × 支 払開始損 害割合	㉒ = Σ (㉑) - ㉑	㉓'
合計										Σ (⑧)	Σ (⑨)	Σ (⑩)										Σ (㉑)			

2 一筆全損被害及び一筆半損被害に係る特例共済減収量計算

耕地 番号	分 筆 番 号	地名 地番	一筆全損被害					一筆半損被害					一筆全損被害・一筆半損被害に係る共済減収量（比較用） (kg)	面積払調整後の一筆全損被害・一筆半損被害に係る共済減収量（比較用） (kg)
			全損耕地の耕地別基準収穫量 (kg)	全損耕地減収量 (kg)	全損耕地支払開始割合 (%)	支払開始減収量 (kg)	共済減収量 (kg)	半損耕地の耕地別基準収穫量 (kg)	半損耕地減収量 (kg)	半損耕地支払開始割合 (%)	支払開始減収量 (kg)	共済減収量 (kg)		
			㉒	㉓	㉔	㉕ = Σ (㉒) × ㉔	㉖ = Σ (㉓) - ㉕	㉗	㉘ = ㉗ × 1/2	㉙	㉚ = Σ (㉙) × ㉙	㉛ = Σ (㉚) - ㉚	㉜ = ㉛ + ㉚	㉝'
合計			Σ (㉒)	Σ (㉓)				Σ (㉗)	Σ (㉘)					

3 共済金支払対象共済減収量

支払対象 共済減収量 (kg)
㉞
㉞又は㉞' ≥ ㉞又は㉞' のときは ㉞又は㉞'、それ 以外は ㉞又は㉞'

(注意)

- 1 ②④の全損耕地減収量は、当該耕地の耕地別基準収穫量とする。ただし、移植不能耕地にあっては、支払開始損害割合が20/100のときは65/100を、30/100のときは70/100を、40/100のときは75/100を当該耕地の耕地別基準収穫量に乗じた数量とする。
- 2 ②⑤の全損耕地支払開始割合は、支払開始損害割合が20/100のときは30/100、30/100のときは40/100、40/100のときは50/100とする。
- 3 ③⑩の半損耕地支払開始割合は、支払開始損害割合が20/100のときは30/100、30/100のときは50/100-20/100×6/7、40/100のときは50/100-20/100×5/7とする。
- 4 面積払交付農業者が耕作する麦にあっては、別紙の1及び5(1)に基づき調整した共済減収量を②'及び③'に記入する。
- 5 特例半相殺方式にあっては、②⑩の決定減収量は、支払開始損害割合が20/100のときは「 $\Sigma (③-⑩) / ② \times 16/17 + 3/340$ 」を、30/100のときは「 $\Sigma (③-⑩) / ② \times 14/15 + 1/60$ 」を、40/100のときは「 $\Sigma (③-⑩) / ② \times 12/13 + 7/260$ 」を②の基準収穫量に乗じた数量とする。
また、②⑪の支払開始減収量は、支払開始損害割合が20/100のときは15/100を、30/100のときは25/100を、40/100のときは35/100を②の基準収穫量に乗じた数量とする。

組合員等別計算表（地域インデックス方式）

1 超過被害に係る共済減収量計算 2 一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済減収量計算 3 共済金支払対象
共済減収量の計算

2 一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済減収量計算

耕地番号	分筆番号	地名番	一筆全損被害					一筆半損被害					一筆全損被害・一筆半損被害に係る共済減収量 (比較用) (kg)	面積調整後の一筆全損被害・一筆半損被害に係る共済減収量 (比較用) (kg)
			全損耕地の耕地別基準収穫量 (kg)	全損耕地減収量 (kg)	全損耕地支払開始割合	支払開始減収量 (kg)	共済減収量 (kg)	半損耕地の耕地別基準収穫量 (kg)	半損耕地減収量 (kg)	半損耕地支払開始割合	支払開始減収量 (kg)	共済減収量 (kg)		
			⑦	⑧	⑨	⑩ = Σ (⑦) $\times$ ⑨	⑪ = Σ (⑧) $-$ ⑩	⑪	⑫ = ⑪ $\times$ 1/2	⑬	⑭ = Σ (⑪) $\times$ ⑬	⑮ = Σ (⑫) $-$ ⑭	⑯ = ⑪ + ⑮	⑯'
合計			Σ (⑦)	Σ (⑧)				Σ (⑪)	Σ (⑫)					

支払対象
共済減収量
(kg)
⑬

⑥又は⑥' $\geq$ ⑬
又は⑬' のとき
は⑥又は⑥'、
それ以外は⑬又
は⑬'

⑧の全損耕地減収量は、当該耕地の耕地別基準収穫量とする。ただし、移植不能耕地にあっては、支払開始損害割合が10/100のときは65/100を、20/100のときは70/100を、30/100のときは75/100を当該耕地の耕地別基準収穫量に乗じた収量とする。

⑨の全損耕地支払開始割合は、支払開始損害割合が10/100のときは30/100、20/100のときは40/100、30/100のときは50/100とする。

⑬の半損耕地支払開始割合は、支払開始損害割合が10/100のときは30/100、20/100のときは50/100-20/100×6/7、30/100のときは50/100-20/100×5/7とする。

面積払交付農業者が耕作する麦にあっては、別紙の2及び5（1）に基づき調整した共済減収量を⑥'及び⑬'に記入する。

様式例第3号の4

組員等別計算表（品質方式、災害収入共済方式）

組合等名		組員等コード		組員等氏名	
共済目的		類区分		共済限度額割合	
				一筆半損選択	

1 超過被害に係る生産金額の減少額の計算

生産金額 (円) ①	共済限度額 (円) ②	生産金額の減少額 (円) ③=②-①	面積払調整後の生産金額 の減少額（比較用） (円) ③'

2 一筆全損被害及び一筆半損被害に係る生産金額の減少額の計算

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	一筆全損被害				一筆半損被害				一筆全損被害・ 一筆半損 被害に係る 生産金額の減少 額 (比較用) (円)	面積払調整後の 一筆全損被害・ 一筆半損被害に 係る生産金額の 減少額（比較 用） (kg) (円)	支払対象生産金額 の減少額 (円) ⑬ ③又は③' ≥ ⑬又は⑬' のと き③又は③'、それ以外は⑬ 又は⑬'
			全損耕地の 耕地別 基準生産金額 (円)	全損耕地 補償割合 (%)	移植不能 耕地調整額 (円)	生産金額 の減少額 (円) ⑦= Σ (④) × ⑤ - ⑥	半損耕地 の耕地別 基準生産金額 (円)	半損耕地 補償割合 (%)	半損耕地生産金 額 (円)	生産金額 の減少額 (円) ⑩=Σ (⑧) × 1/2 ⑪=Σ (⑧) × ⑨ - Σ (⑩)			
			④	⑤	⑥		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫=⑦+⑪	⑫'	
合計			Σ (④)				Σ (⑧)		Σ (⑩)				

- (注意)
- 1 ①の生産金額は、様式例第6号の1の「組員等別出荷数量等調査結果等取りまとめ表」より転記する。
- 2 ⑤の全損耕地補償割合は、共済限度額割合が90%の場合は70/100、共済限度額割合が80%の場合は60/100、共済限度額割合が70%の場合は50/100とする。
- 3 ⑥の移植不能耕地調整額は、共済限度額割合が90%の場合は、Σ（移植不能耕地に係る④）×35×100、共済限度額割合が80%の場合は、Σ（移植不能耕地に係る④）×30×100、共済限度額割合が70%の場合は、Σ（移植不能耕地に係る④）×25×100とする。
- 4 ⑨の半損耕地補償割合は、共済限度額割合が90%の場合は70/100、共済限度額割合が80%の場合は50/100+20/100×6/7、共済限度額割合が70%の場合は50/100+20/100×5/7とする。
- 5 面積払交付農業者が耕作する麦にあっては、別紙の3及び5（2）に基づき調整した後の生産金額の減少額を③'及び⑫'に記入する。

様式例第3号の5

組合員等別実測調査結果計算表（品質方式）

組合等名		組合員等コード		組合員等氏名			
共済目的		類区分		共済限度額割合		一筆半損選択	

耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	品種	引受 面積 (a)	被害の有無	収穫皆無耕 地収量 (kg)	転作等耕地 収量 (kg)	全筆調査					品位判定調 査結果
								全筆調査単 収 (kg /10a)	組合等採取 調査単当修 正量 (kg/10a)	組合等当初 評価収量 (kg)	連合会採取 単当修正量 (kg/10a)	決定収量 (kg)	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦= (⑤+ ⑥) × ①	⑧	⑨=⑦+⑧ × ①	⑩
合計													

(注意)

本書は、品質方式において全筆調査を実施した場合に作成すること。

様式例第 4 号の 1

平均単収差計算表
(全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式)

共済目的	
------	--

令和 年 月 日

損害評価地区の設定単位	
-------------	--

損害評価地区	
階層名	

類区分・引受方式・支払開始損害割合	
-------------------	--

	抜 取 調 査			農家申告抜取調査又は全筆調査
	筆数	検見単収	実測単収	農家申告抜取調査又は全筆調査単収
抜取調査				
農家申告抜取調査又は全筆調査				

	検見単収 修正係数	平 均 単 収 差			調整班による平 均単収差	調整班による修 正単収差
		検見単収 の修正	単収の合 計の差	平 均 単収差		
抜取調査を検見及び実測の 方法により行った場合						
抜取調査を実測のみ又は検 見のみの方法で行った場合						

- (注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと、損害評価地区の設定単位ごと及び損害評価地区ごとに作成する。
2. 「損害評価地区の設定単位」欄は、「類区分ごと及び引受方式ごと」、「共済目的ごと及び引受方式ごと」又は「共済目的ごと」の別を記入する。
3. 「類区分・引受方式・支払開始損害割合」欄には、当該損害評価地区に含まれる類区分、引受方式及び支払開始損害割合を全て記入する。

様式例第 4 号の 2

平均単収差計算表（品質方式）

令和 年 月 日

組合等		損害評価地区		損害評価地区の設定単位	
-----	--	--------	--	-------------	--

共済目的	水 稲	類区分		共済限度額割合	
------	----------	-----	--	---------	--

組合員等番号	組合員等氏名	耕地番号	地名地番	品種	全筆調査単収①	抜取調査単収②	単収差 ③＝②－①	平均単収差 ③÷実測筆数
					kg	kg		
計							kg	kg

様式例第 5 号

分割減収量計算表（品質方式、災害収入共済方式）

共済目的	類区分	引受方式	共済限度額割合	大地区名	小地区名	組合員等コード	組合員等氏名

品 種	耕地番号	分筆番号	耕 地 別 基準収穫量 (kg)	調査耕地の 分割割合 (%)	調査耕地以外 の耕地に適用 する分割割合 (%)	分割減収量 (kg)

[illegible]

様式例第 6 号の 1

組合員等別出荷数量等調査結果等取りまとめ表 (品質方式、災害収入共済方式)

共済目的	類区分	引受方式	共済限度額割合	大地区名	小地区名	組合員等コード	組合員等氏名

[illegible]

(注) 1. 収穫量(販売量)は、出荷数量等調査又は青色申告等調査の結果及び「組合員等別実測調査結果計算表」に基づき記入する。

2. 「分割減収量」欄には、様式例第5号の「分割減収量計算表（品質方式又は災害収入共済方式）」から転記する。

様式例第6号の2

令和 年産 損害評価取りまとめ表（品質方式、災害収入共済方式）

共済目的				引受方式						組合等名				損害評価地区名			
組合員 等コード	組合員 等氏名	類 区 分	共 済 限度額 割 合	引 受 状 況					出 荷 数量等	分 割 減収量	調整後 の 収穫量	超過被害			一筆全損被害及び 一筆半損被害に係 る生産金額の減少 額	支 払 共済金	
				引受	基 準	基 準	共 済	共 済				当該年	減収量	生産金			
				面積	収穫量	生産金 額	限度額	金 額				の生産 金 額		額の減 少 額			
				a	kg	円	円	円	kg	kg	kg	円	kg	円	円		
合 計																	

様式第7号の1

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

殿

第 号
令和 年 月 日
農業共済組合
組合長理事
市町村長

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

政府再保険認定区分	
-----------	--

引受方式	支払開始 損害割合	超過被害				一筆全損被害				一筆半損被害				損害の 額（共 済金支 払見込 額） （千 円）
		戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	共済減 収量 （t）	戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	共済減 収量 （t）	戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	共済減 収量 （t）	
	計													
	計													
	計													
合計														

引受方式	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況

3 部（控、都道府県連合会、地方農政局統計部等）

（注意）

- 組合等は、被害発生之都度、組合員等からの「損害通知書」及び組合等の概況調査の結果を、政府再保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
- （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合には、以下による割合を記入する。
 - 支払開始割合が2割の場合には、「2（1.5）割」と記入する。
 - 支払開始割合が3割の場合には、「3（2.5）割」と記入する。
 - 支払開始割合が4割の場合には、「4（3.5）割」と記入する。
- 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄には、既に「損害通知書」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害、特例半相殺方式超過被害及び地域インデックス方式超過被害をいう。
- 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄への記入に当たっては、「面積」欄には、全相殺方式にあっては引受面積を、半相殺方式、特例半相殺方式及び地域インデックス方式にあっては被害面積を記入（地域インデックス方式にあっては「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄のみに記入）すること。

- 6 全相殺方式、半相殺方式及び特例半相殺方式にあつては類区分ごと及び組合員等ごと、地域インデックスにあつては、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとにみて、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該組合員等に係る被害については、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄にのみ記入すること。
- 7 「災害の状況」欄には、災害の発生経過及び災害によって生じた農作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 8 「共済金支払見込額」欄には、超過被害、一筆全損被害及び一筆半損被害の面積及び共済減収量に基づき、次の方法により算定し、記入すること。なお、単当減収量、減収量及び面積については、適宜被害割合別に区分して見積もりを行うこと。また、全相殺方式、半相殺方式及び特例半相殺方式にあつては類区分ごと及び組合員ごと、地域インデックスにあつては、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとにみて、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該合計額を共済金支払見込額とする。
- ① 単当基準収量＝基準収穫量÷引受面積
 - ② 単当減収量＝減収量÷面積
 - ③ 単当共済減収量＝単当減収量②－（単当基準収量①×支払開始損害割合）
 - ④ 共済減収量＝面積×単当共済減収量③
 - ⑤ 単位当たり共済金額＝共済金額÷（基準収穫量×（1－支払開始損害割合））
 - ⑥ 共済金支払見込額＝超過被害に係る共済金支払見込額（ Σ （共済減収量（被害割合別）④×単位当たり共済金額⑤））＋一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額
- 9 特例半相殺方式超過被害の組合員等については、8の②の単当減収量は次により算出するとともに、8の③の支払開始損害割合は支払開始割合とする。
- 単当減収量＝特例減収量÷面積
- 特例減収量＝基準収穫量×減収量算定割合

様式第7号の2

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

殿

第 号
令和 年 月 日
農業共済組合
組合長理事
市町村長

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

政府再保険認定区分

引受方式	共済限度 額割合	超過被害				一筆全損被害			一筆半損被害			損害の 額（共 済金支 払見込 額） （千 円）
		戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	生産金 額の減 少額 （円）	戸数 （戸）	面積 （ha）	生産金 額の減 少額 （円）	戸数 （戸）	面積 （ha）	生産金 額の減 少額 （円）	
	計											
合計												

引受方式	災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況

3 部（控、都道府県連合会、地方農政局統計部等）

（注意）

- 組合等は、被害発生都度の組合員等からの「損害通知書」及び組合等の概況調査の結果を、政府再保険認定区分ごとにまとめて報告すること。
- （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄には、既に「損害通知書（速報）」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、水稻の品質方式超過被害又は麦の災害収入共済方式超過被害をいう。
- 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄への記入に当たっては、「面積」欄には、「超過被害」にあつては引受面積を、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」にあつては被害面積を記入すること。
- 類区分ごと及び組合員等ごとにみて、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該組合員等に係る被害については、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄にのみ記入すること。
- 「災害の状況」欄には、災害の発生経過及び災害によって生じた農作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 「共済金支払見込額」欄には、超過被害、一筆全損被害及び一筆半損被害の生産金額の減少額に基づき、次の方法により算定し、記入すること。なお、収穫量については、適宜被害割合別に区分して見積もりを行うこと。また、類区分ごと及び組合員等ごとにみて、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該合計額を共済金支払見込額とする。
 - 共済限度額＝基準生産金額×共済限度額割合
 - 当年産の生産金額＝ Σ （組合員等の品種別及び出荷規格別の収穫量×品種別及び出荷規格別のキログラム当たり単価）
 - 共済金支払見込額＝超過被害に係る共済金支払見込額（ Σ （（①共済限度額－②当年産の農産物の生産金額）×共済金額／①共済限度額）＋一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額

様式第8号の1

令和 年産（ 共済目的 ）組合等当初評価高報告書（定期報告）

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

殿

第 号
令和 年 月 日
農業共済組合
組合長理事
市町村長

令和 年産（共済目的）の組合等当初評価高について、下記のとおり決定したので、損害の額の認定を申請します。

政府再保険認定区分	
-----------	--

引受方式	支払開始 損害割合 又は共済 限度額割合	引受 戸数 (戸)	引受 面積 (a)	共済 金額 (円)	共済金支払対象見込				損害の額（共 済金支払見込 額） (円)	平均被害割合		
					戸数 (戸)	面積 (a)	減収量 (kg)	共済減収量 (kg)又は生産 金額の減少額 (円)		戸数 (戸)	面積 (a)	金額 (円)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨＝④/ ①×100	⑩＝⑤/ ②×100	⑪＝⑧/ ③×100
	計											
	計											
合計												

引受方式	災害の種類	発生日	終了月日	災害の状況	災害の種類	発生日	終了月日	災害の状況	災害の種類	発生日	終了月日	災害の状況

3 部（控、都道府県連合会、県庁）

(注意)

- 1 この報告書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 特例半相殺方式にあつては、支払開始損害割合には、以下による割合を記入する。
 - ① 支払開始損害割合が2割の場合には、「2 (1.5) 割」と記入する。
 - ② 支払開始損害割合が3割の場合には、「3 (2.5) 割」と記入する。
 - ③ 支払開始損害割合が4割の場合には、「4 (3.5) 割」と記入する。
- 4 「面積」欄には、全相殺方式、地域インデックス方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあつては引受面積(一筆全損被害及び一筆半損被害に係るものについては被害面積)を、その他の引受方式は共済金支払対象見込の被害面積を記入すること。
- 5 「減収量」欄は、水稻の品質方式又は麦の災害収入共済方式のみ記入すること。
- 6 「災害の状況」欄には、災害発生の経過、災害によって生じた農作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。

様式第8号の2

令和 年産（共済目的）組合等当初評価高報告書添付書
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

農業共済組合

市町村

政府再保険認定区分																							市町村				
引受方式	支払開始損害割合	超過被害の共済金支払対象			一筆全損被害及び一筆半損被害の共済金支払対象									共済金支払対象合計			共済金支払見込額（円）			通常責任共済金額	農作物異常部分保険金						
		被害組合員等数（戸） ①	面積（a） ②	共済減収量（kg） ③	一筆全損被害			一筆半損被害			計			被害組合員等数（戸） ⑩	面積（a） ⑪＝⑤＋⑧	共済減収量（kg） ⑫＝⑥＋⑨	被害組合員等数（戸） ⑬＝①＋⑩	面積（a） ⑭＝②＋⑪	共済減収量（kg） ⑮＝③＋⑫			超過被害 ⑯	一筆全損被害及び一筆半損被害				
					被害組合員等数（戸） ④	面積（a） ⑤	共済減収量（kg） ⑥	被害組合員等数（戸） ⑦	面積（a） ⑧	共済減収量（kg） ⑨	被害組合員等数（戸）（実） ⑪＝⑤ ＋⑧	面積（a） ⑫＝⑥ ＋⑨	被害組合員等数（戸） ⑬＝① ＋⑩										面積（a） ⑭＝② ＋⑪	共済減収量（kg） ⑮＝③ ＋⑫	一筆全損被害 ⑰	一筆半損被害 ⑱	合計 ⑲＝⑬ ＋⑱
	計																										
	計																										
合 計																											

3 部（控、都道府県連合会、県庁）

（注意）

- 本書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合には、以下による割合を記入する。
 - 支払開始損害割合が2割の場合には、「2（1.5）割」と記入する。
 - 支払開始損害割合が3割の場合には、「3（2.5）割」と記入する。
 - 支払開始損害割合が4割の場合には、「4（3.5）割」と記入する。
- 「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害、特例半相殺方式超過被害及び地域インデックス方式超過被害をいう。
- 「面積」欄には、全相殺方式、地域インデックス方式にあっては引受面積（一筆全損被害及び一筆半損被害に係るもの）にあっては被害面積を記入すること。
- 通常責任共済金額は政府再保険認定区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに次により算出する。
通常責任共済金額 ＝ Σ（共済掛金区分ごと及び危険段階区分ごとの共済金額 × 危険段階別農作物通常標準被害率）

令和 年産（共済目的）組合等当初評価高報告書添付書
（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

農業共済組合

市町村

政府再保険認定区分					市町村																			
引受方式	共済 限度 額割 合	超過被害の共済金支払対象				一筆全損被害及び一筆半損被害の共済金支払対象									共済金支払対象合計				共済金支払見込額（円）				通常責 任 共済金 額	農 作 物 異 常 部 分 保 険 金
		被害組 合員等 数 (戸)	引受 面積 (a)	減収量 (kg)	生産金 額の減 少額 (円)	一筆全損被害			一筆半損被害			計			被害組 合員等 数 (戸)	面積 (a)	減収量 (kg)	生産金 額の減 少額 (円)	超過 被害	一筆全損被害及び一筆半 損被害				
						被害組 合員等 数 (戸)	被害 面積 (a)	生産金 額の減 少額 (円)	被害組 合員等 数 (戸)	被害 面積 (a)	生産金 額の減 少額 (円)	被害組 合員等 数 (戸) (実)	被害 面積 (a)	生産金 額の減 少額 (円)						一筆 全損 被害	一筆 半損 被害	合計		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫=⑥ +⑨	⑬=⑦+ ⑩	⑭=① +⑪	⑮=② +⑫	⑯=③	⑰=④ +⑬	⑱	⑲	⑳	㉑=⑲ +㉒	㉒	㉓=㉒ +㉑- ㉒
計																								

3 部（控、都道府県連合会、県庁）

（注意）

- 1 本書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「超過被害」とは、水稻の品質方式超過被害及び麦の災害収入共済方式超過被害をいう。
- 4 通常責任共済金額は政府再保険認定区分ごと、引受方式ごと及び共済限度額割合ごとに次により算出する。
通常責任共済金額 = Σ（共済掛金区分ごと及び危険段階区分ごとの共済金額 × 危険段階別農作物通常標準被害率）

様式第 8 号の 4

令和 年産損害評価地区別単当修正量報告書
(全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式)

共済目的		類区分	
引受方式		支払開始損害割合	
損害評価地区の設定単位		階層区分	

令和 年 月 日
農業共済組合

農業関係科目						
損 害 評 価 地 区		農家申告抜取調査 又は全筆調査面積	平均単収差	左の加重値	単当修正量案	左の加重値
平均又は合計						

3 部（控、都道府県連合会、県庁）（特定組合等にあつては 3 部（控、県庁、農林水産省））

(注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び損害評価地区の設定単位ごと及び階層ごとに作成する。

2. 「損害評価地区の設定単位」欄は、「類区分ごと及び引受方式ごと」、「共済目的ごと及び引受方式ごと」又は「共済目的ごと」の別を記入する。

3. 「類区分」及び「支払開始損害割合」欄には、当該評価地区の設定単位（階層）に含まれる設定単位を全て記入する。

4. 特定組合等にあつては、損害評価会に諮って決定した損害評価地区別の単当修正量及び単当修正量による損害高を連合会実測調査要領の実測成績検討経過表に準じた様式によりとりまとめ、本書に添えて提出すること。

様式第 8 号の 5

令和 年産 損害評価地区別単当修正量報告書（品質方式）

令和 年 月 日

組合等		損害評価地区の設定単位		階層区分※ 1	
-----	--	-------------	--	---------	--

共済目的	水 稲	類区分		共済限度額割合	
------	-----	-----	--	---------	--

階層区分 ※ 2	損害評価 地区	全筆調査		抜取調査			抜取調査平 均単収差に よる収穫量	単当修 正量案	左の加 重値	単当修 正量
		全筆調査 耕地面積	収穫量	筆数	平均単収	左の加重値				
合計(又は加重平均)										

階層区分 ※ 2	損害評価 地区	出荷規格	全筆調査		組合等当初評価高の うち実測調査により 取りまとめたもの	
				左の割合		左の割合
		1 等				
		2 等				
		3 等				
		規格外				
		計		100.0		100.0
		1 等				
		2 等				
		3 等				
		規格外				
		計		100.0		100.0
		1 等				
		2 等				
		3 等				
		規格外				
		計		100.0		100.0
合計		1 等				
		2 等				
		3 等				
		規格外				
		計		100.0		100.0

出荷規格	組合等当初評価高のう ち出荷数量等調査によ り取りまとめたもの		組合等当初評価高	
		左の割合		左の割合
1 等				
2 等				
3 等				
規格外				
計		100.0		100.0

3部(控、都道府県連合会、県庁)(特定組合等にあつては3部(控、県庁、農林水産省))

(注意) 1 階層区分ごとに単当修正量を適用する場合は、「階層区分※ 2」欄を空欄にし、階層区分ごとに単当修正量を適用しない場合は、「階層区分※ 1」欄を空欄にする。

2 水稻の品質方式において、実測の方法により現地評価を行った結果から損害高を取りまとめた場合にあっては、本様式により損害評価地区別単当修正量を集計すること。

様式例第 9 号

令和 年産 水稻 登熟不良等被害調査結果取りまとめ表

令和 年 月 日

都道府県

農業共済組合（市町村）

組合員等に対する注意喚起の有無（どちらかに○）	有	
	無	

注意喚起「有」とした場合、その要因は右のどちらですか（どちらかに○）		登熟不良等被害判定システムや現地調査の結果による
		台風など外見上の被害が明らかな共済事故が発生したことによる
		主な共済事故名

地域	品種	その他要因	水稻登熟不良等被害判定システム										特記すべき事項
			気象観測施設名	出穂始期	出穂終期	出穂期間中+20日間の気象					水稻登熟不良等被害判定結果		
						最低気温		日照時間		異常値となった日数	危険信号発生回数	注意信号発生回数	
						平年値	本年	平年値	本年				

地域	左の地域内の引受戸数	品種	その他要因	現地調査		
				調査対象耕地数	水稻登熟不良等被害発生耕地数	特記すべき事項

4 部（控、都道府県連合会、県庁、農林水産省）（特定組合等にあつては 3 部（控、県庁、農林水産省））

- （注） 1. 「その他要因」欄には、地域や品種の別以外で、水稻登熟不良等被害判定システムや現地調査を行った要因があれば記載する。
 2. 「異常値となった日数」欄には、出穂開始日以降 20 日間において、日ごとに、最低気温がその平年値を上回り、かつ日照時間がその平年値を下回った日数を記載する。

様式第10号

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 号
令和 年 月 日
農業共済組合
組合長理事

保 険 金 請 求 書 （ 引 受 方 式 ） （ ○ 回 目 ）

金 円也（ただし、令和 年産（共済目的）の支払保険金）
上記の保険金を支払われたく算出基礎を添えて請求します。

保険金請求額の算出基礎

支払開始損害割合（又は共済限度額割合）	支払共済金 円	通常責任共済金額 円	支払保険金（ア＋イ） ① 円	農作物通常部分 保険金（ア） 円	農作物異常部分 保険金（イ） 円	支払保険金 既受領額 ② 円	支払保険金 今回請求額 ③＝①－② 円
計							

都道府県連合会が再保険金請求を行う場合であって異常災害連合会保険区分を含むとき 4部（控、都道府県連合会、県庁、農林水産省）
上記以外の場合 3部（控、都道府県連合会、県庁）

(注意)

1. 本書は、共済目的の種類ごと及び引受方式ごとに作成すること。
2. (引受方式)には、当該引受方式を記入すること。
3. (〇回目)には、同一の引受方式における保険金請求の回数を記入すること。
4. (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。
5. 農作物通常部分保険金は、農作物連合会保険区分ごとに次により算出する。
 - (1) 支払共済金 ≤ 農作物通常責任共済金額の場合、支払共済金 × 農作物責任保険歩合
 - (2) 支払共済金 > 農作物通常責任共済金額の場合、農作物通常責任共済金額 × 農作物責任保険歩合
6. 農作物異常部分保険金は、農作物連合会保険区分ごとに次により算出する。
農作物異常部分保険金 = 支払共済金 - 農作物通常責任共済金額
7. 支払保険金既受領額は、支払保険金のうち、組合等が都道府県連合会から既に受領している保険金を記入すること。
8. 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目について別途データとして送信するものとする。
 - (1) 全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式、地域インデックス方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式 共通
共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごと(水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては共済限度額割合ごと)に、支払共済金(超過被害、一筆全損被害、一筆半損被害、合計)、支払保険金、農作物通常責任共済金額、農作物責任保険歩合、金額被害率、共済金額、農作物通常部分保険金、農作物異常部分保険金、支払保険金既受領額、支払保険金今回請求額、共済金支払の免責戸数、共済金支払の免責額
 - (2) 全相殺方式
共済目的の種類ごと、類区分ごと、支払開始損害割合ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、全相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・引受収量・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆全損被害及び一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象(合計)の戸数・面積・共済減収量、支払共済金(超過被害、一筆全損被害、一筆半損被害、合計)
 - (3) 半相殺方式又は特例半相殺方式
共済目的の種類ごと、類区分ごと、支払開始損害割合ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、半相殺方式超過被害又は特例半相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・引受収量・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆全損被害及び一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象(合計)の戸数・被害面積・共済減収量、支払共済金(超過被害、一筆全損被害、一筆半損被害、合計)
 - (4) 地域インデックス方式
共済目的の種類ごと、類区分ごと、支払開始損害割合ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、地域インデックス方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆全損被害及び一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象(合計)の戸数・面積・共済減収量、支払共済金(超過被害、一筆全損被害、一筆半損被害、合計)
 - (5) 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式
共済目的の種類ごと、類区分ごと及び共済限度額割合ごとに、引受戸数、引受面積、基準収穫量、基準生産金額、共済限度額、共済金額、共済金支払対象の戸数・引受面積・基準収穫量・基準生産金額・共済限度額・減収量・生産金額の減少額、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・生産金額の減少額、一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・生産金額の減少額、一筆全損被害及び一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・生産金額の減少額、支払共済金(超過被害、一筆全損被害、一筆半損被害、合計)

様式第11号の1

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

殿

第 号
令和 年 月 日
農業共済組合又は市町村
組合長理事
市町村長

保 険 金 仮 渡 し 請 求 書 （ ○ 回 目 ）

金 円也（ただし、令和 年産（共済目的）の仮渡し保険金）
上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

保険金仮渡し請求額の算出基礎

引受方式	支払開始損害割合又は共済限度額割合	共済金額	共済金支払見込額	通常責任共済金額	保険金支払見込額（ア＋イ）	ア 農作物通常部分保険金見込額（②×農作物責任保険歩合又は③×農作物責任保険歩合）	イ 農作物異常部分保険金見込額（②－③）	保険金仮渡し対象共済金支払見込額	共済金仮渡し必要額	保険金仮渡し額（④、⑤、⑥のうち最も小さい方）	仮渡し保険金既受領額	仮渡し保険金今回請求額
		①	②	③	④	②×農作物責任保険歩合又は③×農作物責任保険歩合	②－③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨＝⑦－⑧
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	計											
	計											
	計											
合計												

4 部（控、都道府県連合会、県庁、農林水産省）

(注意)

- 1 本書は、共済目的の種類ごとに作成すること。
- 2 (○回目)には、同一の共済目的の種類における保険金仮渡し請求の回数を記入すること。
- 3 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入すること。
- 4 ③は、農作物連合会保険区分ごとの農作物通常責任共済金額とする。
- 5 ⑤は、全相殺方式は4割以上被害組合員等のものを、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割以上被害組合員等のものを、地域インデックス方式は一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割被害組合員等並びに一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを記入すること。
- 6 ⑥は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は4割未満、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割未満、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割未満の場合は、全相殺方式は4割以上被害組合員等、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割以上被害組合員等、地域インデックス方式は一筆全損特例及び一筆半損特例に係るもの、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割被害組合員等並びに一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを下段に()書きで記入すること。
- 7 ⑦は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は4割未満、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割未満、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割未満の場合は、④、⑤及び⑥のうち全相殺方式は4割以上被害組合員等、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割以上被害組合員等、地域インデックス方式は一筆全損特例及び一筆半損特例に係るもの、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割被害組合員等並びに一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものの中から最も小さいものを下段に()書きで記入すること。
- 8 本書には仮損害評価書を3部添付すること。

様式第11号の2

令和 年産（共済目的）仮損害評価書（〇回目）

〈品質方式及び災害収入共済方式以外の引受方式〉

農業共済組合
市町村

引受方式	支払開始 損害割合 %	引受 戸数 戸	引受 面積 a	引受収量 kg	共済金額 円	仮渡実施 被害割合 %	仮渡実施被害割合以上の被害				
							戸数 戸	面積 a	共 済 減収量 kg	支払 共済金 円	共済金 仮渡し 必要額 円
	計										
	計										
	計										
合計											
被害程度別											
引受方式	支払開始 損害割合	被害 程度	面積 a	共 済 減収量 kg	支 払 共済金 円	通常責任 共済金額 円	支払 保険金 円	支払共 済金／ 共済金 額 %			
		〇割超過〇割未満									
		〇割超過〇割未満									
		〇割以上									
		小計									
		〇割超過〇割未満									
		〇割超過〇割未満									
		〇割以上									
		小計									
		〇割超過〇割未満									
		〇割超過〇割未満									
		〇割以上									
		小計									
計											
		〇割超過〇割未満									
		〇割超過〇割未満									
		〇割以上									
		小計									
		〇割超過〇割未満									
		〇割超過〇割未満									
		〇割以上									
		小計									
		〇割超過〇割未満									
		〇割超過〇割未満									
		〇割以上									
		小計									
計											
		〇割超過〇割未満									
		〇割超過〇割未満									
		〇割以上									
		小計									
		〇割超過〇割未満									
		〇割超過〇割未満									
		〇割以上									
		小計									
		〇割超過〇割未満									
		〇割超過〇割未満									
		〇割以上									
		小計									
計											
合計											

4 部（控、都道府県連合会、県庁、農林水産省）

(注意)

- 1 本書は、共済目的の種類（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は除く。）ごとに作成する。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 （〇回目）には、同一の共済目的の種類における保険金仮渡し請求の回数を記入すること。
- 4 「仮渡し実施被害割合以上の被害」欄は、仮渡し実施被害割合が全相殺方式は4割未満、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割未満の場合は、当該欄を全相殺方式は4割以上被害とそれ以外に、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割以上被害とそれ以外に区分して作成すること。
- 5 地域インデックス方式は、「仮渡し実施被害割合」欄には「－」を、「仮渡し実施被害割合以上の被害」欄には一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを記入すること。
- 6 「面積」欄は、全相殺方式は引受面積を、半相殺方式及び特例半相殺方式は被害面積を記入すること。また、地域インデックス方式は一筆全損被害及び一筆半損被害の被害面積を記入すること。
- 7 「被害程度別」欄の「被害程度」は、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに以下の①～④によるものとし、組合等の全区域の超過被害の組合員等について取りまとめること。
なお、①～④中の「〇」には仮渡し実施被害割合を記入すること。
 - ① 全相殺方式
支払開始損害割合が1割の場合は、「1割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が2割の場合は、「2割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が3割の場合は、「3割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」とする。
 - ② 半相殺方式又は特例半相殺方式
支払開始損害割合が2割の場合は、「2割（特例半相殺方式にあつては1.5割）超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が3割の場合は、「3割（特例半相殺方式にあつては2.5割）超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が4割の場合は、「4割（特例半相殺方式にあつては3.5割）超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」とする。
 - ③ 地域インデックス方式
「一筆全損被害」、「一筆半損被害」、「小計」とする。
- 8 引受戸数、引受面積、引受収量及び共済金額は引受通知書から転記すること。
- 9 通常責任共済金額は、農作物連合会保険区分ごとの農作物通常責任共済金額とする。
- 10 支払保険金は、支払共済金が農作物通常責任共済金額以下である場合は支払共済金に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額、支払共済金が農作物通常責任共済金額を超える場合はその超える部分と農作物通常責任共済金額に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額を記入する。

様式第11号の3

令和 年産（共済目的）仮損害評価書（〇回目）
 〈品質方式、災害収入共済方式〉

農業共済組合
 市町村

引受方式	共済限度額割合 %	引受戸数 戸	引受面積 a	基準収穫量 kg	基準生産金額 円	共済限度額 円	共済金額 円	仮渡実施被害割合以上の被害				
								戸数 戸	被害面積 a	生産金額の減少額 円	支払共済金 円	共済金仮渡し必要額 円
合計												
被害程度別												
引受方式	共済限度額割合	被害程度	面積 a	減収量 kg	生産金額の減少額 円	支払共済金 円	通常責任共済金額 円	支払保険金 円	支払共済金／共済金額 %			
	〇割超過10割未満 10割	一筆全損被害										
		一筆半損被害										
		計										
	〇割超過10割未満 10割	一筆全損被害										
		一筆半損被害										
		計										
	〇割超過10割未満 10割	一筆全損被害										
		一筆半損被害										
		計										
合計												

4 部（控、都道府県連合会、県庁、農林水産省）
 （注意）

- 1 本書は、共済目的の種類ごとに作成する。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 （〇回目）には、同一の共済目的の種類における保険金仮渡し請求の回数を記入すること。
- 4 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄には仮渡実施割合が10割被害組合員並びに一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものの以外の場合は、これらと、これら以外に区分し、作成すること。
- 5 「被害程度別」欄の「被害程度」の「〇」は共済限度額割合を、「面積」は引受面積又は被害面積を、「減収量」は「〇割以上10割未満」及び「10割」にのみ記入すること。
- 6 引受戸数、引受面積、基準収穫量、基準生産金額、共済限度額及び共済金額は引受通知書から転記すること。
- 7 通常責任共済金額は、農作物連合会保険区分ごとの農作物通常責任共済金額を記入すること。
- 8 支払保険金は、支払共済金合計が農作物通常責任共済金額以下である場合は支払共済金合計に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額、支払共済金合計が農作物通常責任共済金額を超える場合はその超える部分と農作物通常責任共済金額に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額を記入する。

様式第12号の1

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

農作物再保険区分	政府再保険認定区分

引受方式	支払開始 損害割合	超過被害				一筆全損被害				一筆半損被害				損害の 額（共 済金見 込額） （千 円）
		戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	共済 減収量 （t）	戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	共済 減収量 （t）	戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	共済 減収量 （t）	
	計													
	計													
	計													
合計														

引受方式	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

- 都道府県連合会は、被害発生都度の組合等からの「損害通知書（速報）」及び都道府県連合会の概況調査の結果を、政府再保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
- （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合には、以下による割合を記入する。
 - 支払開始割合が2割の場合には、「2（1.5）割」と記入する。
 - 支払開始割合が3割の場合には、「3（2.5）割」と記入する。
 - 支払開始割合が4割の場合には、「4（3.5）割」と記入する。
- 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄には、既に「損害通知書（速報）」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害及び特例半相殺方式超過被害をいう。
- 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄への記入に当たっては、「面積」欄には、全相殺方式にあっては引受面積を、半相殺方式及び地域インデックス方式にあっては被害面積を記入（地域インデックス方式にあっては「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄のみに記入）すること。
- 「保険金支払見込額」欄には、政府再保険認定区分ごと、組合等ごと及び農作物連合会保険区分ごとの損害の額（共済金支払見込額）に基づき算出すること。

様式第12号の2

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

農作物再保険区分	政府再保険認定区分

引受方式	共済限度 額割合	超過被害				一筆全損被害			一筆半損被害			損害の 額（共 済金支 払見込 額） （千 円）
		戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	生産金 額の減 少額 （円）	戸数 （戸）	面積 （ha）	生産金 額の減 少額 （円）	戸数 （戸）	面積 （ha）	生産金 額の減 少額 （円）	
	計											
	計											
	計											
合計												

引受方式	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）
（注意）

- 1 都道府県連合会は、被害発生之都度、組合等からの「損害通知書（速報）」及び都道府県連合会の概況調査の結果を、政府再保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄には、既に「損害通知書（速報）」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、水稻の品質方式超過被害又は麦の災害収入共済方式超過被害をいう。
- 4 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄への記入に当たっては、「面積」欄には、「超過被害」にあつては引受面積を、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」にあつては被害面積を記入すること。
- 5 「保険金支払見込額」欄には、政府再保険認定区分ごと、組合等ごと及び農作物連合会保険区分ごとの損害の額（共済金支払見込額）に基づきに算出すること。

様式第12号の3

損害通知書（速報）における共済金支払見込等総括表

農作物再保険区分			
政府再保険認定区分	共済金支払見込額 (千円)	保険金支払見込額 (千円)	再保険金支払見込額 (千円)
計			

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注）

- 1 本書は、農作物再保険区分ごとに作成し、損害通知書（速報）とともに報告すること。
- 2 組合等の「損害通知書（速報）」における共済金支払見込等総括表」に基づき作成すること。

様式第13号の1

令和 年産（ 共済目的 ） 連合会当初評価高報告書（定期報告）
農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）の連合会当初評価高について、下記のとおり決定したので、報告します。
併せて、損害の額の認定を申請します。

農作物再保険区分		政府再保険認定区分											

引受方式	支払開始 損害割合 又は共済 限度額割 合	引受 戸数 (戸)	引受 面積 (a)	共済 金額 (円)	共済金支払対象見込				損害の額（共 済金支払見込 額） (円)	平均被害割合		
					戸数 (戸)	面積 (a)	減収量 (kg)	共済減収量 (kg)又は生産 金額の減少額 (円)		戸数 (戸)	面積 (a)	金額 (円)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨＝④/ ①×100	⑩＝⑤/ ②×100	⑪＝⑧/ ③×100
合計												

引受方式	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状 況	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状 況	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状 況

(注意)

- 1 この報告書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 (共済目的) には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 特例半相殺方式にあつては、支払開始損害割合には、以下による割合を記入する。
 - ① 支払開始損害割合が2割の場合には、「2 (1.5) 割」と記入する。
 - ② 支払開始損害割合が3割の場合には、「3 (2.5) 割」と記入する。
 - ③ 支払開始損害割合が4割の場合には、「4 (3.5) 割」と記入する。
- 4 「面積」欄には、全相殺方式、地域インデックス方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあつては引受面積(一筆全損被害及び一筆半損被害に係るものにあつては被害面積)を、その他の引受方式は共済金支払対象見込の被害面積を記入すること。
- 5 「減収量」欄は、水稻の品質方式又は麦の災害収入共済方式のみ記入すること。
- 6 「災害の状況」欄には、災害発生の経過、災害によって生じた農作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 7 この報告書は、損害評価高が取りまとまったら速やかに農林水産省に提出すること。

様式第13号の2

令和 年産（共済目的）連合会当初評価高報告書添付書
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

県（都道府）農業共済組合連合会

農作物再保険区分			政府再保険認定区分																												
組合等 番号	組合 等名	引受方式	支払開始損害割合	超過被害の 共済金支払対象			一筆全損被害及び一筆半損被害の共済金支払対象									共済金支払対象者合計			共済金支払見込額				通常 責任 共済 金額 (円) ⑳	農作物 異常部 分保険 金 (円) ㉑=㉒+ ㉓-㉔							
				被害 組合 員数 (戸) ①	面積 (a) ②	共 済 減収量 (kg) ③	一筆全損被害			一筆半損被害			計			被害 組合 員数 (戸) (実) ⑩	面積 (a) ⑪=⑤+⑧	共 済 減収量 (kg) ⑫=⑥+⑨	被害 組合 員数 (戸) (実) ⑬=①+⑩	面積 (a) ⑭=②+⑪	共 済 減収量 (kg) ⑮=③+⑫	超過被害			一筆全損被害及び一筆 半損被害						
							被害 組合 員数 (戸) ④	面積 (a) ⑤	共 済 減収量 (kg) ⑥	被害 組合 員数 (戸) ⑦	面積 (a) ⑧	共 済 減収量 (kg) ⑨	被害 組合 員数 (戸) (実) ⑩	面積 (a) ⑪=⑤+⑧	共 済 減収量 (kg) ⑫=⑥+⑨										被害 組合 員数 (戸) (実) ⑬=①+⑩	面積 (a) ⑭=②+⑪	共 済 減収量 (kg) ⑮=③+⑫	⑯=⑬+⑭+⑮	一筆全 損被害 ⑰	一筆半 損被害 ⑱	合計 ⑲=⑰+ ⑱
			小計																												
			小計																												
			小計																												
計																															
			小計																												
			小計																												
			小計																												
計																															
合 計																															

異常責任保険金額（円）㉒	
㉓ = ㉑ - ㉒	

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

(注意)

- 1 本書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 (共済目的) には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 本書は連合会当初評価高報告書とともに報告すること。
- 4 特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合には、以下による割合を記入する。
 - ① 支払開始損害割合が2割の場合には、「2 (1.5) 割」と記入する。
 - ② 支払開始損害割合が3割の場合には、「3 (2.5) 割」と記入する。
 - ③ 支払開始損害割合が4割の場合には、「4 (3.5) 割」と記入する。
- 5 「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害、特例半相殺方式超過被害及び地域インデックス超過被害をいう。
- 6 「面積」欄には、全相殺方式及び地域インデックス方式にあっては引受面積（一筆全損被害及び一筆半損被害にあっては被害面積）を、その他の引受方式は被害面積を記入すること。
- 7 通常責任共済金額は政府再保険認定区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに次により算出する。
$$\text{通常責任共済金額} = \Sigma (\text{共済掛金区分ごと及び危険段階区分ごとの共済金額} \times \text{危険段階別農作物通常標準被害率})$$
- 8 異常責任保険金額は、政府再保険認定区分ごとに次により算出する。
$$\text{異常責任保険金額} = \Sigma (\text{共済掛金区分ごと及び危険段階区分ごとの共済金額} \times \text{危険段階別農作物異常標準被害率})$$

様式第13号の3

令和 年産（共済目的）連合会当初評価高報告書添付書
（品質方式又は災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

県（都道府）農業共済組合連合会

農作物再保険区分			政府再保険認定区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
組合等 番号	組合 等名	引受方式	共済 限度 額割 合	超過被害の 共済金支払対象				一筆全損被害及び一筆半損被害の共済金支払対象									共済金支払対象者合計				共済金支払見込額			通常 責任 共済 金額 (円)	農作物 異常部 分保険 金 (円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				被害 組合 員数 (戸)	引受 面積 (a)	減収量 (kg)	生産金 額の減 少額 (円)	一筆全損被害			一筆半損被害			計			被害 組合 員数 (戸)	面積 (a)	減収量 (kg)	生産金 額の減 少額 (円)	超過被 害	一筆全損被害及び一筆 半損被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								被害 組合 員数 (戸)	被害 面積 (a)	生産金 額の減 少額 (円)	被害 組合 員数 (戸)	被害 面積 (a)	生産金 額の減 少額 (円)	被害 組合 員数 (実) (戸)	被害 面積 (a)	生産金 額の減 少額 (円)						一筆全 損被害	一筆半 損被害			合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
																											①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫=⑥+⑨	⑬=⑦+⑩	⑭=①+⑪	⑮=②+⑫	⑯=③	⑰=④+⑬	⑱	⑲	⑳	㉑=⑲+ ⑳	㉒	㉓=⑲+ ㉑+ ㉒-㉔																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</

異常責任保険金額（円）㉔	
㉕ = ㉓ - ㉔	

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

- 1 本書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 本書は連合会当初評価高報告書とともに報告すること。
- 4 「超過被害」とは、水稻の品質方式超過被害及び麦の災害収入共済方式超過被害をいう。
- 5 通常責任共済金額は政府再保険認定区分ごと、引受方式ごと及び共済限度額割合ごとに次により算出する。
通常責任共済金額 = Σ （共済掛金区分ごと及び危険段階区分ごとの共済金額 × 危険段階別農作物通常標準被害率）
- 6 異常責任保険金額は、政府再保険認定区分ごとに次により算出する。
異常責任保険金額 = Σ （共済掛金区分ごと及び危険段階区分ごとの共済金額 × 危険段階別農作物異常標準被害率）

様式第13号の4

連合会当初評価高報告書（定期報告）における共済金支払見込額等総括表

農作物再保険区分

県（都道府）農業共済組合連合会

1 政府再保険認定区分ごとの共済金支払見込額

政府再保険認定区分	共済金支払見込額 (円)
計	

2 組合等ごとの共済金支払見込額等

組合等	農作物連合会保険区分			共済金 支払 見込額 (円) ①	通常責任共済 金額 (円) ②	保険金 支払 見込額 (円) ③	農作物 異常部分 保険金 (円) ④=①-②	農作物 異常責任 保険金 額 (円) ⑤	再保険 金支払 見込額 (円) ⑥= (④- ⑤) × 0.95	
	共済目的の 種類	引受方式	支払開始損害割 合又は共済限度 額割合							
	計									
	計									
合計										

様式第 1 4 号

令和 年産 水稻 登熟不良等被害調査結果取りまとめ表

令和 年 月 日
 県(都道府)農業共済組合連合会

組合等 名	地域	品種	その他 要因	水稻登熟不良等被害判定システム										特記す べき事項
				気象観 測施設 名	出穂始 期	出穂終 期	出穂期間中+20日間の気象				異常値と なった日 数	水稻登熟不良等被 害判定結果		
							最低気温		日照時間			危険信 号発生 回数	注意信 号発生 回数	
							平年値	本年	平年値	本年				

組合等 名	地域	左の地 域内の 引受戸 数	品種	その他 要因	現地調査		
					調査対 象耕地 数	水稻登 熟不良 等被害 発生耕 地数	特記す べき事項

組合等 名	注意喚 起を行っ た回数	うち登熟不良等 被害判定システ ムや現地調査の 結果により注意 喚起した回数

4部(控、県庁、農林水産省)

(注) 1 「その他要因」欄には、地域や品種の別以外で、水稻登熟不良等被害判定システムや現地調査を行った要因があれば記載する。

2 「異常値となった日数」欄には、出穂開始日以降20日間において、日ごとに、最低気温がその平年値を上回り、かつ日照時間がその平年値を下回った日数を記載する。

様式第15号の1

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

再保険金請求書（〇回目）

金 円也 （ただし、令和 年産農作物再保険区分（再保険区分）の再保険金）
上記の再保険金を支払われたく、算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

再保険金支払請求の算出基礎

農作物異常部分保険金の合計 ①	円
農作物異常責任保険金額 ②	円
再保険金 ③=①-②×0.95	円
再保険金既受領額 ④	円
再保険金今回請求額 ⑤=③-④	円

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

（注意）

- 1 本書は、農作物再保険区分ごとに作成する。
- 2 （〇回目）には、同一の農作物再保険区分における再保険金請求の回数を記入すること。
- 3 （再保険区分）には、「水稻の品質方式」、「麦の災害収入共済方式」又は「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入する。
- 4 再保険金既受領額には、再保険金のうち、都道府県連合会が国から既に受領している再保険金を記入すること。
- 5 本書には、当該農作物再保険区分に係る損害評価書を添付すること。
- 6 本書は、異常災害連合会保険区分に係る保険金請求書に基づいて作成すること。

様式第15号の2

令和 年産 損害評価書（ 回目）
（品質方式及び災害収入共済方式以外の引受方式）

令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会

農作物再保険区分		政府再保険認定区分	
----------	--	-----------	--

共済目的	引受方式	支払開始 損害割合	引受組合 等数	被害組合 等数	無被害組合 等数	実被害組合 等数
		計				
計						
		計				
計						
合計						

共済目的	引受方式	支払開始 損害割合	引受戸数 戸	引受面積 a	引受収量 kg	共済金額 円	被害戸数 戸	共済減収量 kg
		計						
		計						
		計						
		計						
合計								

共済目的	引受方式	支払開始 損害割合	支払共済金 円	支払保険金 円	通常責任 共済金額 円	農作物 異常責任 保険金額 円	連合会 手持 保険料 円	農作物 通常部分 保険金 円	農作物異常部 分保険金 円	支払 再保険金 円	金額 被害率 %	
		計										
		計										
		計										
合計		計										

再保険金の請求を行う場合 5部（控、県庁、農林水産省3部）

再保険金の請求を行わない場合 3部（控、県庁、農林水産省）

（注意）

- 1 本書は、農作物再保険区分ごとに作成すること。
- 2 （○回目）には、同一の農作物再保険区分における再保険金請求の回数を記入すること。
- 3 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
 - （1）全相殺方式、半相殺方式、特例半相殺方式及び地域インデックス方式 共通
 - ① 共済目的の種類ごと及び引受方式ごとの実被害組合等数
 - ② 共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに、引受組合等数、被害組合等数、無被害組合等数、支払共済金（超過被害、一筆全損被害、一筆半損被害、合計）、支払保険金、農作物通常責任共済金額、連合会手持保険料、農作物通常部分保険金、農作物異常部分保険金、金額被害率、共済金支払の免責戸数、共済金支払の免責額
農作物再保険区分ごとの農作物異常責任保険金額、支払再保険金、再保険金既受額、再保険金今回請求額
 - （2）全相殺方式
共済目的の種類ごと、類区分ごと、支払開始損害割合ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、全相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・引受収量・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆全損被害及び半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象（合計）の戸数・面積・共済減収量、支払共済金
 - （3）半相殺方式又は特例半相殺方式
共済目的の種類ごと、類区分ごと、支払開始損害割合ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、半相殺方式超過被害又は特例半相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受収量・被害面積・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆全損被害及び半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象（合計）の戸数・被害面積・共済減収量、支払共済金
 - （4）地域インデックス方式
共済目的の種類ごと、類区分ごと、支払開始損害割合ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、地域インデックス方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、一筆全損被害及び半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象（合計）の戸数・被害面積・共済減収量、支払共済金
- 4 特定組合等にあつては、「農作物再保険区分」を「農作物政府保険区分」に、「再保険金」を「保険金」に、「政府再保険認定区分」を「政府保険認定区分」に、「再保険金請求書」を「保険金請求書」に読み替えるものとする。また、表及び2については、農作物異常責任保険金額、連合会手持保険料、農作物通常部分保険金、農作物異常部分保険金を除くものとする。

様式第15号の3

令和 年産 損害評価書 (回目)
(品質方式、災害収入共済方式)

令和 年 月 日
県(都道府)農業共済組合連合会

農作物再保険区分		政府再保険認定区分				
共済目的	引受方式	共済限度額割合	引受組合等数	被害組合等数	無被害組合等数	実被害組合等数
		計				

共済目的	引受方式	共済限度額割合	引受戸数 戸	引受面積 a	基準収穫量 kg	基準生産金額 円	共済限度額 円	共済金額 円	被害戸数 戸	減収量 kg	生産金額の減少額 円
		計									

共済目的	引受方式	共済限度額割合	支払共済金 円	支払保険金 円	通常責任共済金額 円	農作物異常責任保険金額 円	連合会手持保険料 円	農作物通常部分保険金 円	農作物異常部分保険金 円	支払再保険金 円	金額被害率 %
		計									

再保険金の請求を行う場合 5部(控、県庁、農林水産省3部)

再保険金の請求を行わない場合 3部(控、県庁、農林水産省)

(注意)

- 1 本書は、農作物再保険区分ごとに作成すること。
- 2 (○回目)には、同一の農作物再保険区分における再保険金請求の回数を記入すること。
- 3 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
 - ① 共済目的の種類ごとの実被害組合等数
 - ② 共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び共済限度額割合ごとに、引受組合等数、被害組合等数、無被害組合等数、支払共済金(超過被害、一筆全損被害、一筆半損被害、合計)、支払保険金、農作物通常責任共済金額、連合会手持保険料、農作物通常部分保険金、農作物異常部分保険金、金額被害率、共済金支払の免責戸数、共済金支払の免責額
 - ③ 農作物再保険区分ごとの農作物異常責任保険金額、支払再保険金、再保険金既受額、再保険金今回請求額
 - ④ 共済目的の種類ごと、類区分ごと及び共済限度額割合ごとに、引受戸数、引受面積、共済金額、水稻の品質方式超過被害又は麦の災害収入共済方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・基準収穫量・基準生産金額・共済限度額・減収量・生産金額の減少額、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・生産金額の減少額、一筆半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・生産金額の減少額、一筆全損被害及び半損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・生産金額の減少額、共済金支払対象(合計)の戸数・引受面積・基準収穫量・基準生産金額・共済限度額・減収量・生産金額の減少額、支払共済金
- 4 特定組合等にあつては、「農作物再保険区分」を「農作物政府保険区分」に、「再保険金」を「保険金」に、「政府再保険認定区分」を「政府保険認定区分」に、「再保険金請求書」を「保険金請求書」に読み替えるものとする。また、表及び3については、農作物異常責任保険金額、連合会手持保険料、農作物通常部分保険金、農作物異常部分保険金を除くものとする。

様式第16号の1

農林水産大臣

殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

再 保 険 金 概 算 払 請 求 書 （ ○ 回 目 ）

金 _____ 円也（ただし、令和 年産農作物再保険区分（再保険区分）の再保険金概算払）
上記の再保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

再保険金概算払請求額の算出基礎

共済目的の 種類	引受方式	支払開始損 害割合（又 は共済限度 額割合）	共済金支払 見込額 ① 円	通常責任 共済金額 ② 円	農作物異常 部分保険金 見込額 ③ 円	農作物異常 責任保険 金額 ④ 円	再保険金 支払見込額 ⑤ 円	再保険金支払見 込額の3分の2 ⑥ 円	再保険金概算払 対象共済金支払 見込額×0.95 ⑦ 円	保険金仮渡 し必要額 ⑧ 円	再保険金概算払 額（⑥、⑦、⑧ のうち最も小さい方） ⑨ 円	概算払 再保険金 既受領額 ⑩ 円	概算払 再保険金 今回請求額 ⑪＝⑨－⑩ 円					
		計																
		計																
		計																
		計																
合計																		

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

(注意)

- 1 本書は、農作物再保険区分ごとに作成すること。
- 2 (○回目)には、同一の農作物再保険区分における再保険金概算払請求の回数を記入すること。
- 3 (再保険区分)には、「水稻の品質方式」、「麦の災害収入共済方式」又は「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入すること。
- 4 ⑥は、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあつては、「再保険金支払見込額の15分の7」とすること。
- 5 ⑦は、全相殺方式は4割以上被害組合員等のものを、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割以上被害組合員等のものを、地域インデックス方式は一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割被害組合員等並びに一筆全損特例及び一筆半損特定に係るものを記入すること。
- 6 ⑧は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は4割未満、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割未満、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割未満の場合は、全相殺方式は4割以上被害組合員等、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割以上被害組合員等、地域インデックス方式は一筆全損特例及び一筆半損特例に係るもの、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割被害組合員等並びに一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを記入すること。
- 7 本書には仮損害評価書を添付すること。

様式第16号の2

令和 年産（再保険区分）仮損害評価書（〇回目）

〈品質方式及び災害収入共済方式以外の引受方式〉

政府再保険認定区分

県（都道府）農業共済組合連合会

共済目的 の種類	引受方式	支払開始 損害割合	引受 戸数	引受 面積	引受収量	共済金額	仮渡実施 被害割合	仮渡実施被害割合以上の被害				
								戸数	面積	共 済 減収量	支払 共済金	共済金 仮渡し 必要額
		%	戸	a	kg	円	%	戸	a	kg	円	円
		計										
		計										
		計										
		計										
合計												

被害程度別													
共済目的 の種類	引受方式	支払開始 損害割合	被害程度	面積	共 済 減収量	支 払 共済金	支払 保険金	通常責任 共済金額	農作物 異常部分 保険金	農作物 異常責任 保険金額	支払 再保険金	支払共 済金／ 共済金 額	
				a	kg	円	円	円	円	円	円	円	
			○割超過○割未満										
			○割超過○割未満										
			○割以上										
			小計										
			○割超過○割未満										
			○割超過○割未満										
			○割以上										
			小計										
			○割超過○割未満										
			○割超過○割未満										
			○割以上										
			小計										
		計											
			○割超過○割未満										
			○割超過○割未満										
			○割以上										
			小計										
			○割超過○割未満										
			○割超過○割未満										
			○割以上										
			小計										
			○割超過○割未満										
			○割超過○割未満										
			○割以上										
			小計										
		計											
			○割超過○割未満										
			○割超過○割未満										
			○割以上										
			小計										
			○割超過○割未満										
			○割超過○割未満										
			○割以上										
			小計										
			○割超過○割未満										
			○割超過○割未満										
			○割以上										
			小計										
		計											
合計													

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

(注意)

- 1 本書は、農作物再保険区分ごとに作成する。
- 2 (再保険区分) には、「その他の引受方式」と記入する。
- 3 (〇回目) には、同一の農作物再保険区分における再保険金概算払請求の回数を記入すること。
- 4 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は4割未満、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割未満の場合は、当該欄を全相殺方式は4割以上被害とそれ以外に、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割以上被害とそれ以外に区分して作成すること。
- 5 地域インデックス方式は、「仮渡実施被害割合」欄には、「一」を、「仮渡実施被害割合以上の被害」欄には、一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを記入すること。
- 6 「面積」欄は、全相殺方式は引受面積を、半相殺方式及び特例半相殺方式は被害面積を記入すること。また、地域インデックス方式は一筆全損被害及び一筆半損被害の被害面積を記入すること。
- 7 「被害程度別」欄の「被害程度」は、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに以下の①～④によるものすること。
なお、①～④中の「〇」には仮渡実施被害割合を記入すること。
 - ① 全相殺方式
支払開始損害割合が1割の場合は、「1割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が2割の場合は、「2割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が3割の場合は、「3割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」とする。
 - ② 半相殺方式又は特例半相殺方式
支払開始損害割合が2割の場合は、「2割(特例半相殺方式にあつては1.5割)超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が3割の場合は、「3割(特例半相殺方式にあつては2.5割)超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が4割の場合は、「4割(特例半相殺方式にあつては3.5割)超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」とする。
 - ③ 地域インデックス方式
「一筆全損被害」、「一筆半損被害」、「小計」とする。
- 8 引受戸数、引受面積、引受収量及び共済金額は引受通知書から転記すること。
- 9 支払再保険金は、農作物再保険区分ごとの農作物異常部分保険金の合計から農作物異常責任保険金額を差し引いて得た金額に0.95を乗じて算出する。

様式第16号の3

令和 年産（再保険区分）仮損害評価書（○回目）
（品質方式、災害収入共済方式）

政府再保険認定区分

県（都道府）農業共済組合連合会

共済目的 の種類	引受方式	共済限度 額割合	引受 戸数	引受 面積	基準収穫 量	基準生産 金額	共済限度 額	共済金額	仮渡実施被害割合以上の被害					
									戸数	被害 面積	生産金額 の減少額	支払 共済金	共済金 仮渡し 必要額	
		%	戸	a	kg	円	円	円	戸	a	kg	円	円	
計														
被害程度別														
共済目的 の種類	引受方式	共済限度 額割合	被害程度	面積	減収量	生産金額 の減少額	支 払 共済金	支 払 保険金	通常責任共 済金額	農作物 異常部分 保険金	農作物 異常責任 保険金額	支払 再保険金	支払共 済金／ 共済金 額	
				a	kg	円	円	円	円	円	円	円	円	
			○割超過10割未満											
			10割											
			一筆全損被害											
			一筆半損被害											
			計											
			○割超過10割未満											
			10割											
			一筆全損被害											
			一筆半損被害											
			計											
			○割超過10割未満											
			10割											
			一筆全損被害											
			一筆半損被害											
			計											
合計														

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

- （注意）
- 1 本書は、農作物再保険区分ごとに作成する。
 - 2 （再保険区分）には、「水稻の品質方式」又は「麦の災害収入共済方式」のいずれかの区分を記入する。
 - 3 （○回目）には、同一の共済目的の種類における再保険金概算払請求の回数を記入すること。
 - 4 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄には、仮渡実施被害割合が10割被害組合員並びに一筆全損特例及び一筆半損特例に係るもの以外の場合は、これらと、これら以外に区分して作成すること。
 - 5 「被害程度別」欄の「被害程度」の「○」は共済限度額割合を、「面積」は引受面積又は被害面積を、「減収量」は「○割超過10割未満」及び「10割」にのみ記入すること。
 - 6 引受戸数、引受面積、基準収穫量、基準生産金額、共済限度額及び共済金額は引受通知書から転記すること。
 - 7 通常責任共済金額は、組合等ごと及び農作物連合会保険区分ごとの農作物通常責任共済金額を記入すること。
 - 8 農作物異常部分保険金は、農作物連合会保険区分ごとに、共済金の総額から農作物通常責任共済金額を差し引いて提出する。
 - 9 支払再保険金は、農作物再保険区分ごとの農作物異常部分保険金の合計から農作物異常部分保険金額を差し引いて得た金額に0.95を乗じて算出する。

様式第17号の1

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事
全国農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府保険認定区分）

農作物政府保険区分	政府保険認定区分

引受方式	支払開始 損害割合	超過被害				一筆全損被害				一筆半損被害				損害の 額（共 済金支 払見込 額） （千円）
		戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	共済 減収量 （t）	戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	共済 減収量 （t）	戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	共済 減収量 （t）	
	計													
	計													
	計													
合計														

引受方式	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

- 1 特定組合等は、被害発生都度の組合員からの「損害通知書」及び特定組合等の概況調査の結果を、政府保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合には、以下による割合を記入する。
 - ① 支払開始割合が2割の場合には、「2（1.5）割」と記入する。
 - ② 支払開始割合が3割の場合には、「3（2.5）割」と記入する。
 - ③ 支払開始割合が4割の場合には、「4（3.5）割」と記入する。
- 4 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄には、既に「損害通知書（速報）」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害、特例半相殺方式超過被害及び地域インデックス方式超過被害をいう。
- 5 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄への記入に当たっては、「面積」欄には、全相殺方式にあっては引受面積を、半相殺方式、特例半相殺方式及び地域インデックス方式にあっては被害面積を記入（地域インデックス方式にあっては「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄のみに記入）すること。
- 6 全相殺方式、半相殺方式及び特例半相殺方式にあっては類区分ごと及び組合員ごと、地域インデックス方式は類区分ごと、組合員ごと及び統計単位地域ごとにみて、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該組合員に係る被害については、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄にのみ記入すること。

- 7 「災害の状況」欄には、災害の発生経過及び災害によって生じた農作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 8 「共済金支払見込額」欄には、超過被害、一筆全損被害及び一筆半損被害の面積及び減収量に基づき、次の方法により算定し、記入すること。なお、単当減収量、減収量及び面積については、適宜被害割合別に区分して見積もりを行うこと。また、全相殺方式、半相殺方式及び特例半相殺方式にあつては、類区分ごと及び組合員ごと、地域インデックス方式は類区分ごと、組合等ごと及び統計単位地域ごとにみて、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該合計額を共済金支払見込額とする。
- ① 単当基準収量＝基準収穫量÷引受面積
- ② 単当減収量＝減収量÷面積
- ③ 単当共済減収量＝単当減収量②－（単当基準収量①×支払開始損害割合）
- ④ 共済減収量＝面積×単当共済減収量③
- ⑤ 単位当たり共済金額＝共済金額÷（基準収穫量×（1－支払開始損害割合））
- ⑥ 共済金支払見込額＝超過被害に係る共済金支払見込額（ Σ （共済減収量④×単位当たり共済金額⑤））＋一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額
- 9 特例半相殺方式超過被害の組合員等については、8の②の単当減収量は次により算出するとともに、8の③の支払開始損害割合は支払開始割合とする。
- 単当減収量＝特例減収量÷面積
- 特例減収量＝基準収穫量×減収量算定割合

様式第17号の2

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事
全国農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（品質方式又は災害収入共済方式の政府保険認定区分）

農作物政府保険区分	政府保険認定区分

引受方式	共済限度額割合	超過被害				一筆全損被害			一筆半損被害			損害の額（共済金支払見込額）（千円）
		戸数（戸）	面積（ha）	減収量（t）	生産金額の減少額（円）	戸数（戸）	面積（ha）	生産金額の減少額（円）	戸数（戸）	面積（ha）	生産金額の減少額（円）	
計												

引受方式	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

- 1 特定組合等は、被害発生都度の組合員からの「損害通知書」及び特定組合等の概況調査の結果を、政府保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄には、既に「損害通知書（速報）」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、水稻の品質方式超過被害又は麦の災害収入共済方式超過被害をいう。
- 4 「超過被害」、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄への記入に当たっては、「面積」欄には、「超過被害」にあつては引受面積を、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」にあつては被害面積を記入すること。
- 5 類区分ごと及び組合員ごとにみて、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該組合員に係る被害については、「一筆全損被害」及び「一筆半損被害」欄にのみ記入すること。
- 6 「災害の状況」欄には、災害の発生経過及び災害によって生じた農作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 7 「共済金支払見込額」欄には、超過被害、一筆全損被害及び一筆半損被害の生産金額の減少額に基づき、次の方法により算定し、記入すること。
なお、収穫量については、適宜被害割合別に区分して見積もりを行うこと。また、類区分ごと及び組合員ごとにみて、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該合計額を共済金支払見込額とする。
① 共済限度額＝基準生産金額×共済限度額割合
② 当年産の生産金額＝Σ（組合員等の品種別及び出荷規格別の収穫量×品種別及び出荷規格別のキログラム当たり単価）
③ 共済金支払見込額＝超過被害に係る共済金見込額（Σ（①共済限度額－②当年産の農産物の生産金額）×共済金額／①共済限度額）＋一筆全損被害及び一筆半損被害に係る共済金支払見込額

様式第17号の3

損害通知書（速報）における共済金支払見込額等総括表

県（都道府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

農作物政府保険区分		
政府保険認定区分	共済金支払見込額 (千円)	保険金支払見込額 (千円)
計		

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注）

- 1 本書は、農作物政府保険区分ごとに作成し、損害通知書（速報）とともに報告すること。
- 2 共済金支払見込額は、当該損害通知書（速報）並びに現時点における特定組合等当初評価高（定期報告）又は損害評価書に記載した金額の合計とする。
- 3 保険金支払見込額は、農作物政府保険区分ごとの損害額（共済金支払見込額）に基づき算定すること。

令和 年産（ 共済目的 ） 特定組合等当初評価高報告書（定期報告）

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事
全国農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）の特定組合等当初評価高について、下記のとおり決定したので、報告します。
併せて、損害の額の認定を申請します。

農作物政府保険区分	政府保険認定区分

引受方式	支払開始 損害割合 又は共済 限度額割 合	引受 戸数 (戸) ①	引受 面積 (a) ②	共済 金額 (円) ③	共済金支払対象見込				損害の額（共 済金支払見込 額） (円) ⑧	平均被害割合		
					戸数 (戸) ④	面積 (a) ⑤	減収量 (kg) ⑥	共済減収量 (kg)又は生産 金額の減少額 (円) ⑦		戸数 (戸) ⑨＝④/ ①×100	面積 (a) ⑩＝⑤/ ②×100	金額 (円) ⑪＝⑧/ ③×100
	計											
	計											
合計												

引受方式	災害の種類	発生日	終了月日	被害地区	災害の状 況	災害の種類	発生日	終了月日	被害地区	災害の状 況	災害の種類	発生日	終了月日	被害地区	災害の状 況

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）
（注意）

- 1 この報告書は、政府保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合には、以下による割合を記入する。
 - ① 支払開始損害割合が2割の場合には、「2（1.5）割」と記入する。
 - ② 支払開始損害割合が3割の場合には、「3（2.5）割」と記入する。
 - ③ 支払開始損害割合が4割の場合には、「4（3.5）割」と記入する。
- 4 「面積」欄には、全相殺方式、地域インデックス方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては引受面積（一筆全損被害及び一筆半損被害に係るもの）にあっては被害面積）を、その他の引受方式は共済金支払対象見込の被害面積を記入すること。
- 5 「減収量」欄は、水稻の品質方式又は麦の災害収入共済方式のみ記入すること。
- 6 「災害の状況」欄には、災害発生の経過、災害によって生じた農作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 7 この報告書は、損害評価高が取りまとまったら速やかに農林水産省に提出すること。

様式第18号の2

令和 年産（共済目的）特定組合等当初評価高報告書添付書

（品質方式及び災害収入共済方式以外の方式の政府保険認定区分）

県（都道府）農業共済組合

全国農業共済組合連合会

農作物政府保険区分					政府保険認定区分																				
引受方式	支払開始損害割合	超過被害の共済金支払対象			一筆全損被害及び一筆半損被害の共済金支払対象									共済金支払対象合計			共済金支払見込額（円）				通常責任共済金額				
		被害組合員等数 (戸)	面積 (a)	共済減収量 (kg)	一筆全損被害			一筆半損被害			計			被害組合員等数 (戸)	面積 (a)	共済減収量 (kg)	超過被害	一筆全損被害及び一筆半損被害							
					被害組合員等数 (戸)	面積 (a)	共済減収量 (kg)	被害組合員等数 (戸)	面積 (a)	共済減収量 (kg)	被害組合員等数 (戸) (実)	面積 (a)	共済減収量 (kg)					被害組合員等数 (戸)	面積 (a)	共済減収量 (kg)		一筆全損被害	一筆半損被害	合計	
																									①
	計																								
	計																								
合 計																									

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

(注意)

- 1 本書は、政府保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 (共済目的) には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合には、以下による割合を記入する。
 - ① 支払開始損害割合が2割の場合には、「2 (1.5) 割」と記入する。
 - ② 支払開始損害割合が3割の場合には、「3 (2.5) 割」と記入する。
 - ③ 支払開始損害割合が4割の場合には、「4 (3.5) 割」と記入する。
- 4 「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害、地域インデックス超過被害、特例半相殺方式超過被害、一筆方式超過被害及び特例一筆方式超過被害をいう。
- 5 「面積」欄には、全相殺方式及び地域インデックス方式にあっては引受面積（一筆全損被害及び一筆半損被害に係るものにあつては被害面積）を、その他の引受方式は共済金支払対象見込の被害面積を記入すること。
- 6 通常責任共済金額は政府保険認定区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごと若しくは共済限度額割合ごとに算出する。
通常責任共済金額 = Σ (共済掛金区分ごと及び危険段階区分ごとの共済金額 $\times$ 危険段階別農作物通常標準被害率)

様式第18号の3

令和 年産（共済目的）特定組合等当初評価高報告書添付書
（品質方式又は災害収入共済方式の政府保険認定区分）

県（都道府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

農作物政府保険区分						政府保険認定区分																					
引受方式	共済 限度 額割 合	超過被害の共済金支払対象				一筆全損被害及び一筆半損被害の共済金支払対象						共済金支払対象合計				共済金支払見込額（円）				通常責任 共済金額							
		被害組合員等 数 (戸)	引受 面積 (a)	減収量 (kg)	生産金 額の減 少額 (円)	一筆全損被害			一筆半損被害			計			被害組合員等 数 (戸)	面積 (a)	減収量 (kg)	生産金 額の減 少額 (円)	超過 被害		一筆全損被害及び一筆半 損被害						
						被害組合員等 数 (戸)	被害 面積 (a)	生産金 額の減 少額 (円)	被害組合員等 数 (戸)	被害 面積 (a)	生産金 額の減 少額 (円)	被害組合員等 数 (戸) (実)	被害 面積 (a)	生産金 額の減 少額 (円)							被害組合員等 数 (戸)	面積 (a)	減収量 (kg)	生産金 額の減 少額 (円)	一筆全 損被害	一筆 半損 被害	合計
	計																										
	計																										
合 計																											

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

- 1 本書は、政府保険認定区分ごとに作成すること。
2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
3 「超過被害」とは、水稻の品質方式超過被害及び麦の災害収入共済方式超過被害をいう。
4 通常責任共済金額は政府保険認定区分ごと、引受方式ごと及び共済限度額割合ごとに算出する。
通常責任共済金額 ＝ Σ（共済掛金区分ごと及び危険段階区分ごとの共済金額 × 危険段階別農作物通常標準被害率）

様式第18号の4

特定組合等当初評価高報告書（定期報告）における共済金支払見込額等総括表

県（都道府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

農作物政府保険区分	
-----------	--

1 政府保険認定区分ごとの共済金支払見込額

政府保険認定区分	共済金支払見込額 (円)
計	

2 農作物政府保険区分ごとの共済金支払見込額等

共済目的 の種類	引受方式	支払開始損害 割合又は 共済限度額割合	共済金支払 見込額 (円) ①	通常責任 共済金額 (円) ②	保険金支払 見込額 (円) ③=(①-②) × 0.95
		計			
		計			
		計			
		計			
合計					

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注）

- 本書は、農作物政府保険区分ごとに作成し、特定組合等当初評価高報告書（定期報告）とともに報告すること。
- 共済支払見込額は、特定組合等当初評価高報告書（定期報告）又は損害評価書に記載された金額とする。

様式第19号

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事
全国農業共済組合連合会
会長理事

保険金請求書（〇回目）

金 円也（ただし、令和 年産農作物政府保険区分（政府保険区分）の保険金）
上記の保険金を支払われたく、算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

保険金支払請求の算出基礎

支払共済金	①	円
通常責任共済金額	②	円
保険金	③=(①-②)×0.95	円
保険金既受領額	④	円
保険金今回請求額	⑤=③-④	円

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

（注意）

- 1 本書は、農作物政府保険区分ごとに作成する。
- 2 （〇回目）には、同一の農作物政府保険区分における保険金請求の回数を記入すること。
- 3 （政府保険区分）には、「水稻の品質方式」、「麦の災害収入共済方式」、「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入する。
- 4 通常責任共済金額は、農作物政府保険区分ごとの農作物通常責任共済金額とする。
- 5 保険金既受領額には、保険金のうち、国から既に受領している保険金を記入すること。
- 6 本書には、当該農作物政府保険区分に係る損害評価書を添付すること。

様式第20号の1

農林水産大臣

殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事
全国農業共済組合連合会
会長理事

保 険 金 概 算 払 請 求 書 （ ○ 回 目 ）

金 円也（ただし、令和 年産（農作物政府保険区分）の保険金概算払）
上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

保険金概算払請求額の算出基礎

農作物政府保険区分																
共済目的の 種類	引受方式	支払開始損 害割合（又 は共済限度 額割合）	共済金額 ①	共済金支払 見込額 ②	通常責任 共済金額 ③	保険金支払 見込額 ④	保険金支払 見込額の 3分の2 ⑤	保険金概算払 対象共済金 支払見込額×0.95 ⑥	共済金仮渡し 必要額 ⑦	保険金概算払額 （⑤、⑥、⑦の うち最も小さい 方） ⑧	概算払保険金 既受領額 ⑨	概算払保険金 今回請求額 ⑩＝⑧－⑨				
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
		計														
		計														
		計														
		計														
合計																

(注意)

- 1 本書は、農作物政府保険区分ごとに作成すること。
- 2 (○回目)には、同一の農作物政府保険区分における保険金概算払請求の回数を記入すること。
- 3 (農作物政府保険区分)には、「水稻の品質方式」、「麦の災害収入共済方式」又は「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入すること。
- 4 ⑤は、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては、「保険金支払見込額の15分の7」とすること。
- 5 ⑥は、全相殺方式は4割以上被害組合員等のものを、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割以上被害組合員等のものを、地域インデックス方式は一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割被害組合員等並びに一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを記入すること。
- 6 ⑦は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は4割未満、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割未満、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割未満の場合は、全相殺方式は4割以上被害組合員等、半相殺方式及び特例半相殺方式は5割以上被害組合員等、地域インデックス方式は一筆全損特例及び一筆半損特例に係るもの、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式は10割被害組合員等並びに一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを記入すること。
- 7 本書には仮損害評価書を添付すること。

様式第20号の2

令和 年産（政府保険区分）仮損害評価書（〇回目）

（品質方式及び災害収入共済方式以外の引受方式）

農作物政府保険区分

政府保険認定区分

県（都道府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

共済目的 の種類	引受方式	支払開始 損害割合	引受 戸数	引受 面積	引受収量	共済金額	仮渡実施 被害割合	仮渡実施被害割合以上の被害					
								戸数	面積	共 済 減収量	支払 共済金	共済金 仮渡し 必要額	
		%	戸	a	kg	円	%	戸	a	kg	円	円	
		計											
		計											
		計											
		計											
合計													

被害程度別											
共済目的 の種類	引受方式	支払開始 損害割合	被害程度	面積	共 済 減収量	支 払 共済金	通常責任 共済金額	支払 保険金	支払共 済金／ 共済金 額		
				a	kg	円	円	円	%		
			○割超過○割未満								
			○割超過○割未満								
			○割以上								
			小計								
			○割超過○割未満								
			○割超過○割未満								
			○割以上								
			小計								
			○割超過○割未満								
			○割超過○割未満								
			○割以上								
			小計								
		計									
			○割超過○割未満								
			○割超過○割未満								
			○割以上								
			小計								
			○割超過○割未満								
			○割超過○割未満								
			○割以上								
			小計								
			○割超過○割未満								
			○割超過○割未満								
			○割以上								
			小計								
		計									
		○割超過○割未満									
		○割超過○割未満									
		○割以上									
		小計									
		○割超過○割未満									
		○割超過○割未満									
		○割以上									
		小計									
		○割超過○割未満									
		○割超過○割未満									
		○割以上									
		小計									
	計										
合計											

（注意）

- 1 本書は、農作物政府保険区分ごとに作成する。
- 2 （政府保険区分）には、「その他の引受方式」を記入する。
- 3 （〇回目）には、同一の農作物政府保険区分における保険金仮渡し請求の回数を記入すること。
- 4 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は 4 割未満、半相殺方式及び特例半相殺方式は 5 割未満の場合は、当該欄を全相殺方式は 4 割以上被害とそれ以外に、半相殺方式及び特例半相殺方式は 5 割以上被害とそれ以外に区分して作成すること。
- 5 地域インデックス方式は、「仮渡実施被害割合」欄には「－」を、「仮渡実施被害割合以上の被害」欄には一筆全損特例及び一筆半損特例に係るものを記入すること。
- 6 「面積」欄は、全相殺方式は引受面積を、半相殺方式及び特例半相殺方式は被害面積を記入すること。また、地域インデックス方式は一筆全損被害及び一筆半損被害の被害面積を記入すること。
- 7 「被害程度別」欄の「被害程度」は、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに以下の①～④によるものとし、組合等の全区域の超過被害の組合員について取りまとめること。
なお、①～④中の「〇」には仮渡実施被害割合を記入すること。
 - ① 全相殺方式
支払開始損害割合が 1 割の場合は、「1 割超過〇割未満」、「〇割超過 4 割未満」、「4 割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が 2 割の場合は、「2 割超過〇割未満」、「〇割超過 4 割未満」、「4 割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が 3 割の場合は、「3 割超過〇割未満」、「〇割超過 4 割未満」、「4 割以上」、「小計」とする。
 - ② 半相殺方式又は特例半相殺方式
支払開始損害割合が 2 割の場合は、「2 割（特例半相殺方式にあつては 1.5 割）超過〇割未満」、「〇割超過 5 割未満」、「5 割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が 3 割の場合は、「3 割（特例半相殺方式にあつては 2.5 割）超過〇割未満」、「〇割超過 5 割未満」、「5 割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が 4 割の場合は、「4 割（特例半相殺方式にあつては 3.5 割）超過〇割未満」、「〇割超過 5 割未満」、「5 割以上」、「小計」とする。
 - ③ 地域インデックス方式
「一筆全損被害」、「一筆半損被害」、「小計」とする。
- 8 引受戸数、引受面積、引受収量及び共済金額は引受通知書から転記すること。
- 9 支払保険金は、農作物政府保険区分ごとの支払共済金から当該区分ごとの農作物通常責任共済金額を差し引いて得た金額に 0.95 を乗じて得た金額を記入する。

様式第20号の3

令和 年産（政府保険区分）仮損害評価書（○回目）

（品質方式、災害収入共済方式）

農作物政府保険区分

政府保険認定区分

県（都道府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

共済目的 の種類	引受方式	共済限度 額割合	引受 戸数	引受 面積	基準収穫 量	基準生産 金額	共済限度 額	共済金額	仮渡実施被害割合以上の被害				
									戸数	被害 面積	生産金額 の減少額	支払 共済金	共済金 仮渡し 必要額
		%	戸	a	kg	円	円	円	戸	a	円	円	円
合計													
被害程度別													
共済目的 の種類	引受方式	共済限度 額割合	被害程度	面積	減収量	生産金額 の減少額	支 払 共済金	通常責任 共済金額	支払 保険金	支払共 済金／ 共済金 額			
				a	kg	円	円	円	円	%			
			○割超過10割未満										
			10割										
			一筆全損被害										
			一筆半損被害										
			計										
			○割超過10割未満										
			10割										
			一筆全損被害										
			一筆半損被害										
			計										
			○割超過10割未満										
			10割										
			一筆全損被害										
			一筆半損被害										
			計										
合計													

5 部（控、県庁、農林水産省3）

（注意）

- 1 本書は、農作物政府保険区分ごとに作成する。
- 2 （政府保険区分）には、「水稻の品質方式」又は「麦の災害収入共済方式」のいずれかの区分を記入する。
- 3 （○回目）には、同一の共済目的の種類における保険金概算払請求の回数を記入すること。
- 4 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄には仮渡実施割合が10割被害組合員並びに一筆全損特例及び一筆半損特例に係るもの以外の場合は、これらと、これら以外に区分して作成すること。
- 5 「被害程度別」欄の「被害程度」の「○」は共済限度額割合を、「面積」は引受面積又は被害面積を、「減収量」は「○割以上10割未満」及び「10割」にのみ記入すること。
- 6 引受戸数、引受面積、基準収穫量、基準生産金額、共済限度額及び共済金額は引受通知書から転記すること。
- 7 通常責任共済金額は、共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び共済限度額割合ごとの農作物通常責任共済金額を記入すること。
- 8 支払保険金は、農作物政府保険区分ごとの支払共済金から当該区分ごとの農作物通常責任共済金額を差し引いて得た金額に0.95を乗じて得た金額を記入する。